

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
1	第1章 災害予防対策 第1節 地震に強いまちの形成 第1 地震に強いまちづくり	1	第1章 災害予防対策 第1節 地震に強いまちの形成 第1 地震に強いまちづくり																																					
2	3 揺れに強いまちづくりの推進 (1) (略) (2) 耐震化を促進するための環境整備 市は、 <u>住民</u> や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。 (3)～(4) (略) <u>(新設)</u>  <u>4 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (略)</u> <u>5 長寿命化計画の作成 (略)</u>	2	3 揺れに強いまちづくりの推進 (1) (略) (2) 耐震化を促進するための環境整備 市は、 <u>市民</u> や所有者等が耐震化の必要性を認識するために、建築物やその耐震性に関する情報の開示・提供を充実させるとともに、耐震改修に関するアドバイス等のサービス強化やわかりやすいマニュアル策定等、耐震化の促進支援策の充実を図るよう努める。 (3)～(4) (略) <u>4 所有者不明土地の利活用</u> <u>市は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u> <u>5 地震防災緊急事業五箇年計画の推進 (略)</u> <u>6 長寿命化計画の作成 (略)</u>	用語の統一  県地域防災計画変更の反映																																				
3	第2節 地盤にかかる施設等の災害対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 土砂災害防止対策の推進</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>第3 農業施策等</u></td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第4 液状化対策の推進</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>—</td><td>—</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 土砂災害防止対策の推進	(略)	(略)	第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進	(略)	(略)	<u>第3 農業施策等</u>	(略)		第4 液状化対策の推進	(略)		—	—		3	第2節 地盤にかかる施設等の災害対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 土砂災害防止対策の推進</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td><u>第3 農林水産業災害予防対策</u></td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第4 液状化対策の推進</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td><u>第5 盛土等による災害防止</u></td><td><u>建築指導課</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 土砂災害防止対策の推進	(略)	(略)	第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進	(略)	(略)	<u>第3 農林水産業災害予防対策</u>	(略)		第4 液状化対策の推進	(略)		<u>第5 盛土等による災害防止</u>	<u>建築指導課</u>		組織変更に伴う修正  県地域防災計画変更の反映
項目	担当	関係機関																																						
第1 土砂災害防止対策の推進	(略)	(略)																																						
第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進	(略)	(略)																																						
<u>第3 農業施策等</u>	(略)																																							
第4 液状化対策の推進	(略)																																							
—	—																																							
項目	担当	関係機関																																						
第1 土砂災害防止対策の推進	(略)	(略)																																						
第2 山地災害危険地区の計画的な整備の推進	(略)	(略)																																						
<u>第3 農林水産業災害予防対策</u>	(略)																																							
第4 液状化対策の推進	(略)																																							
<u>第5 盛土等による災害防止</u>	<u>建築指導課</u>																																							

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
3	第1 土砂災害防止対策の推進 <u>(新設)</u>	3	第1 土砂災害防止対策の推進 <u>1 土砂災害防止対策の推進</u> 市は、土砂災害のおそれのある箇所における砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備等に加え、土砂災害に対する警戒避難に必要な雨量計、ワイヤーセンサー等の設置及び流木・風倒木流出防止対策を含め、総合的な土砂災害対策を推進する。特に、土砂・流木による被害の危険性が高い中小河川において、土砂・流木捕捉効果の高い透過型砂防堰堤等の整備を実施するとともに、土砂・洪水氾濫による被害の危険性が高い河川において、砂防堰堤、遊砂地等の整備を実施する。	県地域防災計画変更の反映
3	<u>1 土砂災害警戒区域等の周知</u> 市は、 <u>土砂災害危険区域</u> や <u>土砂災害警戒区域等</u> 、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。	3	<u>2 土砂災害警戒区域等の周知</u> 市は、 <u>県が調査・公表した土砂災害警戒区域等</u> や <u>土砂災害調査予定箇所など</u> 、被害の発生するおそれのある地域を地域防災計画に掲載するとともに、ハザードマップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、現場への標識・標柱の設置等により継続的に周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。 <u>さらに、避難情報の発令時や土砂災害の発生時に求められる市民の避難行動について周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努める。</u>	県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正
3	第3 農業施設等 <u>市は、次により災害に強い農村づくりを推進する。</u>  1 農業・農村における基盤整備の推進 農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、 <u>地震に強い農村構造の形成</u> を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。  2 農業施設の耐震性の改善 <u>—</u>  新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。	4	第3 農林水産業災害予防対策 市は、 <u>大規模な地震災害により、農業、畜産業、養蚕業、林業及び水産業の施設等への災害を最小限に食い止めるため、県、各関係機関と相互に連携を保ちながら、的確な対応を行う。</u>  1 農業・農村における基盤整備の推進 農業用施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、 <u>自然災害に対応した農村地域の防災・減災対策の強化</u> を図るため、みやぎ農業農村整備基本計画等に基づき、農業農村整備事業等を推進する。  2 農地、農業用施設の災害の防止 農業の有する多面的機能を発揮、維持するため、「防災重点農業用ため池」を中心としたため池や排水機場等の農業用排水施設の点検、整備、補修、更新・改修を、 <u>国的新たな土地改良長期計画等に則し総合的に推進し、災害の未然防止を図る。</u>  新築、増改築される農業用施設については、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合
3	<u>3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備</u> 農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。	4	<u>—</u> <u>また、農業用施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。</u>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p><u>4 農業被害の予防対策</u> 農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。(略)</p>		<p><u>3 農業被害の予防対策</u> 農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。(略)</p>	
-	(新設)	4	<p><u>4 集落の安全確保</u> <u>集落の安全確保を図るため、避難路、避難地、延焼遮断帯、農道、農業集落道、緊急時に消防用水や生活用水として取水することができる農業用排水施設、災害時の情報伝達を行うために必要な情報基盤施設について、緊急的な利用も考慮し、下記内容の整備を推進する。</u></p> <p><u>(1) 避難路や避難地等の確保</u></p> <p><u>ア 避難路整備</u> <u>緊急車両の通行及び避難路の確保のための農道・集落道の整備</u></p> <p><u>イ 災害拠点整備</u> <u>災害時の避難地や災害対策拠点として活用するため、防災ヘリコプター等の場外離着陸場等としても利用できる農村公園緑地の整備</u></p> <p><u>ウ 避難地用地整備</u> <u>被災時の仮設住宅等の建設にも活用できる用地の整備</u></p> <p><u>(2) 消防用施設の確保</u></p> <p><u>ア 営農飲雜用水施設整備</u> <u>防火用水が確保されていない地域での防火用水等の整備</u></p> <p><u>イ 防火水槽整備</u></p> <p><u>(3) 集落の防災設備整備</u></p> <p><u>ア 集落防災設備整備</u> <u>地すべり工、土留工、雨水排水路等の集落の安全のため必要な施設の整備</u></p> <p><u>イ 公共施設補強整備</u> <u>地震等の防災上補強が必要な既存の橋梁等の公共施設の整備</u></p> <p><u>(4) 災害情報の伝達施設の確保</u> <u>情報基盤施設整備…住民に対する農業情報の提供とともに災害時の情報伝達を行うために必要な防災無線の整備</u></p> <p><u>(5) 病害虫防除体制の整備</u> <u>市町村やJA等関係機関の連携を図り、防除実施に当たる体制整備に努める</u></p> <p><u>(6) 防災営農技術等の普及</u> <u>地震災害に対応する技術対策の指導を徹底し、災害の未然防止に努める</u></p> <p><u>(7) 林業対策</u></p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																													
			<p style="color: red;">森林の生育状況などに応じた適時適切な保育・間伐の実施等を通じた地震災害に強い健全な森林の育成を助言する。また、流木災害が発生するおそれのある森林について、流木捕捉式治山ダムの設置や間伐等の森林整備などの対策を推進する。</p>																														
4	第4 液状化対策の推進 (略)	5	第4 液状化対策の推進 (略)																														
-	(新設)	5	<p style="color: red;"><b>第5 盛土等による災害防止</b></p> <p style="color: red;">県が行う宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく既存盛土等に関する調査等において、危険が確認された盛土等については、各法令に基づき、県が速やかに監督処分や撤去命令等の行政処分など、盛土等に伴う災害を防止するために必要な措置を行うことになるが、対策が完了するまでの間に、市の地域防災計画や避難情報の発令基準等の見直しが必要になった場合には、県に適切な助言や支援を求める。</p>	県地域防災計画変更の反映																													
5	第3節 海岸保全施設等の <u>災害対策</u>	6	第3節 海岸保全施設等の <u>整備</u>	県地域防災計画変更の反映																													
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 海岸保全施設等の整備</td> <td>●水産課</td> <td>東部地方振興事務所、東部土木事務所</td> </tr> <tr> <td>第2 河川管理施設</td> <td>●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課</td> <td>北上川下流河川事務所、東部土木事務所</td> </tr> <tr> <td>第3 農業 施設</td> <td>農林課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 港湾・漁港等の施設</td> <td>●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課</td> <td>東部地方振興事務所、石巻港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 海岸保全事業等の実施</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋</p> <p>海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、隨時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。 (略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 海岸保全施設等の整備	●水産課	東部地方振興事務所、東部土木事務所	第2 河川管理施設	●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課	北上川下流河川事務所、東部土木事務所	第3 農業 施設	農林課		第4 港湾・漁港等の施設	●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課	東部地方振興事務所、石巻港湾事務所	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 海岸保全施設等の整備</td> <td>●水産課</td> <td>東部地方振興事務所、東部土木事務所</td> </tr> <tr> <td>第2 河川管理施設</td> <td>●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課</td> <td>北上川下流河川事務所、東部土木事務所</td> </tr> <tr> <td>第3 農業用施設</td> <td>農林課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 港湾・漁港等の施設</td> <td>●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課</td> <td>東部地方振興事務所、石巻港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 海岸保全施設等の整備</p> <p>1 海岸保全事業等の実施</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋</p> <p>海岸管理者は、地震災害を防止し又は地震災害が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、隨時改修を進めるなど海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期す。 (略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 海岸保全施設等の整備	●水産課	東部地方振興事務所、東部土木事務所	第2 河川管理施設	●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課	北上川下流河川事務所、東部土木事務所	第3 農業用施設	農林課		第4 港湾・漁港等の施設	●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課	東部地方振興事務所、石巻港湾事務所	
項目	担当	関係機関																															
第1 海岸保全施設等の整備	●水産課	東部地方振興事務所、東部土木事務所																															
第2 河川管理施設	●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課	北上川下流河川事務所、東部土木事務所																															
第3 農業 施設	農林課																																
第4 港湾・漁港等の施設	●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課	東部地方振興事務所、石巻港湾事務所																															
項目	担当	関係機関																															
第1 海岸保全施設等の整備	●水産課	東部地方振興事務所、東部土木事務所																															
第2 河川管理施設	●河川港湾高規格道路整備推進課、道路課	北上川下流河川事務所、東部土木事務所																															
第3 農業用施設	農林課																																
第4 港湾・漁港等の施設	●水産課、河川港湾高規格道路整備推進課	東部地方振興事務所、石巻港湾事務所																															

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等		
5	<p>第2 河川管理施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋</td></tr> </table> <p>第3 河川管理施設</p> <p>1 <u>維持管理</u>の実施 河川管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努める。</p> <p>2 計画的な耐震対策の推進 河川管理者は、施設の耐震対策については、充分に診断を実施し、計画的に推進する。</p> <p>3 応急復旧及び水防活動の体制整備 河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。</p> <p>4 防災拠点等の整備 河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋	6	<p>第2 河川管理施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋</td></tr> </table> <p>第3 河川管理施設</p> <p>1 <u>事業</u>の実施 河川管理者は、河川整備基本方針及び河川整備計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。 <u>(削除)</u></p> <p>2 応急復旧及び水防活動の体制整備 河川管理者は、施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合に備え、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を行う体制をあらかじめ構築する。</p> <p>3 防災拠点等の整備 河川管理者は、出水時には水防活動の拠点となり、地震災害時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難や物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋						
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋						
6	<p>第3 農業 施設</p> <p>市は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案・農水省)」のため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。</p>	7	<p>第3 農業用施設</p> <p>市は、農業用排水施設の日常の維持管理及び定期的な点検の励行のほか、機能診断・評価に基づく補修・補強等を実施し、災害発生の防止を図る。特に、決壊した場合に下流に大きな影響があると考えられる防災重点農業用ため池等については、緊急連絡体制等を整備するとともに、優先的に耐震調査等の詳細調査を実施し、緊急性が高いと判断された施設について改修、耐震化、統廃合等の対策を行うほか、施設管理者と調整の上、ハザードマップの作成・公表に向けた支援を実施し、関係住民への適切な情報提供を図る。その他の「地震後の農業用ため池緊急点検要領(案・農水省)」の対象ため池についても、迅速な点検の実施・結果報告及び応急対策等の体制維持・強化を図る。</p>	県計画との整合		
6	<p>第4 港湾・漁港等の施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋</td></tr> </table> <p>第6 港湾・漁港等の施設</p> <p><u>主要施設の耐震性確保</u> 港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤 等 港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋	7	<p>第4 港湾・漁港等の施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋</td></tr> </table> <p>第6 港湾・漁港等の施設</p> <p>港湾管理者及び漁港管理者は、岸壁、防波堤 等 港湾・漁港等の主要施設について、地質調査や経済的な対策工法の検討を進め、耐震診断や補強による耐震性の確保を図る。</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋						
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-4の抜粋						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
7	<b>第4節 交通施設の災害対策</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 交通施設の災害対策</td><td>商工課、観光<u>課</u>、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課</td><td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>東部地方振興事務所</u>、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u>課</u> 、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>東部地方振興事務所</u> 、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関	8	<b>第4節 交通施設の災害対策</b> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 交通施設の災害対策</td><td>商工課、観光<u>政策</u>課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課</td><td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>南三陸沿岸国道事務所</u>、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u>政策</u> 課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関	組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u>課</u> 、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>東部地方振興事務所</u> 、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関														
項目	担当	関係機関														
第1 交通施設の災害対策	商工課、観光 <u>政策</u> 課、水産課、農林課、都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課、●道路課	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所</u> 、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、その他関係機関														
7	<b>第1 交通施設の災害対策</b> 1 道路施設の予防対策 (1) 道路 ア 耐震・ <u>耐津波</u> 性の強化 <p>災害により、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災<u>対策</u>等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たって、耐震基準に基づいた整備を図る。</p> イ 信頼性の高い道路網の形成 <p><u>緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、空港、港湾等主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。</u></p> ウ～エ (略) (2) 橋梁 <p>落橋、変状等の被害が想定される道路橋<u>一</u>については、点検を行い、必要に応じて橋梁補強工事を実施し耐震性・耐津波性を高めるとともに、点検を充実させる。</p> (3) (略) (4) 道路附属施設 <p>災害における道路情報の迅速・正確な提供を行うための道路情報提供装置や、夜間における安全かつ迅速な避難を可能にするための街路灯等の整備を図る。</p>	8	<b>第1 交通施設の災害対策</b> 1 道路施設の予防対策 (1) 道路 ア 耐震 <u>一</u> 性の強化 <p>災害により、道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災<u>工事</u>等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。</p> イ 避難路の安全対策 <p><u>避難計画に位置づけられる避難路においては、安全性や機能性が確保されているかを確認の上、問題箇所を抽出し、道路の改築や新設を含め、必要な対策を講じる。</u></p> ウ～エ (略) (2) 橋梁 <p>落橋、変状等の被害が想定される道路橋、<u>横断歩道及び側道橋等</u>については、点検を行い、必要に応じて橋梁補強工事を実施し耐震性・耐津波性を高めるとともに、点検を充実させる。</p> (3) (略) (4) 道路附属施設 <p>災害における道路情報の迅速・正確な提供を行うための道路情報提供装置や、夜間における安全かつ迅速な避難を可能にするための街路灯等の整備を図る。</p> <p><u>また、道路管理者と調整の上、避難計画に位置づけられる避難対象地域から、いつでも誰でも安全かつ迅速に避難を行うことを支援するための避難誘導標識の整備に努める。</u></p>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映												
8	<u>3</u> 港湾施設の予防対策 <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋</td> </tr> <tr> <td>(新設)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋	(新設)	9	<u>2</u> 港湾施設の予防対策 <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋</td> </tr> <tr> <td><u>第3 港湾施設</u></td> </tr> <tr> <td><u>1 港湾施設の位置づけ</u></td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋	<u>第3 港湾施設</u>	<u>1 港湾施設の位置づけ</u>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映							
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋																
(新設)																
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋																
<u>第3 港湾施設</u>																
<u>1 港湾施設の位置づけ</u>																

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p style="color: red;">港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。中でも仙台塩釜港は重要な物流拠点として位置づけられており、仙台港区においては既に3岸壁が耐震強化岸壁として整備済みである。</p>	
8	<p><u>1 港湾施設の整備</u></p> <p><u>(2) 港湾施設の整備及び管理</u></p> <p>港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地<u>及び耐震強化岸壁等と緊急輸送網を接続する臨港道路等</u>を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。</p> <p>気仙沼港等の地方港湾についても、震災後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。</p> <p>また<u>港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、耐震強化岸壁等大規模地震対策施設に至る航路沿い等水域沿いの民間事業者が所有する港湾施設の耐震改修を促進する。</u></p>	9	<p><u>2 港湾施設の整備及び管理</u></p> <p>港湾管理者は、今後塩釜港区や石巻港区においても耐震強化岸壁の整備を一層推進するとともに、耐震強化岸壁と近接し物資の一時保管場所及び駐車場となる港湾緑地等を優先的に整備し、被災地への物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の整備・管理に努める。</p> <p>気仙沼港等の地方港湾についても、<u>地震災害</u>後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備・管理に努める。</p> <p>また<u>港湾管理者は、緊急輸送等災害時に必要な航路機能を確保するため、航路泊地の浚渫事業の推進に努める。</u></p>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
8	<p><u>4 漁港施設の予防対策</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋</p> <p>漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港（気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜、閑上）及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。</p> <p><u>2 鉄道施設の予防対策</u></p> <p>(略)</p>	9	<p><u>3 漁港施設の予防対策</u></p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-5の抜粋</p> <p><u>第4 漁港施設</u></p> <p>漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、地震発生後の防御機能の維持のため、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港（気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜、閑上）及びその補完漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。</p> <p><u>4 鉄道施設の予防対策</u></p> <p>(略)</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
9	<p>第5節 都市の防災対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市街地開発事業等の推進</td><td>危機対策課、●都市計画課</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 都市公園施設</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第1 市街地開発事業等の推進 1 市街地<u>開</u>発事業等の推進 (略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 市街地開発事業等の推進	危機対策課、●都市計画課		第2 都市公園施設			11	<p>第5節 都市の防災対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 市街地開発事業等の推進</td><td>危機対策課、●都市計画課</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 都市公園施設</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>第1 市街地開発事業等の推進 1 市街地<u>再</u>開発事業等の推進 (略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 市街地開発事業等の推進	危機対策課、●都市計画課		第2 都市公園施設			県計画との整合 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関																				
第1 市街地開発事業等の推進	危機対策課、●都市計画課																					
第2 都市公園施設																						
項目	担当	関係機関																				
第1 市街地開発事業等の推進	危機対策課、●都市計画課																					
第2 都市公園施設																						
9	第2 都市公園施設  市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び <u>適正配置</u> を行うとともに、市が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。	11	第2 都市公園施設  市は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び <u>配置、ネットワークの形成を図る</u> とともに、市が避難場所に指定する都市公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽、防災トイレ等の整備に努める。	県地域防災計画変更の反映																		
10	<p>第6節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 公共施設の予防対策</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) 耐震性等の確保</p> <p>市及び施設管理者は、庁舎、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等の要配慮者に<u>かかわる</u>施設、複合文化施設等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐津波性の確保を図る。</p> <p>(2) 特に配慮を要する施設の防災拠点化</p> <p>市は、行政関連施設、避難所等、要配慮者に<u>かかわる</u>施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	12	<p>第6節 建築物等の予防対策</p> <p>第1 公共施設の予防対策</p> <p>1 公共建築物全般の対策</p> <p>(1) 耐震性等の確保</p> <p>市及び施設管理者は、庁舎、学校等の行政関連施設、病院等の医療施設、社会福祉施設等の要配慮者に<u>関わる</u>施設、複合文化施設等の不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物について、一層の耐震性、不燃性、耐津波性の確保を図る。</p> <p>(2) 特に配慮を要する施設の防災拠点化</p> <p>市は、行政関連施設、避難所等、要配慮者に<u>関わる</u>施設等については、浸水の危険性のより低い場所への誘導を図る。</p> <p><u>(3) 停電対策の強化</u></p> <p><u>市及び施設管理者は、地震災害時の停電に備え、バッテリー、無停電電源装置、自家発電設備等の整備に努める。</u></p> <p><u>(4) 活断層の回避</u></p> <p><u>市は、公共建築物等について、できるだけ活断層直近を避けた場所に立地するよう整備するものとし、やむを得ず立地する場合には、地質調査などに基づき、活断層直上を回避する。</u></p>	県計画との整合  県地域防災計画変更の反映																		
10	2 教育施設  市教育委員会及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全 <u>を</u> 図るために、次の対策を講じる。 (略)	12	2 教育施設  市教育委員会及び市は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全 <u>の確保</u> を図るために、次の対策を講じる。 (略)	県計画との整合																		

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
11	<p>第2 一般建築物 1 既存建築物の耐震化 (略) また、市は、市民に対し、「木造住宅耐震診断事業」や「木造住宅耐震改修工事助成事業」について周知し、耐震化の促進を図る。 2 (略) 第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 (略) 第4 文化財の防災対策 (略)</p>	13	<p>第2 一般建築物 1 既存建築物の耐震化 (略) また、市は、市民に対し、「木造住宅耐震診断事業」や「木造住宅耐震改修工事助成事業」について周知し、耐震化の促進を図る。 2 (略) 第3 落下物及び倒壊建物、ブロック塀等の安全対策 (略) 第4 文化財の防災対策 (略)</p>	記載の適正化												
12	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ライフライン施設等の予防対策</td> <td>●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課</td> <td>東北電力ネットワーク (株) 石巻電力センター、 <u>東日本電信電話</u>(株)宮城事業部、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、 石巻ガス (株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 ライフライン施設等の予防対策 1 上水道施設 石巻地方広域水道企業団は、地域の状況等を考慮しながら、災害時においても断水等の影響を最小限にするため、容易な復旧を可能とすることを基本とし、危機管理体制の整備に努める。 2～3 (略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク (株) 石巻電力センター、 <u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、 石巻ガス (株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関	14	<p>第7節 ライフライン施設等の予防対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 ライフライン施設等の予防対策</td> <td>●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課</td> <td>東北電力ネットワーク (株) 石巻電力センター、 <u>NTT 東日本</u>(株)宮城事業部、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、石巻ガス (株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関</td> </tr> </tbody> </table> <p>第1 ライフライン施設等の予防対策 1 上水道施設 石巻地方広域水道企業団は、地域の状況等を考慮しながら、<u>地震</u>災害時においても断水等の影響を最小限にするため、容易な復旧を可能とすることを基本とし、危機管理体制の整備に努める。 2～3 (略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク (株) 石巻電力センター、 <u>NTT 東日本</u> (株)宮城事業部、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、石巻ガス (株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関	県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク (株) 石巻電力センター、 <u>東日本電信電話</u> (株)宮城事業部、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、 石巻ガス (株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関														
項目	担当	関係機関														
第1 ライフライン施設等の予防対策	●下水道管理課、下水道建設課、廃棄物対策課	東北電力ネットワーク (株) 石巻電力センター、 <u>NTT 東日本</u> (株)宮城事業部、(一社) 宮城県 LP ガス協会石巻地区各支部、石巻ガス (株)、石巻地方広域水道企業団、石巻地区広域行政事務組合、その他関係機関														
13	<p>4 ガス施設 (1) (略) (2) 都市ガス事業者</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋 (1) ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)並びに<u>一般社団法人</u>日本ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。 (略) (新設)</p>	15	<p>4 ガス施設 (1) (略) (2) 都市ガス施設</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2－8の抜粋 (1) ガス事業者は、「ガス事業法」(昭和29年法律第51号)並びに<u>(一社)日本</u>ガス協会が定める各種指針に基づきガス施設の耐震化を推進する。また、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講じるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資機材の整備を図る。 (略) (2) 仙台市ガス局の対応 (略)</p>	県計画との整合												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>(2) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</p> <p>(3) ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。</p> <p>(4) ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。</p> <p>5 (略)</p>		<p>(3) 関東東北産業保安監督部東北支部は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</p> <p>(4) ガス事業者は、PE管等耐震性の高い導管への取替えを促進し、耐震化率の一層の向上を図るよう努める。</p> <p>(5) ガス事業者は、供給停止判断基準を見直し、供給継続・供給停止の可否判断の充実を図るよう努める。その際、あらかじめ、液状化による著しい地盤変位や盛土崩壊の可能性地区をリスト化し、これらを判断要素に盛り込む。また、特定製造所における感震自動ガス遮断装置の全数設置を促進する。</p> <p>5 (略)</p>	
-	(新設)	17	<p><b>6 共同溝・電線共同溝の整備</b></p> <p>市は、関係機関と密接な連携をとりつつ、ライフライン共同収容施設としての共同溝・電線共同溝の整備等を図るよう努める。その際には、各種ライフラインの特性等を勘案する。</p>	県計画との整合
15	<p><b>6 廃棄物処理施設</b></p> <p>(1) 処理施設の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>市は、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の最終処分場の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。</p> <p>(略)</p>	17	<p><b>7 廃棄物処理施設</b></p> <p>(1) 処理施設の耐震化等</p> <p>(略)</p> <p>市の最終処分場については、災害時に備え残余容量を確保することとし、既存の残余容量等を踏まえ、必要に応じて新規の処分場について計画的に整備を進める。</p> <p>(略)</p>	県計画との整合
16	<p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス施設の予防対策</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋</p> <p>1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行<u>うとともに</u>、<u>緊急時連絡体制の整備</u>を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p>2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、<u>各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る</u>。</p>	18	<p>第8節 危険物施設等の予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 高圧ガス施設の予防対策</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋</p> <p><b>第4 高圧ガス施設</b></p> <p>1 高圧ガス製造<sub>ー</sub>・販売<sub>ー</sub>・貯蔵<sub>ー</sub>等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行い、<u>防災に必要な装備、資機材の充実に努めるとともに</u>、<u>緊急時連絡体制の整備</u>を図り、併せて、事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。</p> <p>2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、<u>自主保安体制の整備及び保安意識の高揚を推進し</u>、<u>各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図るほか、必要に応じ改善その他措置命令を行う</u>。</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																										
	3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督 <u>を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。</u>		3 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督 <u>の推進のために必要な指導・助言</u> を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。																											
16	3 火薬類 <u>施設</u> の予防対策 石巻地区広域行政事務組合消防本部は、実態把握を進め情報を共有するとともに、関係事業者に対する、法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等に努める。 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋  1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震 <u>発生した場合</u> 、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。 (略) 4 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。 <u>なお、警察は</u> 、安全性の確保のため火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び <u>消費者</u> 等に対し、関係機関・団体と協力して指導、 <u>取締り</u> を行う。 5 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督 <u>を強化するとともに</u> 、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。	18	3 火薬類 <u>製造施設等</u> の予防対策 石巻地区広域行政事務組合消防本部は、実態把握を進め情報を共有するとともに、関係事業者に対する、法令に基づく指導の強化や保安意識の啓発等に努める。 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋 <b>第5 火薬類製造施設等</b> 1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震 <u>災害時</u> 、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。 (略) 4 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する <u>ほか</u> 、安全性の確保のため、火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び <u>取扱業者</u> 等に対して、関係機関・団体と協力して指導を行う。 <u>また、警察は取締りを行う。</u> 5 関東東北産業保安監督部東北支部は、保安監督 <u>の推進のため、火薬類の製造、貯蔵等について必要な指導助言を行い</u> 、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映																										
17	4 毒物・劇物貯蔵施設の保安対策 ※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編2-8の抜粋  1~4 (略) 5 (略)	19	4 毒物劇物貯蔵施設の保安対策 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-9の抜粋 <b>第6 毒物劇物貯蔵施設</b> 1~4 (略) 5 (略)	県計画との整合																										
18	第9節 防災知識の普及 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災知識の普及、徹底</td> <td>●危機対策課、保健福祉総務課、観光<u>課</u>、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 市学校等教育機関における防災教育</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第3 市民の取組</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 災害教訓の伝承</td> <td>●震災伝承<u>推進室</u>、教育委員会</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光 <u>課</u> 、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)	第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)		第3 市民の取組	(略)	第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>推進室</u> 、教育委員会	20	第9節 防災知識の普及 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災知識の普及、徹底</td> <td>●危機対策課、保健福祉総務課、観光<u>政策</u>課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 市学校等教育機関における防災教育</td> <td>(略)</td> <td rowspan="3"></td> </tr> <tr> <td>第3 市民の取組</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第4 災害教訓の伝承</td> <td>●震災伝承<u>課</u>、教育委員会</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光 <u>政策</u> 課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)	第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)		第3 市民の取組	(略)	第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>課</u> 、教育委員会	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																												
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光 <u>課</u> 、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)																												
第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)																													
第3 市民の取組	(略)																													
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>推進室</u> 、教育委員会																													
項目	担当	関係機関																												
第1 防災知識の普及、徹底	●危機対策課、保健福祉総務課、観光 <u>政策</u> 課、水産課、河川港湾高規格道路整備推進課、教育委員会	(略)																												
第2 市学校等教育機関における防災教育	(略)																													
第3 市民の取組	(略)																													
第4 災害教訓の伝承	●震災伝承 <u>課</u> 、教育委員会																													

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
18	第1 防災知識の普及、徹底 1 (略)	20	第1 防災知識の普及、徹底 1 (略)	
18	2 市民 <u> </u> への防災知識の普及 (1) 防災関連行事の実施 ア 総合防災訓練、講演会等の実施 市は、市民 <u> </u> の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。 実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、 <u>地元住民</u> の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民 <u> </u> に周知させる。 イ 防災とボランティア関連行事の実施 市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く <u>地元住民</u> を対象とした、防災関連行事の実施に努める。 ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討 市は、東日本大震災の教訓を忘れず、 <u> </u> 津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。	20	2 市民等への防災知識の普及 (1) 防災関連行事の実施 ア 総合防災訓練、講演会等の実施 市は、市民等の防災意識の向上を図るため、防災関係機関と連携し、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。 実施に際しては、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット等の多種多様な広報媒体を活用し、広く周知させるとともに、 <u>市民等</u> の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を市民等に周知させる。 イ 防災とボランティア関連行事の実施 市は、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く <u>市民等</u> を対象とした、防災関連行事の実施に努める。 ウ 東日本大震災発生日の位置づけ検討 市は、東日本大震災の教訓を忘れず、 <u>地震</u> ・津波への備えを普及・啓発するため、その発生日(3月11日)の位置づけについて検討する。	県地域防災計画変更の反映
19	(2) ハザードマップ等の活用  市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、 <u> </u> 防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。  —	21	(2) ハザードマップ等の活用  市は、市民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、 <u>自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、防災に関する様々な動向や各種データをハザードマップ等の形で分かりやすく発信する。</u>  <u>また、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。</u>	県地域防災計画変更の反映
19	(3) 専門家の活用  市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、 <u> </u> 地震災害に関する専門家の活用を図る。	21	(3) 専門家の活用  市は、各地域において、防災リーダーの育成等、「自助」・「共助」の取組が適切かつ継続的に実施されるよう、 <u>気象防災アドバイザー等</u> 、地震災害に関する専門家の活用を図る。	県地域防災計画変更の反映
19	(4) 普及・啓発の実施  市は、 <u> </u> 教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びインターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス	21	(4) 普及・啓発の実施  市は、 <u>地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織、各種商工団体、その他の公共的団体</u> 、教育機関、民間団体等との密接な連携の下、以下の事項について、防災に関するテキストやマニュアルの配布、広報誌、パンフレット、新聞広告及びイ	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市民等への普及・啓発を図る事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動</li> <li>②震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震活動の状況等の地震情報</li> <li>③日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>④地震・津波に関する一般的な知識</li> <li>⑤北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</li> <li>⑥災害危険性に関する情報 (略)</li> <li>⑦避難行動に関する知識 (略)<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における災害種別毎の<u>指定緊急避難場所</u>及び避難路に関する知識</li> <li>・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</li> <li>・各地域における避難<u>情報の伝達方法</u>など</li> </ul></li> <li>⑧家庭内での予防・安全対策 (略)<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止等の対策の内容</li> <li>・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など</li> </ul></li> <li>⑨災害時にとるべき行動 (略)<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他避難<u>情報の発令時</u>、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動 (略) <u>(新設)</u></li> </ul></li> </ul>		<p>インターネット(ホームページ、メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス(SNS)等)、テレビ・ラジオ局、CATV局の番組、ビデオ・フィルムの製作・貸出、文字放送等の多種多様な広報媒体の活用や、有識者による防災をテーマとした研修や講演会、講習会、シンポジウム、座談会、実地研修等の開催等により、普及・啓発を図る。</p> <p style="text-align: center;"><b>【市民等への普及・啓発を図る事項】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地震発生時及び緊急地震速報を見聞きしたときにとるべき身を守る行動 <u>(削除)</u></li> <li>②日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識</li> <li>③地震・津波に関する一般的な知識</li> <li>④北海道・三陸沖後発地震注意情報及びこれに基づきとられる措置に関する知識</li> <li>⑤災害危険性に関する情報 (略)</li> <li>⑥避難行動に関する知識 (略)<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域における災害種別毎の<u>避難場所</u>及び避難路に関する知識</li> <li>・指定緊急避難場所、安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等の避難場所、避難経路等の確認</li> <li>・各地域における避難<u>の指示等</u>の伝達方法 など</li> </ul></li> <li>⑦家庭内での予防・安全対策 (略)<ul style="list-style-type: none"> <li>・出火防止等の対策の内容 (<u>消火器、ガスのマイコンメーター、感震ブレーカー、住宅用火災警報器の設置等</u>)</li> <li>・災害時の家族内の連絡・行動ルールを事前に決めること など</li> </ul></li> <li>⑧災害時にとるべき行動 (略)<ul style="list-style-type: none"> <li>・その他避難<u>の指示等が行われた場合</u>、北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信された場合にとるべき行動 (略) <u>⑨その他</u><ul style="list-style-type: none"> <li>・正確な情報入手の方法</li> <li>・防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容</li> <li>・帰宅困難者の発生を抑制するための「むやみに移動しないこと」</li> <li>・通常の避難との相違点を含めた広域避難の考え方</li> <li>・家屋が被災した際に、片付けや修理の前に、家屋の内外の写真を撮影するなど生</li> </ul></li> </ul></li> </ul>	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p style="color: red; text-decoration: underline;">活の再建に資する行動</p> <p style="color: red; text-decoration: underline;">・住居の耐震診断と必要な耐震改修の実施 など</p>	
20	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ア 要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識等の普及に当たり、<u>外国</u>語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等<u>多様な視点</u>に十分配慮する。</p> <p>イ 観光客等への対応</p> <p>市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>等</u>、広報に努める。</p> <p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>東日本電信電話</u>(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>(略)</p>	22	<p>(5) 要配慮者及び観光客等への配慮</p> <p>ア 要配慮者への配慮</p> <p>市は、防災知識等の普及に当たり、<u>多言</u>語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者、妊産婦、乳幼児の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、要配慮者に配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女及び性的マイノリティ（LGBT等）のニーズの違い等<u>に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いに配慮するよう努める。</u></p> <p>イ 観光客等への対応</p> <p>市は、現地の地理に不案内な観光客等に対しては、避難等に必要なパンフレットやチラシの配布に努めるとともに、市及び施設管理者は、避難場所を示す標識を設置する<u>など</u>、広報に努める。</p> <p>(6) 災害時の連絡方法の普及</p> <p>ア 災害時通信手段の利用推進</p> <p><u>NTT東日本</u>(株)宮城事業部は、災害時の連絡方法として、公衆電話等の活用、災害用伝言ダイヤル(171)や災害用伝言板(web171)の利用推進を図り、市は、その仕組みや利用方法等の周知に努める。</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合 委員意見の反映修正
21	<p>4 地域での防災知識の普及</p> <p>(1) ハザードマップの整備</p> <p>ア ハザードマップの作成・周知</p> <p>市は、<u>土砂災害警戒区域</u>等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、<u>住民</u>等に対し周知を図る。</p> <p>イ ハザードマップの有効活用</p> <p>市は、ハザードマップが<u>住民</u>等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。</p> <p>(略)</p>	23	<p>4 地域での防災知識の普及</p> <p>(1) ハザードマップの整備</p> <p>ア ハザードマップの作成・周知</p> <p>市は、<u>急傾斜地崩壊危険箇所</u>等を踏まえて避難場所、避難路等を示すハザードマップ等の整備を行い、<u>市民</u>等に対し周知を図る。</p> <p>イ ハザードマップの有効活用</p> <p>市は、ハザードマップが<u>市民</u>等の避難に有効に活用されるよう、その内容を十分検討する。</p> <p>(略)</p>	用語統一 県計画との整合
21	第2 市学校等教育機関における防災教育 (略)	24	第2 市学校等教育機関における防災教育 (略)	
22	<p>第3 市民の取組</p> <p>(略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人<u>一人</u>が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。</p>	25	<p>第3 市民の取組</p> <p>(略)</p> <p>また、「自助」「共助」の意識を持ち、一人<u>ひとり</u>が平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動する、初期消火を行う、近隣の負傷者及び避難行動要支援者を助けるなどの、防災への寄与に努める。</p>	用語統一 県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>1 食料・飲料水等の備蓄 「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品や定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 防災関連設備等の準備 非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器の設置、その他防災関連設備等の整備に努める。</p>		<p>1 食料・飲料水等の備蓄 「最低3日間、推奨1週間」分に相当する量の食料及び飲料水等の備蓄、非常持出品等の定期的な点検、玄関や寝室への配置などに努める。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 防災関連設備等の準備 非常用持出袋の準備、消火器等消火資機材、住宅用火災警報器、感震ブレーカーの設置、その他防災関連設備等の整備に努める。</p>	
23	<p>第4 災害教訓の伝承 市及び市教育委員会、防災関係機関は、東日本大震災の教訓を活かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 石碑やモニュメントの継承 市及び市教育委員会は、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>4 (略)</p>	26	<p>第4 災害教訓の伝承 <u>大規模災害は、発生頻度は低いものの、ひとたび発生すれば甚大な被害が発生する</u> <u>おそれがあることから、どのような状況下にあっても市民等が確実に避難するよう、</u> 市及び市教育委員会、防災関係機関は、東日本大震災等の大規模災害の教訓を生かし、今後の地震・津波対策を強化するため、歴史的資料の活用に基づく災害教訓・防災文化の伝承を行い、時間の経過とともに東日本大震災の経験や記憶が風化し、忘却されないようにしっかり後世に引き継ぐ。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 石碑やモニュメントの継承 市及び市教育委員会は、災害に関する石碑やモニュメント等の<u>自然災害伝承碑が</u>持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。</p> <p>4 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
24	<p>第10節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1 地震防災訓練の実施</p> <p>1 市の防災訓練</p> <p>(1) 総合防災訓練 (略) 内容は、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮する等、災害時の状況を明確にした実践的なものとする。また、<u>新型インフルエンザ等感染症を含む</u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	27	<p>第10節 地震防災訓練の実施</p> <p>第1 地震防災訓練の実施</p> <p>1 市の防災訓練</p> <p>(1) 総合防災訓練 (略) 内容は、要配慮者や男女のニーズの違いに配慮するなど、災害時の状況を明確にした実践的なものとする。また、<u>感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。</u></p> <p>(2)～(3) (略)</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
24	<p>2 関係機関の防災訓練</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-11 の抜粋</td> </tr> <tr> <td>第5 防災関係機関の防災訓練</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方<u>自治体</u>の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>1 実践的かつ効果的な訓練の推進</td> </tr> <tr> <td>訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大<u>震災</u>の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-11 の抜粋	第5 防災関係機関の防災訓練	防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方 <u>自治体</u> の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。	1 実践的かつ効果的な訓練の推進	訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大 <u>震災</u> の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。	(略)	27	<p>2 関係機関の防災訓練</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-11 の抜粋</td> </tr> <tr> <td>第5 防災関係機関の防災訓練</td> </tr> <tr> <td>防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方<u>公共団体</u>の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。</td> </tr> <tr> <td>1 実践的かつ効果的な訓練の推進</td> </tr> <tr> <td>訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大<u>規模地震災害</u>の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-11 の抜粋	第5 防災関係機関の防災訓練	防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方 <u>公共団体</u> の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。	1 実践的かつ効果的な訓練の推進	訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大 <u>規模地震災害</u> の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。	(略)	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合						
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-11 の抜粋																						
第5 防災関係機関の防災訓練																						
防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方 <u>自治体</u> の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。																						
1 実践的かつ効果的な訓練の推進																						
訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大 <u>震災</u> の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。																						
(略)																						
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-11 の抜粋																						
第5 防災関係機関の防災訓練																						
防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方 <u>公共団体</u> の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。																						
1 実践的かつ効果的な訓練の推進																						
訓練実施において重要となる状況設定及び被害想定並びに応急対策として講じるべき事項（シナリオ）については、過去の大 <u>規模地震災害</u> の教訓を踏まえ、より実践的かつ起こり得る最悪の事態を想定して作成し、訓練を行う。																						
(略)																						
-	(新設)	28	<p><u>3 救助・救急関係機関の教育訓練</u></p> <p><u>市及び関係事業者は、職員の安全確保を図りつつ、効率的な救助・救急活動を行うため、「顔の見える関係」を構築し信頼感を醸成するよう努め、相互の連携体制の強化を図るとともに、職員の教育訓練を行い、救助・救急機能の強化を図る。</u></p>	県計画との整合																		
25	<p><u>3 学校等の防災訓練</u></p> <p>(略)</p> <p>また、校園外活動（自然体験学習、校外学習<u>を含む</u>。）等で海浜部<u>を利用する</u>場合は、事前に<u>津波防災に係る避難計画を策定する</u>。</p>	28	<p><u>4 学校等の防災訓練</u></p> <p>(略)</p> <p>また、校園外活動（自然体験学習、校外学習、<u>野外活動</u>を含む。）等で海浜部<u>又は山間部</u>を利用する場合は、事前に<u>地震・津波防災学習を実施するとともに、避難訓練の実施に努める</u>。</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合																		
25	<p><u>4 事業所の防災訓練</u></p> <p>事業所は、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のため、防災訓練を実施する。避難場所や津波避難ビルに指定されている場合は、一時的に市民を受<u>入れ</u>ることを想定した訓練も実施する。</p> <p>(略)</p>	28	<p><u>5 事業所の防災訓練</u></p> <p>事業所は、避難行動や基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟のため、防災訓練を実施する。避難場所や津波避難ビルに指定されている場合は、一時的に市民を受<u>け入れ</u>ることを想定した訓練も実施する。</p> <p>(略)</p>	県計画との整合																		
26	<p>第11節 地域における防災体制</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>担当</td> <td>関係機関</td> </tr> <tr> <td>第1 自主防災組織の育成</td> <td><u>危機対策</u>課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 地区防災計画の提案</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自主防災組織の育成	<u>危機対策</u> 課		第2 地区防災計画の提案	(略)		29	<p>第11節 地域における防災体制</p> <table border="1"> <tr> <td>項目</td> <td>担当</td> <td>関係機関</td> </tr> <tr> <td>第1 自主防災組織の育成</td> <td><u>地域安全推進</u>課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 地区防災計画の提案</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 自主防災組織の育成	<u>地域安全推進</u> 課		第2 地区防災計画の提案	(略)		災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																				
第1 自主防災組織の育成	<u>危機対策</u> 課																					
第2 地区防災計画の提案	(略)																					
項目	担当	関係機関																				
第1 自主防災組織の育成	<u>地域安全推進</u> 課																					
第2 地区防災計画の提案	(略)																					
26	<p>第1 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主防災組織の育成及び強化</p>	29	<p>第1 自主防災組織の育成</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主防災組織の育成及び強化</p>	県計画との整合																		

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	(1) 市は、自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効性のある自主防災組織の育成に努める。 (2) 市は、県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するため、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。 (略)		(1) 市は、自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効性のある自主防災組織の育成に努める。 (2) 市は、県及び関係機関と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するため、研修会、講習会等を開催するとともに、多様な世代が参加できるような環境の整備を行い、これらの組織の日常化、訓練の実施を促す。 (略)	
28	第12節 ボランティアのコーディネート 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 1～2 (略) 3 災害ボランティアセンターの環境整備 市は、県と連携し、(社福) 石巻市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが、効果的な活動を可能となるよう必要な支援を行う。 4 (略)	31	第12節 ボランティアのコーディネート 第1 災害ボランティアコーディネート体制の整備 1～2 (略) 3 災害ボランティアセンターの環境整備 市は、県と連携し、(社福) 石巻市社会福祉協議会が運営する災害ボランティアセンターが、効果的な活動を可能となるよう必要な支援を行う。 4 (略)	記載の適正化
28	第2 災害ボランティアの養成 1 災害ボランティアの普及・啓発 市及び(社福) 石巻市社会福祉協議会は、災害支援活動団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に対する市民の意識を高めるための普及・啓発活動に努める。	32	第2 災害ボランティアの養成 1 災害ボランティアの普及・啓発 市及び(社福) 石巻市社会福祉協議会は、災害支援活動団体等と相互に連携し、災害ボランティア活動に対する市民の意識を高めるための普及・啓発に努める。	県地域防災計画変更の反映
29	2 災害ボランティアの養成 (1)～(3) (略) (4) 災害ボランティア活動の環境整備 市は、災害ボランティアの活動環境として、市、(社福) 石巻市社会福祉協議会、ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。 (略) ――	32	2 災害ボランティアの養成 (1)～(3) (略) (4) 災害ボランティア活動の環境整備 市は、災害ボランティアの活動環境として、市、(社福) 石巻市社会福祉協議会、ボランティアの三者で連携し、平常時の登録、ボランティア活動や避難所運営等に関する研修や訓練の制度、災害時における災害ボランティア活動の受入れや、調整を行う体制、災害ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を研修や訓練を通じて推進する。 (略) <u>災害ボランティアセンターの設置及び運営に当たっては、あらかじめ災害ボランティアセンターの設置箇所を明確化するよう努めるとともに、災害ボランティアセンターを運営する者との役割分担等を定めるよう努める。</u>	県計画にある記載の具体化 委員意見の反映修正
30	第13節 企業等の防災対策の推進 第1 企業等の役割 1 企業等の活動 (1)～(4) (略)	33	第13節 企業等の防災対策の推進 第1 企業等の役割 1 企業等の活動 (1)～(4) (略)	県地域防災計画変更の反映 津波編との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	(新設)		(5) 市への報告 主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設等の所有者又は管理者は、施設利用者の円滑かつ迅速な避難を確保するため、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表、当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし、作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市に報告するものとする。	
30	2 市の役割 (1) 防災に関するアドバイスの実施 地域の訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。  (2) ~ (3) (略)	34	2 市の役割 (1) 防災に関するアドバイスの実施 市は、地域の訓練等への積極的参加を呼びかけ、防災に関するアドバイスを行う。  (2) ~ (3) (略)	主語の明確化
33	第15節 情報通信網の整備 第1 県、関係機関等との災害通信網の整備 市は、災害時の通信を確保するために、伝送路の多__ルート化や関連装置の二重化を考慮して、次の通信施設の整備を図る。 1~3 (略)	36	第15節 情報通信網の整備 第1 県、関係機関等との災害通信網の整備 市は、災害時の通信を確保するために、伝送路の多__ルート化や関連装置の二重化を考慮して、次の通信施設の整備を図る。 1~3 (略)	県計画との整合
33	第2 市民への通信体制の整備と周知 1 地域__からの情報収集体制の整備 市は、__災害発生時の被災状況や問題発生状況を__把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段__を活用し、__多様な__災害関連情報等を収集する体制を整備する。 2 情報伝達手段の確保 (略) (5) SNS (ツイッター、フェイスブック等) の活用 (略)	36	第2 市民への通信体制の整備と周知 1 地域住民等からの情報収集体制の整備 市は、県と連携し、災害発生時の被災状況や問題発生状況を幅広く迅速に把握するため、衛星通信、電子メール、防災行政無線等の通信手段や無人航空機を活用するとともに、民間企業、市民等の災害関連情報等を収集する体制を整備する。 2 情報伝達手段の確保 (略) (5) SNS (LINE、フェイスブック等) の活用 (略)	県計画との整合 県担当課意見の反映修正
34	3 要配慮者への情報伝達手段の確保 (1) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の導入を検討する。 ア 高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付き）  (2) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の普及に努める。 ア 視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話 イ 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話	37	3 要配慮者への情報伝達手段の確保 (1) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の導入を検討する。 ア 高齢者でも扱える携帯端末（ワンタッチボタン、GPS機能付き） イ デジタルサイネージ（ディスプレイ等に災害情報等を常に表示できるもの） (2) 市は、各種福祉関連団体と協同し、次の情報伝達手段の普及に努める。 ア 聴覚障害者向けの文字情報によるラジオ放送 イ 視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話 ウ 肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話	県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
35	<p>第16節 職員の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 業務継続計画(BCP)の整備</td><td>●総務課、管財課、<u>ICT総合推進課</u>、その他関係課</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の整備	(略)		第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>ICT総合推進課</u> 、その他関係課		38	<p>第16節 職員の配備体制</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 活動体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 業務継続計画(BCP)の整備</td><td>●総務課、管財課、<u>DX推進課</u>、その他関係課</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 活動体制の整備	(略)		第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>DX推進課</u> 、その他関係課		組織変更に伴う修正												
項目	担当	関係機関																																
第1 活動体制の整備	(略)																																	
第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>ICT総合推進課</u> 、その他関係課																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 活動体制の整備	(略)																																	
第2 業務継続計画(BCP)の整備	●総務課、管財課、 <u>DX推進課</u> 、その他関係課																																	
35	<p>第1 活動体制の整備 1～4 (略) 5 感染症対策 市及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の<u>マスクの着用、定期的な手洗い及び消毒等の感染症対策</u>を徹底する。</p>	38	<p>第1 活動体制の整備 1～4 (略) 5 感染症対策 市及び防災関係機関は、災害対応に当たる職員等の<u>感染症対策のため、健康管理等</u>を徹底する。</p>	県地域防災計画変更の反映																														
35	<p>第2 業務継続計画(BCP)の整備 1 業務継続計画(BCP)の策定 市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制<u>を定めた</u>業務継続計画(BCP)を策定しており、活用できるように周知する。 (略)</p>	39	<p>第2 業務継続計画(BCP)の整備 1 業務継続計画(BCP)の策定 市は、災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制<u>と事後の対応力の強化を図るための</u>業務継続計画(BCP)を策定しており、活用できるように周知する。 (略)</p>	県計画との整合																														
36	<p>2 電源及び非常通信手段の確保 市は、<u>主要な</u>施設・設備において、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の準備等を行う。 3 (略)</p>	39	<p>2 電源及び非常通信手段の確保 市は、<u>防災中枢機能を果たす</u>施設・設備において、自家発電設備等の整備、燃料の備蓄、通信途絶時に備えた衛星携帯電話の準備等を行う。 3 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映																														
37	<p>第17節 防災拠点等の整備・充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備及び連携</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 防災拠点機能の確保・充実</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3 防災用資機材等の整備・充実</td><td>管財課、●危機対策課、<u>廃棄物対策課</u>、保健福祉総務課、道路課、その他関係課</td><td></td></tr> <tr> <td>第4 防災用資機材の確保対策</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災拠点の整備及び連携	(略)		第2 防災拠点機能の確保・充実			第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>廃棄物対策課</u> 、保健福祉総務課、道路課、その他関係課		第4 防災用資機材の確保対策			40	<p>第17節 防災拠点等の整備・充実</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 防災拠点の整備及び連携</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 防災拠点機能の確保・充実</td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>第3 防災用資機材等の整備・充実</td><td>管財課、●危機対策課、<u>地域安全推進課</u>、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課</td><td></td></tr> <tr> <td>第4 防災用資機材の確保対策</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 防災拠点の整備及び連携	(略)		第2 防災拠点機能の確保・充実			第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>地域安全推進課</u> 、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課		第4 防災用資機材の確保対策			災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																																
第1 防災拠点の整備及び連携	(略)																																	
第2 防災拠点機能の確保・充実																																		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>廃棄物対策課</u> 、保健福祉総務課、道路課、その他関係課																																	
第4 防災用資機材の確保対策																																		
項目	担当	関係機関																																
第1 防災拠点の整備及び連携	(略)																																	
第2 防災拠点機能の確保・充実																																		
第3 防災用資機材等の整備・充実	管財課、●危機対策課、 <u>地域安全推進課</u> 、廃棄物対策課、保健福祉総務課、道路課、その他関係課																																	
第4 防災用資機材の確保対策																																		
37	<p>第1 防災拠点機能の確保・充実 (略) 第2 防災拠点機能の確保・充実</p>	40	<p>第1 防災拠点機能の確保・充実 (略) 第2 防災拠点機能の確保・充実</p>	県計画との整合																														

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等				
	<p>(1) 市は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>代替エネルギー</u>システムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開、宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれら拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>		<p>(1) 市は、防災中枢機能を果たす施設・設備の充実及び災害に対する安全性の確保、総合的な防災機能を有する拠点・街区の整備、推進に努めるとともに、保有する施設・設備について、<u>再生可能エネルギー</u>等の代替エネルギー<del>エネルギー</del>システムや電動車の活用を含め自家発電設備、LPガス災害用バルク、燃料貯蔵設備等の整備や、十分な期間(最低3日間)の発電が可能となるような燃料の備蓄等を行い、平常時から点検、訓練等に努める。</p> <p>(2)～(3) (略)</p> <p>(4) 市は、関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、警察・消防・自衛隊等の部隊の展開<u>及び</u>宿営の拠点、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点、緊急輸送ルート等の確保及びこれら拠点等に係る関係機関との情報の共有に努めるとともに、候補地のリスト化を図る。</p>					
38	第3 防災用資機材等の整備・充実 (略)	41	第3 防災用資機材等の整備・充実 (略)					
38	第4 防災用資機材の確保対策 1 地域内での確保対策 (略) <u>—</u> 2～4 (略)	41	第4 防災用資機材の確保対策 1 地域内での確保対策 (略) <u>なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と燃料の優先供給についての協定の締結を推進するとともに、平常時から受注機会の増大などに配慮するよう努める。</u> 2～4 (略)	県計画との整合				
39	第18節 相互応援体制の整備 第1 相互応援体制の整備 1 受入れ体制の整備 (略) <u>—</u> 2～4 (略)	42	第18節 相互応援体制の整備 第1 相互応援体制の整備 1 受入れ体制の整備 (略) <u>さらに、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。</u> 2～4 (略)	県地域防災計画変更の反映				
40	第2 応援体制の整備 1 (略) 2 応援体制の強化 <table border="1"><tr><td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋</td></tr><tr><td><u>—</u> 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。</td></tr></table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋	<u>—</u> 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。	43	第2 応援体制の整備 1 (略) 2 応援体制の強化 <table border="1"><tr><td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋</td></tr><tr><td><u>3 応援体制の強化</u> 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。</td></tr></table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋	<u>3 応援体制の強化</u> 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。	県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋								
<u>—</u> 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-19の抜粋								
<u>3 応援体制の強化</u> 県及び市町村は、大規模災害が発生した際の被災市町村への応援を迅速かつ的確に実施できるよう、県・市町村合同での総合防災訓練などにおいて応援体制を検証し、さらなる連携の強化を図る。								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
40	第3 自衛隊との連携 (略)	43	第3 自衛隊との連携 (略)																																					
41	第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 医療救護体制の整備</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2 医薬品等の供給体制の整備</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3 福祉支援体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>――</td><td>――</td><td></td></tr><tr><td>――</td><td>――</td><td></td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)	第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)	第3 福祉支援体制の整備	(略)		――	――		――	――		44	第19節 医療救護体制・福祉支援体制の整備 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 医療救護体制の整備</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第2 医薬品等の供給体制の整備</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>第3 福祉支援体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr><tr><td>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</td><td>●危機対策課、健康推進課</td><td></td></tr><tr><td>第5 栄養支援体制の整備</td><td>健康推進課</td><td></td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)	第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)	第3 福祉支援体制の整備	(略)		第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	●危機対策課、健康推進課		第5 栄養支援体制の整備	健康推進課		県地域防災計画変更の反映
項目	担当	関係機関																																						
第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)																																						
第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 福祉支援体制の整備	(略)																																							
――	――																																							
――	――																																							
項目	担当	関係機関																																						
第1 医療救護体制の整備	(略)	(略)																																						
第2 医薬品等の供給体制の整備	(略)	(略)																																						
第3 福祉支援体制の整備	(略)																																							
第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備	●危機対策課、健康推進課																																							
第5 栄養支援体制の整備	健康推進課																																							
41	第1 医療救護体制の整備 1 医療救護体制の整備 市は、迅速に医療救護を実施するため、次の対策を実施する。 (1) 救護所の設置場所の確保及び保健医療活動の担当部門の設置 (2) (略) (3) 地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）を中心とした後方医療体制の整備  ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-20の抜粋  (4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院） イ (略) ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。 (イ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の震災時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能 (ロ) ~ (ホ) (略) 2~4 (略)	44	第1 医療救護体制の整備 1 医療救護体制の整備 市は、迅速に医療救護を実施するため、次の対策を実施する。 (1) 救護所の設置場所の確保及び保健医療福祉活動の担当部門の設置 (2) (略) (3) 地域災害拠点病院（石巻赤十字病院）を中心とした後方医療体制の整備  ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-20の抜粋  (4) 災害拠点病院（宮城DMAT指定病院） イ (略) ロ 災害拠点病院は次の機能を有する。 (イ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の地震災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度な診療機能 (ロ) ~ (ホ) (略) 2~4 (略)	県地域防災計画変更の反映																																				
42	第2 医薬品等の供給体制の整備 (略)	45	第2 医薬品等の供給体制の整備 (略)																																					
42	第3 福祉支援体制の整備 (略) このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、(社福)宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される災害派遣福祉チーム(DWAT。以下「災害派遣福祉チーム」という。)の派遣体制の整備に努める。 (略)	45	第3 福祉支援体制の整備 (略) このため、宮城県災害福祉広域支援ネットワーク協議会(県、県内市町村、(社福)宮城県社会福祉協議会、福祉関係団体等により構成)を基盤として広域的な福祉支援ネットワークの構築を図るとともに、避難所の高齢者、障害者、乳幼児等に対して支援を行うための福祉・介護の専門職から構成される宮城県災害派遣福祉チーム(DWAT。以下「災害派遣福祉チーム」という。)及び災害支援ナースの派遣体制の整備に努める。 (略)	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合																																				

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
-	(新設)  (新設)	47	<p><b>第4 避難所の環境改善・心身機能低下対策の整備</b></p> <p>大規模な災害時においては、避難生活の長期化が想定され、避難所の環境に適応しづらい高齢者、障害者等は普段実施している日常生活動作が制限されることで活動量が低下し、さらなる心身機能の低下や新たな障害の発生のリスクが高まる。</p> <p>市は、災害時の避難所の状況に応じ避難所環境の改善、心身機能低下の予防の取組が実施できるよう、県に対し、避難所の環境改善やリハビリテーション関連専門職の派遣調整などの支援を要望する。</p> <p><b>第5 栄養支援体制の整備</b></p> <p>県は、災害時の栄養支援活動が円滑に実施できるよう、「災害時公衆衛生活動ガイドライン」について、随時点検し見直しを行うとともに、平時より宮城県栄養士会との協力体制の構築に努めることとしている。</p> <p>市は、県に対し、災害時に厚生労働省及び日本栄養士会災害支援チーム（JDA-DAT）、宮城県栄養士会と連携して速やかに管理栄養士等を被災地に派遣するよう要望する。</p>	県地域防災計画変更の反映												
45	第20節 火災予防対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 火災予防対策</td> <td>●危機対策課、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 火災予防対策	●危機対策課、石巻市消防団	(略)	48	第20節 火災予防対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 火災予防対策</td> <td>●地域安全推進課、石巻市消防団</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 火災予防対策	●地域安全推進課、石巻市消防団	(略)	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関														
第1 火災予防対策	●危機対策課、石巻市消防団	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 火災予防対策	●地域安全推進課、石巻市消防団	(略)														
45	<p>第1 火災予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防力の強化</p> <p>(新設)</p> <p>(1) 消防資機材等の整備</p> <p>ア 車両及び資機材等の整備促進</p> <p>市は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備を推進する。</p> <p>イ 燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進</p> <p>市は、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実を推進する。</p> <p>(2) 消防団の育成</p>	48	<p>第1 火災予防対策</p> <p>1 (略)</p> <p>2 消防力の強化</p> <p>(1) 消防組織の充実強化</p> <p>市は、地震災害時における消防業務に対応できる体制を確立するため、消防団員の教育訓練の充実による資質の向上を図る。また、民間防火組織等の育成を図りながら、防火思想の普及に努める。</p> <p>さらに、火災による人的、物的損害を最小限に止めるため、防火対象物の防火管理体制を強化し、失火を防止し、出火の場合には、早期通報、初期消火を行うよう常時確実な体制がとれるように指導する。</p> <p>(2) 消防資機材等の整備</p> <p>ア 車両及び資機材等の整備促進</p> <p>市は、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備を推進する。</p> <p>イ 燃料供給体制の構築及び自家発電整備の推進</p> <p>市は、消防車両等の重要車両に対する燃料の優先的供給体制の構築及び停電による通信機能不能に備え、発電機や消防団無線の充実や署所における自家発電設備の整備を推進する。</p> <p>(3) 消防団の育成</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合 委員意見の修正反映												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<p>(略)</p> <p>イ 消防団員の処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努める。</p> <p>ウ 消防団員の資質向上を図るため、<u>教育・訓練</u>の充実を推進する。</p> <p>エ <u>施設・設備</u>の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、災害が長期化した場合の備え等の充実に努める。</p> <p>(3) 連携<u>体制</u>の強化 市は、平常時から石巻地区広域行政事務組合消防本部及び自主防災組織等との連携強化を図る。</p>	49	<p>(略)</p> <p>イ 消防団員の処遇の改善、事業所に対する協力要請、女性消防団員の入団促進、将来の消防の担い手に対する啓発等を通じ、消防団員数の確保に努め、<u>地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進め</u>る。</p> <p>ウ 消防団員の資質向上を図るため、<u>必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制</u>の充実を推進する。</p> <p>エ <u>消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設</u>の充実、安全靴等の基本装備の充実、安全対策の強化、情報伝達体制や無線通信機器の整備、災害が長期化した場合の備え等の充実に努める。</p> <p>(4) 連携 強化 市は、平常時から石巻地区広域行政事務組合消防本部及び自主防災組織等との連携強化を図る。</p>													
45	3 消防水利の整備 市は、県の指導に基づき、従来の消火栓や防火水槽に加え、耐震性貯水槽や自然水利の活用、プール・ <u>溜</u> 池・用排水路等を消防水利として活用できるよう、整備に努める。	49	3 消防水利の整備 市は、県の指導に基づき、従来の消火栓や防火水槽に加え、耐震性貯水槽や自然水利の活用、プール・ <u>ため</u> 池・用排水路等を消防水利として活用できるよう、整備に努める。	県計画との整合												
47	<p>第21節 緊急輸送体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 障害物除去体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>仙台河川国道事務所、<u>東</u>部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>東</u> 部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所	50	<p>第 21 節 緊急輸送体制の整備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第3 障害物除去体制の整備</td> <td>(略)</td> <td>仙台河川国道事務所、<u>南三</u>陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>南三</u> 陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所	委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>東</u> 部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所														
項目	担当	関係機関														
第3 障害物除去体制の整備	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>南三</u> 陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所														
47	<p>第1 輸送体制の整備</p> <p>1 緊急輸送道路の確保</p> <p>道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。</p> <p>2 輸送手段の確保等 市は、災害時に被災者、救援物資、資機材等を避難所まで輸送する手段、役割分担について検討する。</p>	50	<p>第 1 輸送体制の整備</p> <p>1 緊急輸送道路の確保<u>及び整備</u> <u>市は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、国及び県と連携し、空港、港湾等の主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行う。</u> 道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去による道路啓開、応急復旧等に必要な人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等の締結に努める。</p> <p>2 輸送手段の確保等 市は、災害時に被災者、救援物資、資機材等を避難所まで輸送する手段、役割分担について検討する。<u>特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医</u></p>	県地域防災計画変更の反映 県担当課意見の反映修正												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
			<u>薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努める。</u>																									
47	3 緊急通行車両等の <u>事前届出</u> 、手続 市は、 <u>あらかじめ配車が定められた市保有車両のうち、緊急通行車両として使用予定のもの</u> を <u>事前に警察署へ届け出る</u> 。 4～7 (略)	50	3 緊急通行車両等の <u>確認</u> 手続 市は、 <u>警察署に対して</u> 、 <u>あらかじめ配車が定められた市保有車両のうち、緊急通行車両として使用予定のもの</u> の <u>確認手続</u> を行う。 4～7 (略)	県計画の内容反映																								
48	第2 燃料確保体制の整備 1 (略) 2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-25の抜粋  (略)	51	第2 燃料確保体制の整備 1 (略) 2 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-25の抜粋 <u>3 災害応急対策車両専用・優先給油所の指定</u> (略)	県計画との整合																								
48	第3 障害物除去体制の整備 1～4 (略) 5 港湾・漁港における対策 (略) ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-22の抜粋 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。	52	第3 障害物除去体制の整備 1～4 (略) 5 港湾・漁港における対策 (略) ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-22の抜粋 第7 港湾・漁港機能の確保 港湾管理者及び漁港管理者は、発災後の緊急輸送及び地域産業の速やかな復旧・復興を図るため、関係機関との連携の下、仙台塩釜港港湾機能継続協議会等を通じて災害時における港湾・漁港機能の維持・継続のための対策を検討する。 <u>また、その検討に基づき、その所管する発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員、資機材等の確保について建設業者等との協定の締結に努める。</u>	県計画との整合																								
50	第22節 避難対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所等の確保、整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民<u>への周知</u></td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)	第2 避難誘導体制の整備	(略)		第3 市民 <u>への周知</u>	(略)		53	第22節 避難対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所等の確保、整備</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導体制の整備</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 市民<u>等</u>への周知</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)	第2 避難誘導体制の整備	(略)		第3 市民 <u>等</u> への周知	(略)		県計画との整合
項目	担当	関係機関																										
第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)																										
第2 避難誘導体制の整備	(略)																											
第3 市民 <u>への周知</u>	(略)																											
項目	担当	関係機関																										
第1 避難所等の確保、整備	(略)	(略)																										
第2 避難誘導体制の整備	(略)																											
第3 市民 <u>等</u> への周知	(略)																											
50	第1 避難所等の確保、整備 市は、 <u>住民</u> 等が切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活を営むための「指定避難所」を区分し、対象とする異常な現象（以下「対象災害」という。）の種別に応じて、当該避難所等の立地条件、設備、構造等を考慮し、利用の可否、利用時の制限を付してあらかじめ指定す	53	第1 避難所等の確保、整備 市は、 <u>市民</u> 等が切迫した災害の危険から逃れるための「指定緊急避難場所」と、被災者が一定期間滞在して避難生活を営むための「指定避難所」を区分し、対象とする異常な現象（以下「対象災害」という。）の種別に応じて、当該避難所等の立地条件、設備、構造等を考慮し、利用の可否、利用時の制限を付してあらかじめ指定す	語句の統一																								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等				
	る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。 (略)		る。この際、災害の想定等により必要に応じて、近隣市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設けることも検討する。 (略)					
50	2 指定基準 (略) (2) 津波の危険から避難するための指定緊急避難場所 (略) イ 津波避難ビル 安全区域外に立地し、耐震性を有しており、かつ津波に対して安全な構造であり、想定される浸水深よりも高い位置に避難スペースを有する <u>等</u> の構造条件を満たす施設。 (略) 3 避難所等を指定する場合の留意事項 (1) 学校施設を避難所等に指定する場合 (略) イ 施設・設備の整備 市は、学校等の教育施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置（太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネージメントシステム等）、通信設備等を整備することにより、指定避難所としての指定基準を維持するとともに、 <u>一</u> 機能の強化を図る。 (略)	53	2 指定基準 (略) (2) 津波の危険から避難するための指定緊急避難場所 (略) イ 津波避難ビル 安全区域外に立地し、耐震性を有しており、かつ津波に対して安全な構造であり、想定される浸水深よりも高い位置に避難スペースを有する <u>など</u> の構造条件を満たす施設。 (略) 3 避難所等を指定する場合の留意事項 (1) 学校施設を避難所等に指定する場合 (略) イ 施設・設備の整備 市は、学校等の教育施設について、天井材や外装材等の非構造部材も含めた耐震化を推進するとともに、貯水槽、備蓄倉庫、トイレ、自家発電装置（太陽光発電設備、蓄電池、エネルギーマネージメントシステム等）、通信設備等を整備することにより、指定避難所としての指定基準を維持するとともに、 <u>防災</u> 機能の強化を図る。 (略)	語句の統一				
51	(4) 指定避難所の代替施設の指定 (略) <table border="1"><tr><td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋</td></tr><tr><td><u>(新設)</u> — (略)</td></tr></table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋	<u>(新設)</u> — (略)	55	(4) 指定避難所の代替施設の指定 (略) <table border="1"><tr><td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋</td></tr><tr><td><u>3 指定避難所の代替施設の指定</u> <u>市町村は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</u> (略)</td></tr></table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋	<u>3 指定避難所の代替施設の指定</u> <u>市町村は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</u> (略)	項目名の追加
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋								
<u>(新設)</u> — (略)								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編 2-24 の抜粋								
<u>3 指定避難所の代替施設の指定</u> <u>市町村は、指定避難所が被災した場合の代替施設について、宿泊施設や他市町村施設との連携も含め、あらかじめ指定する。</u> (略)								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
52	第2 避難誘導体制の整備 1～3 (略) <u>(新設)</u>	55	第2 避難誘導体制の整備 1～3 (略) <u>4 在宅者対応</u> <u>(1) 情報共有及び避難支援計画の策定</u> <u>市は、あらかじめ自主防災組織や地域の福祉関係者等と連携し、避難行動要支援者本人の同意を得た上で、避難行動要支援者に関する情報の把握及び共有を図るとともに、避難支援計画の策定等に努める。</u> <u>(2) 避難支援に配慮した方策の検討</u> <u>市は、避難支援計画を検討する中で、避難行動要支援者を抱えている家庭において、避難したことを玄関に表示するなど、避難支援に配慮した方策の検討も行う。</u>	県計画との整合
52	<u>4 外国人等への対応</u> 市は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう環境整備に努める。 <u>(新設)</u> <u>(1) 避難場所 避難路の標識等のピクトグラム使用、多言語化</u>  <u>(2) 多言語による防災教育、外国人が参加する防災訓練の普及に努める。</u> <u>(新設)</u>  第3 市民への周知 市は、災害時に市民が迅速かつ的確な避難が行えるよう、避難行動、避難所の位置、携行品等について、ハザードマップ等を作成し周知徹底する。 特に、次の事項について周知する。 (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて — (2) 災害ごとに避難すべき場所が異なる場合があること。 — (3) —	56	<u>5 外国人等への対応</u> 市は、言語、生活習慣、防災知識や防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう環境整備に努める。 <u>(1) 地域全体での外国人や旅行者等の支援体制の整備に努める。</u> <u>(2) 指定緊急避難場所や避難誘導標識等について、日本工業規格（JIS）に沿ったピクトグラムの活用等によりわかりやすく効果的な表示方法を整備するとともに、多言語化を推進する。</u> <u>(3) 多言語による防災教育や外国人も対象とした防災訓練の普及に努める。</u> <u>(4) 外国人への情報伝達に当たっては、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人観光客は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、それぞれに応じた迅速かつ的確な情報伝達に努める。</u> 第3 市民等への周知 市は、災害時に市民等が迅速かつ的確な避難が行えるよう、避難行動、避難所の位置、携行品等について、ハザードマップ等を作成し周知徹底する。 特に、次の事項について周知する。 (1) 指定緊急避難場所と指定避難所の違いについて 市は、専ら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を緊急に避難する指定緊急避難場所と間違わないよう、両者の違いについて市民等への周知徹底を図る。 (2) 災害ごとに避難すべき場所が異なる場合があること 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当であることを日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。 (3) 指定緊急避難場所から指定避難所への移動について	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
	災害の危険が去った後において、当該災害により自宅等が損壊している際には、 <u>住民等が</u> 指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する必要が生じる場合もあり得ること。		災害の危険が去った後において、当該災害により自宅等が損壊している際には、 <u>指定緊急避難場所から指定避難所へ移動する必要が生じる場合もあり得ることを</u> <u>日頃から市民等へ周知徹底するよう努める。</u>																																					
53	第23節 避難受入れ対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所の運営・管理対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 広域避難の対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 帰宅困難者対策</td> <td>地域振興課、商工課、●観光 課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 孤立地区対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)	第2 広域避難の対策	(略)		第3 応急仮設住宅対策	(略)		第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光 課		第5 孤立地区対策	(略)	(略)	57	第23節 避難受入れ対策 <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 避難所の運営・管理対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 広域避難の対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅対策</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 帰宅困難者対策</td> <td>地域振興課、商工課、●観光政 策課</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第5 孤立地区対策</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)	第2 広域避難の対策	(略)		第3 応急仮設住宅対策	(略)		第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光政 策課		第5 孤立地区対策	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)																																						
第2 広域避難の対策	(略)																																							
第3 応急仮設住宅対策	(略)																																							
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光 課																																							
第5 孤立地区対策	(略)	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第1 避難所の運営・管理対策	(略)	(略)																																						
第2 広域避難の対策	(略)																																							
第3 応急仮設住宅対策	(略)																																							
第4 帰宅困難者対策	地域振興課、商工課、●観光政 策課																																							
第5 孤立地区対策	(略)	(略)																																						
53	第1 避難所の運営・管理対策 1 避難所開設・運営協議会による体制の検討 (略) 避難所開設・運営協議会には、市の職員も参画し、各施設・地域の事情に合わせた避難所開設・運営マニュアルを作成する <u>等</u> 自主的な避難所運営ができる体制を整備する。	57	第1 避難所の運営・管理対策 1 避難所開設・運営協議会による体制の検討 (略) 避難所開設・運営協議会には、市の職員も参画し、各施設・地域の事情に合わせた避難所開設・運営マニュアルを作成する <u>など</u> 、自主的な避難所運営ができる体制を整備する。	語句の統一																																				
53	<u>2 新型インフルエンザ等感染症対策</u> <u>新型インフルエンザ等感染症の発生を踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</u> <u>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型インフルエンザ等感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機対策課と健康推進課が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、県や国等が所有する施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。</u> <u>(新設)</u>	57	<u>(削除)</u>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合																																				
		57	<u>2 避難所の施設・設備の整備</u> <u>(1) 指定避難所の施設の整備</u> <u>市は、指定避難所において、貯水槽、井戸、給水タンク、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、段ボールベッド等の簡易ベッド、非常用電源、ガス設備、衛星携帯電話・衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器、電気通信事業者との連</u>																																					

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p>携による災害時公衆電話の事前設置等のほか、暑さ・寒さ対策としての空調、洋式トイレなど要配慮者にも配慮した施設・設備の整備に努めるとともに、テレビ、ラジオ等避難者による災害情報の入手に資する機器の整備に努める。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努める。</p> <p>(2) 物資等の備蓄</p> <p>市は、指定避難所又はその近傍での備蓄施設の確保や、指定避難所ごとに避難者数を想定し、食料、飲料水、携帯トイレ、簡易トイレ、常備薬、マスク、消毒液、段ボールベッド等の簡易ベッド、パーティション、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資や乾いた衣類、防寒具、暖房器具・燃料等の備蓄、発熱剤入り非常食等防寒対策に必要な物資、感染症対策に必要な物資等の備蓄に努める。加えて、要配慮者、女性、子供、食物アレルギーを有する者等に配慮した物資の備蓄に努めるとともに、施設設置者へ備蓄の働きかけを行う。</p> <p>3 避難所の運営・管理</p> <p>市、各避難所運営者は、避難所の運営・管理にあたって、「避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（内閣府、平成25年8月策定）を参考にしながら、避難所における良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。また、指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。</p> <p>(1) 市は、市民等に対し、住民参加による避難所開設・運営訓練等を通じて、避難所の自主的な運営管理のために必要な知識等の市民への普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるよう配慮すること。特に、夏季には熱中症の危険性が高まるため、熱中症の予防や対処法に関する普及啓発に努める。</p> <p>(2) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくとともに、男女両方を配置するよう努める。</p> <p>(3) 避難所の運営に女性の参画を推進し、男女のニーズの違い等、多様な生活者の視点に配慮できるよう、事前に運営体制を検討しておく。</p> <p>(4) 避難所の運営に必要な資機材等の整備に努める。</p> <p>(5) 運営に必要な事項について、「避難所運営ガイドライン」（内閣府、平成28年4月策定）等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、配置するよう努める。</p> <p>(6) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備するよう努める。</p> <p>(7) 市は、避難者情報の収集に際し、個人情報を保護しつつ、より円滑に避難者情報の収集が行われるよう、事前に避難所の管理責任者との間で実施ルールを定めるよう努める。</p>	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p>(8) より早い段階での避難所の衛生状況の改善と、感染症対策のため、避難所における感染症サーベイランスの実施時期と実施体制を事前に検討しておく。</p> <p>(9) 指定避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努める。</p> <p>(10) 新型コロナウイルス感染症流行時の経験も踏まえ、災害対応に当たる職員等の感染症対策の徹底や、避難所における避難者の過密抑制など、感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する。</p> <p>感染症患者が発生した場合の対応や感染者等の避難方法を含め、県が作成した「新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営ガイドライン」(令和2年6月策定)等を参考にしながら、あらかじめマニュアル等を作成し、平常時から、指定避難所のレイアウトや動線等を確認しておくとともに、感染症患者が発生した場合の対応を含め、危機対策課と健康推進課が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、県や国等が所有する施設、ホテルや旅館等の活用等を含めて検討し、可能な限り多くの避難所の開設に努める。危機対策課と健康推進課が連携し、円滑な避難所運営のための体制の構築に努めるとともに、必要な場合には、ホテルや旅館等の活用を含めて検討するよう努める。</p> <p>(11) 指定緊急避難場所や指定避難所等に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。</p> <p>(12) 市は、指定避難所となる施設については、良好な生活環境を確保するために、あらかじめ避難所内の空間配置図、レイアウト図などの施設の利用計画を作成するよう努める。また、必要に応じ、換気、照明等の施設の整備に努める。</p> <p>(13) 市は、在宅避難者等が発生する場合や、避難所のみで避難者等を受け入れることが困難となる場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、在宅避難者等が利用しやすい場所に在宅避難者等の支援のための拠点を設置すること等、在宅避難者の支援方策を検討するよう努める。</p> <p>(14) 市は、やむを得ず車中泊により避難生活を送る避難者が発生する場合に備えて、あらかじめ、地域の実情に応じ、車中泊避難を行うためのスペースを設置すること等、車中泊避難者の支援方策を検討するよう努める。その際、車中泊を行うに当たっての健康上の留意点等の広報や車中泊避難者の支援に必要な物資備蓄に努める。</p>	
53	<p><u>3</u> 避難の長期化対策 (略)</p> <p>また、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の<u>外国語</u>併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど</p>	59	<p><u>4</u> 避難の長期化対策 (略)</p> <p>また、避難所の設備の整備について、プライバシーの確保等に配慮するとともに、出入口の段差の解消や表示の<u>多言語</u>併記のほか、空調、洋式トイレや簡易ベッドなど</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	要配慮者への配慮や、 <u>女性専用の</u> 物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。		要配慮者への配慮や、 <u>多様な生活者に配慮した</u> 物干し場、更衣室、授乳室の設置、避難所での安全性の確保など、女性や子育て家庭への配慮を積極的に行う。	
53	<p><u>4 避難所における愛玩動物対策</u> 市は、避難所における<u>ペット</u>の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペット同行避難者の受入体制を整備する。なお、<u>ペット</u>の飼育場所は、衛生面に考慮し、避難者の避難生活スペースから分離することを原則とする。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p>	59	<p><u>5 避難所における家庭動物対策</u> 市は、避難所における<u>家庭動物</u>の扱いについて、鳴き声、臭い、アレルギー対策等、衛生面に配慮し、可能な限り避難所におけるペット同行避難者の受入体制を整備する。なお、<u>家庭動物</u>の飼育場所は、衛生面に考慮し、避難者の避難生活スペースから分離することを原則とする。また、平常時から飼い主に対し、同行避難の必要性や避難所での飼い主自身による適正な飼育管理について啓発する。</p>	県地域防災計画変更の反映
54	第2 広域避難の対策 (略)	59	第2 広域避難の対策 (略)	
54	<p>第3 応急仮設住宅対策 市は、各種災害に対する、安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、<u>（一社）プレハブ建築協会</u>等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努めるとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き戸の把握を行う。</p>	59	<p>第3 応急仮設住宅対策 市は、各種災害に対する、安全性に配慮した応急仮設住宅（建設型応急住宅）用の用地を把握し、<u>協定締結団体</u>等と連携を図って応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に要する供給体制の整備に努めるとともに、災害時における被災者用の住居として利用可能な公営住宅の空き戸の把握を行う。</p>	県地域防災計画変更の反映
54	<p>第4 帰宅困難者対策 1 基本原則の周知 市は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生するおそれのある事業所等には、「むやみに移動を開始しない。<u>_____</u>」という基本原則の周知を図るとともに、近隣の避難所等における帰宅困難者の受け入れについても配慮する。 2 事業所等の<u>取組み</u> (略) 3 (略)</p>	59	<p>第4 帰宅困難者対策 1 基本原則の周知 市は、公共交通機関が運行を停止し、帰宅困難者が発生するおそれのある事業所等には、「むやみに移動を開始しない <u>_____</u>」という基本原則の周知を図るとともに、近隣の避難所等における帰宅困難者の受け入れについても配慮する。 2 事業所等の<u>取組</u> (略) 3 (略)</p>	県計画との整合
54	<p>第5 孤立地区対策 1 通信手段の確保 (1) 通信手段の確保、整備 市は、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、<u>災害</u>衛星携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する。 また、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。 さらに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟<u>に努める</u>。 (2) (略) 2～3 (略)</p>	60	<p>第5 孤立地区対策 1 通信手段の確保 (1) 通信手段の確保、整備 市は、沿岸地域、島嶼部などの集落のうち、道路交通又は海上交通による外部からのアクセスが困難となるおそれがある地域について、集落と市間の通信途絶を防止するため、<u>衛星</u>携帯電話、防災行政無線、災害時公衆電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保する。 また、通信機器のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用発電機の燃料の確保を図る。 さらに、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟<u>を図る</u>。 (2) (略) 2～3 (略)</p>	県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
56	<p>第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 備蓄体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 食料等の調達体制の整備</td><td>危機対策課、 ●産業推進課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3 受援体制の確保</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 備蓄体制の整備	(略)		第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 ●産業推進課	(略)	第3 受援体制の確保	(略)	(略)	61	<p>第24節 食料、飲料水及び生活物資の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 備蓄体制の整備</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 食料等の調達体制の整備</td><td>危機対策課、 <u>環境課</u>、 ●産業推進課</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第3 受援体制の確保</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table> <p>(略)</p>	項目	担当	関係機関	第1 備蓄体制の整備	(略)		第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 <u>環境課</u> 、 ●産業推進課	(略)	第3 受援体制の確保	(略)	(略)	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																										
第1 備蓄体制の整備	(略)																											
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 ●産業推進課	(略)																										
第3 受援体制の確保	(略)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 備蓄体制の整備	(略)																											
第2 食料等の調達体制の整備	危機対策課、 <u>環境課</u> 、 ●産業推進課	(略)																										
第3 受援体制の確保	(略)	(略)																										
58	<p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者への<u>対策</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 高齢者、障害者等への支援対策</td><td>危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、<u>石巻市消防団</u></td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 外国人への支援対策</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 旅行客への支援対策</td><td>観光<u>課</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>石巻市消防団</u>	(略)	第2 外国人への支援対策	(略)		第3 旅行客への支援対策	観光 <u>課</u>		63	<p>第25節 要配慮者・避難行動要支援者への<u>支援</u>対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 高齢者、障害者等への支援対策</td><td>危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、<u>学校安全推進課</u>、 <u>学校教育課</u>、石巻市消防団</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第2 外国人への支援対策</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 旅行客への支援対策</td><td>観光<u>政策</u>課</td><td></td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校安全推進課</u> 、 <u>学校教育課</u> 、石巻市消防団	(略)	第2 外国人への支援対策	(略)		第3 旅行客への支援対策	観光 <u>政策</u> 課		県計画との整合 組織変更に伴う修正 委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関																										
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>石巻市消防団</u>	(略)																										
第2 外国人への支援対策	(略)																											
第3 旅行客への支援対策	観光 <u>課</u>																											
項目	担当	関係機関																										
第1 高齢者、障害者等への支援対策	危機対策課、介護福祉課、 ●保健福祉総務課、障害福祉課、保護課、子育て支援課、子ども保育課、 <u>学校安全推進課</u> 、 <u>学校教育課</u> 、石巻市消防団	(略)																										
第2 外国人への支援対策	(略)																											
第3 旅行客への支援対策	観光 <u>政策</u> 課																											
58	<p>第1 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 社会福祉施設等の安全確保対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び<u>従事者</u>が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。</p> <p>(4) (略)</p>	63	<p>第1 高齢者、障害者等への支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 社会福祉施設等の安全確保対策</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 防災教育及び避難誘導方法の確立</p> <p>社会福祉施設等は、入所者及び施設職員等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう、災害に関する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について理解や関心を高めるための防災教育を行う。また、入所者及び<u>施設職員</u>が、災害時において適切な行動がとれるよう、施設の構造や入所者の判断能力、行動能力等の実態に応じた防災訓練を定期的に実施し、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮した避難誘導方法を確立する。</p> <p>(4) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映																								
59	<p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 市地域防災計画・全体計画の策定</p> <p>市は、<u>内閣府</u>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(平成25年8月策定、以下「取組指針」という。)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月策定、以下「ガイドライン」という。)等を参考</p>	64	<p>2 要配慮者の災害予防対策</p> <p>(1) 市地域防災計画・全体計画の策定</p> <p>市は、<u>内閣府</u>「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」(内閣府、平成25年8月策定)及び「宮城県避難行動要支援者等に対する支援ガイドライン」(平成25年12月策定)等(以下、「避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライ</p>	県地域防災計画変更の反映																								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。</p> <p>(2) 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>なお、市は、<u>取組指針及びガイドライン</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 所在情報の管理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏洩防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>(略)</p>		<p><u>ン等」という。) を参考に、地域防災計画に避難行動要支援者の避難支援についての全体的な考え方や避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲等の事項を定める。その上で、地域防災計画の下位計画として全体計画を位置づけ、より細目的な内容を記載の上、策定するよう努める。</u></p> <p>(2) 要配慮者の把握</p> <p>(略)</p> <p>なお、市は、<u>避難行動要支援者等に係る取組指針及びガイドライン等</u>に基づき、次の事項に留意し把握等を行う。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 所在情報の管理</p> <p>(ア)～(イ) (略)</p> <p>(ウ) 個人情報保護の観点から、データベース化等を進めるとともに、データの漏えい防止等の適切な管理を行い、緊急時に必要最低限の情報が取り出せるよう整備に努める。</p> <p>(略)</p>	
59	<p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の<u>整備</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>市は、地域防災計画に基づき、危機対策課や保健福祉総務課など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、(社福)石巻市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人<u>一人</u>の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。</p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、<u>デジタル技術の活用検討や</u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努める<u>ものとする</u>。</p> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。</p>	64 65	<p>(3) 避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の<u>作成等</u></p> <p>ア～ウ (略)</p> <p>エ 個別避難計画の作成・更新</p> <p>市は、地域防災計画に基づき、危機対策課や保健福祉総務課など関係部局との連携の下、民生委員・児童委員、自治会、自主防災組織、(社福)石巻市社会福祉協議会、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、指定特定相談支援事業所、<u>NPO</u>等の避難支援等に携わる関係者と連携して、避難行動要支援者一人<u>ひとり</u>の避難支援が、迅速かつ適切に行えるよう、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に記載した個別避難計画を名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て、作成するよう努める。<u>この場合、例えれば積雪寒冷地における積雪や凍結といった地域特有の課題に留意する。</u></p> <p>また、個別避難計画については、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、<u>庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画の適切な管理に努めるほか、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう努める。</u></p> <p>なお、避難行動要支援者を含む住民の避難誘導中に消防団員や民生委員・児童委員等避難支援等実施者が亡くなった事例も報告されていることから、避難支援等実施者の安全確保等にも十分留意する。</p>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
61	<p>オ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供 市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者に提供するとともに、<u>多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u></p> <p>(4) (略)</p>	66	<p>オ 避難行動要支援者名簿・個別避難計画の提供 市は、災害時等における円滑かつ迅速な避難支援等を実施するため、避難行動要支援者に係る情報を、次に掲げる避難支援等関係者に提供するとともに、<u>個別避難計画の実効性を確保する観点等から、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。</u></p> <p>(4) (略)</p>	
61	<p>(5) 支援体制の整備 市は、<u>取組指針及びガイドライン等</u>を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災設備等の整備 市は、<u>独居老人</u>や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や県等との連携による地域福祉のネットワークづくりを進める。</p> <p>(略)</p> <p>※緊急通報システム 緊急通報システムは、ひとりぐらし<u>老人</u>等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。 ひとりぐらし<u>老人</u>等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。</p> <p>(略)</p>	66	<p>(5) 支援体制の整備 市は、<u>避難行動要支援者等に係る</u>取組指針及びガイドライン等を参考とし、自主防災組織の育成及び指導を通じ、災害時における情報伝達や救助、避難誘導等について、自治会や町内会などと連携し地域社会全体で要配慮者を支援するための体制整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(6) 防災設備等の整備 市は、<u>ひとりぐらし高齢者</u>や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や県等との連携による地域福祉のネットワークづくりを進める。</p> <p>(略)</p> <p>※緊急通報システム 緊急通報システムは、ひとりぐらし<u>高齢者</u>等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。 ひとりぐらし<u>高齢者</u>等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画変更の反映
62	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 情報伝達手段の普及 市は、<u>各種福祉関連団体</u>と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)の他、聴覚障害者向けの情報受信装置、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	67	<p>(7) (略)</p> <p>(8) 情報伝達手段の普及 市は、<u>各種福祉関連団体</u>と協同し、高齢者でも扱える携帯端末(ワンタッチボタン、GPS機能付)の他、聴覚障害者向けの情報受信装置、視覚障害者向けの受信メールを読み上げる携帯電話、肢体不自由者向けのフリーハンド用機器を備えた携帯電話等、要配慮者個々の特性に配慮した通信手段の普及に努める。</p>	記載の適正化
62	<p>3 福祉避難所の確保 (1) 福祉避難所の整備・指定</p>	67	<p>3 福祉避難所の確保 (1) 福祉避難所の整備・指定</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>市は、施設の安全性、バリアフリー化、避難スペースの確保等、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に特別<u>配慮</u>された福祉避難所の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村の域を超えた要配慮者の受け入れ体制の構築</p> <p>市は、<u>当該市町村での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、県と連携を図りながら、市町村の域を超えた受入れ体制の構築に努める。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>		<p>市は、施設の安全性、バリアフリー化、避難スペースの確保等、指定避難所内的一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者に特別<u>の配慮がな</u>された福祉避難所の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>(2) 市町村の域を超えた要配慮者の受け入れ体制の構築</p> <p>市は、<u>県と連携を図りながら、当該市町村での受入れが困難な在宅の要配慮者を想定し、市町村の域を超えて受け入れる体制の構築に努める。</u></p> <p>(3) ~ (4) (略)</p>	
62	<p>4 福祉サービスの継続と関係機関の連携</p> <p>(略)</p> <p>—</p> <p>5 ~ 6 (略)</p>	68	<p>4 福祉サービスの継続と関係機関の連携</p> <p>(略)</p> <p><u>また、市は、保健師、福祉関係者、NPO等様々な主体が地域の実情に応じて実施している状況把握の取組を円滑に行うことができるよう事前に実施主体間の調整を行うとともに、状況把握が必要な対象者や優先順位付け、個人情報の利用目的や共有範囲について、あらかじめ、検討するよう努める。</u></p> <p>5 ~ 6 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
63	<p>第2 外国人への支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。</u></p> <p>2 市は、<u>外国語対応の防災マップ・行動マニュアル</u>を策定及び配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にるべき行動や指定緊急避難場所、さらには避難経路<u>の周知徹底</u>を図る。</p> <p>3 市は、指定緊急避難場所までの案内板等<u>に外国語を併記</u>する。</p> <p>4 ~ 8 (略)</p>	68	<p>第2 外国人への支援対策</p> <p>(略)</p> <p>1 <u>市は、防災計画の作成に当たり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行う。</u></p> <p>2 市は、<u>多言語によるハザードマップ・行動マニュアル等</u>を策定及び配布するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にるべき行動や指定緊急避難場所、さらには避難経路<u>等の周知徹底</u>を図る。</p> <p>3 市は、指定緊急避難場所までの案内板等<u>を多言語表記</u>とする。</p> <p>4 ~ 8 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正
63	<p>第3 旅行客への支援対策</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 外国人旅行客の安全確保</p> <p>外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月 <u>国土交通省観光庁</u>)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。</p>	69	<p>第3 旅行客への支援対策</p> <p>1 ~ 2 (略)</p> <p>3 外国人旅行客の安全確保</p> <p>外国人旅行客は、言語の不自由さや生活習慣の違いなどの特性に加え、日本で発生する災害の基本的知識や土地鑑に乏しいことから円滑な避難行動が容易ではないといった特性を有する。このため、市は、「訪日外国人旅行者の安全確保のための手引き」(平成26年10月<u>策定</u> 国土交通省観光庁)等を踏まえ、関係機関等と連携して外国人旅行客の安全確保に努める。</p>	県地域防災計画変更の反映
64	<p>第26節 複合災害対策</p> <p>(略)</p>	70	<p>第26節 複合災害対策</p> <p>(略)</p>	
65	<p>第27節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 処理体制の整備</p>	71	<p>第27節 災害廃棄物対策</p> <p>第1 処理体制の整備</p>	県地域防災計画変更の反映 委員意見の反映修正

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>1 廃棄物対策における役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>市は、廃棄物処理施設の処理能力を超える <u>一</u> 場合及び当該施設が被災し使用不能になった場合に備え、廃棄物処理に係る災害時応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、<u>広域的な</u> 市町村及び廃棄物関係団体等との相互協力体制の充実に努める。</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-28の抜粋</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的<u>援助</u>を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域<u>支援</u>体制の確立を図り、<u>必要な指導・助言その他の支援を市町村に対して行う。</u></p> <p>(2) 事業者の役割</p> <p><u>事業者は、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。</u></p>		<p>1 廃棄物対策における役割</p> <p>(1) 市の役割</p> <p>市は、廃棄物処理施設の処理能力を超える <u>災害廃棄物が発生した</u> 場合及び当該施設が被災し使用不能になった場合に備え、廃棄物処理に係る災害時応急対策を災害廃棄物処理計画等に定めるとともに、<u>他の</u> 市町村及び廃棄物関係団体等との相互協力体制の充実に努める。</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編2-28の抜粋</p> <p>2 県の役割</p> <p>県は、災害廃棄物処理計画等に基づき、市町村が円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう必要な技術的<u>支援</u>を行うとともに、大量の災害廃棄物処理を考慮した都道府県間及び市町村間における広域<u>処理</u>体制の確立を図る。</p> <p>(2) 事業者の役割</p> <p><u>事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において回収し、適正に処理するための体制の整備に努める。</u></p>	
65	<p>2 主な措置内容</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>災害</u>時における応急体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>広域的な</u> 市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。</p> <p>(3) (略)</p>	71	<p>2 主な措置内容</p> <p>(略)</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) <u>地震</u>災害時における応急体制の確保</p> <p>(略)</p> <p>イ <u>他の</u> 市町村等との協力・応援体制を整備し、その連携・協力のあり方等について、災害廃棄物処理計画において、具体的に明示すること。</p> <p>(3) (略)</p>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
65	<p>第2 一時保管場所の確保</p> <p>(略)</p>	72	<p>第2 一時保管場所の確保</p> <p>(略)</p>	
67	<p>第28節 積雪寒冷地域における地震災害予防</p> <p>第1 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>第2 避難所体制の整備</p> <p>市は、積雪期における地震災害に備え、集落単位に一時避難場所を確保する。また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話 <u>一</u>、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。</p> <p>なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</p>	73	<p>第28節 積雪寒冷地域における地震災害予防</p> <p>第1 除雪体制等の整備 (略)</p> <p>第2 避難所体制の整備</p> <p>市は、積雪期における地震災害に備え、集落単位に一時避難場所を確保する。また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等のほか衛星携帯電話・<u>衛星通信を活用したインターネット機器等の通信機器</u>、防災行政無線等の通信手段及び非常用発電機の確保に努める。</p> <p>なお、宿泊のための毛布、食料が備蓄されていることが望ましい。</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前				頁	修正案				修正理由等		
名 称	区 分	配備基準		配備内容	本部・支部	名 称	区 分	配備基準		配備内容	本部・支部	
配備体制の基準・内容等				配備体制の基準・内容等				配備体制の基準・内容等				
69	第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 1 配備体制 (略)	警戒準備配備	地震、津波	風水害	市域に大雨、洪水警報が発表され <u>た</u> とき。 ただし、次の状況に限る。 (1) 警報発表時に北上川、旧北上川、江合川に対する洪水予報（氾濫注意情報等）の発表がないとき。 (2) 潮位の影響を受ける門脇観測所において、氾濫注意水位（警戒水位）を超えない予想されるとき。 (3) 警報発表時に降雨が確認されていないとき、又は小雨程度で災害の発生に至らないと予想されるとき。 (4) 土砂災害警戒情報の発表がないとき。 (5) 危機管理監が必要と認めたとき。	特に関係のある部課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる体制とする。	75	第2章 災害応急対策 第1節 防災活動体制 1 配備体制 (略)	警戒準備配備	市域に大雨、洪水警報が発表されたとき。 ただし、次の状況に限る。 (1) 警報発表時に北上川、旧北上川、江合川に対する洪水予報（氾濫注意情報等）の発表がないとき。 (2) 潮位の影響を受ける門脇観測所において、氾濫注意水位（警戒水位）を超えない予想されるとき。 (3) 警報発表時に降雨が確認されていないとき、又は小雨程度で災害の発生に至らないと予想されるとき。 (4) 土砂災害警戒情報の発表がないとき。 (5) 危機管理部長が必要と認めたとき。	特に関係のある部課等の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡活動を実施し、状況により警戒本部の設置に移行できる体制とする。	脱字の修正 県地域防災計画変更の反映
警戒配備	0号	(1) 市内で震度4の地震が観測されたとき。 (自動参集) (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。 (自動参集) (3) 危機管理監が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 (自動参集) (2) 危機管理監が必要と認めたとき。	災害に関係のある部課・総合支所の所要人員で活動を行う。	警戒本部・支部	警戒配備	0号	(1) 市内で震度4(実測値)の地震が観測されたとき。 (自動参集) (2) 北海道・三陸沖後発地震注意情報が発信されたとき。 (自動参集) (3) 危機管理部長が必要と認めたとき。	災害に関係のある部課・総合支所の所要人員で活動を行う。	警戒本部・支部		

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等						
70	名 称	区 分	配備基準		配備内容	本部・支 部	76	名 称	区 分	配備基準		配備内容	本部・支 部					
			地震、津波	風水害						地震、津波	風水害							
特別警戒配備	1号	特別警戒配備	(1) 津波注意報が発表されたとき。(自動参集) (2) 副市長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 (2) 副市長が必要と認めたとき。	関係部の主管課長補佐及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。	特別警戒本部・支部	2号	特別警戒配備	1号	(1) 市内で震度5弱(実測値)の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 津波注意報が発表されたとき。(自動参集) (3) 副市長が必要と認めたとき。	(1) 大雨、洪水、高潮のいずれかの警報が発表され、市域の一部に災害の発生が予想されるとき、又は発生したとき。 (2) 副市長が必要と認めたとき。	関係部の主管課長補佐及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。	特別警戒本部・支部					
	2号	非常配備	(1) 市内で震度5弱・強の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 津波警報が発表されたとき。(自動参集) (3) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (4) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (2) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	関係部長及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。	災害対策本部・支部				2号	(1) 市内で震度5強(実測値)の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 津波警報が発表されたとき。(自動参集) (3) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (4) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域で局地的な災害が発生し、又は拡大するおそれがあるとき。 (2) 特別警戒配備(1号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	関係部長及び関係課・総合支所の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施する。	災害対策本部・支部				
	3号	非常配備	(1) 市内で震度6弱以上の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 大津波警報が発表されたとき。(自動参集)	組織の全力を挙げて応急対策を実施する。	災害対策本部・支部	3号	非常配備	(1) 市内で震度6弱以上(実測値)の地震が観測されたとき。(自動参集) (2) 市内に特別警報*が発表されたとき。(自動参集) (3) 市が緊急安全確保を発令したとき。(自動参集)	(1) 市内に特別警報*が発表されたとき。(自動参集) (2) 市が緊急安全確保を発令したとき。(自動参集) (3) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (4) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施する。	災害対策本部・支部							
			(3) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (4) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	(1) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (2) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	組織の全力を挙げて応急対策を実施する。			(4) 市域の広範囲で災害が発生し、又はそのおそれのあるとき。 (5) 非常配備(2号配備)では対処できないと市長が認めたとき。	※暴風、暴風雪、大雨、大雪、火山現象特別警報(噴火警報(居住地域))、津波特別警報(大津波警報)、高潮、波浪									
70	2 職員の配備 (略)	76	2 職員の配備 (略)															

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前						頁	修正案						修正理由等	
71	非常（警戒）配備職員構成表						77	非常（警戒）配備職員構成表						災対組織図の反映 委員意見の反映修正	
	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名	
	配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備			配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備	班	構成職・課名	
	本部長			●	●		市長	本部長			●	●		市長	
	副本部長		●	●	●		副市長	副本部長		●	●	●		副市長	
	本部員 災対部長	●	●	●	●		危機管理監、各総合支所長	本部員 災対部長	●	●	●	●		危機管理部長、危機管理監、各総合支所長	
		●	●	●	●		教育長		●	●	●	●		教育長	
		●	●	●	●		総務部長、復興企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、会計管理者、消防団長							総務部長、復興企画部長、市民生活部長、保健福祉部長、産業部長、建設部長、病院局事務部長、教育委員会事務局長、会計管理者、消防団長、 <u>消防長若しくはその指名する消防吏員</u>	
	災対部副部長	●	●	●	●		総務部次長、復興企画部次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、各総合支所地域振興課長、消防団副団長	災対部副部長	●	●	●	●		危機管理部次長、総務部次長、復興企画部次長、市民生活部次長、保健福祉部次長、産業部次長、建設部次長、病院局事務部次長、教育委員会事務局次長、各総合支所地域振興課長、消防団副団長	
	—	—	—	—	—		—	災対 危機管理 部	●	●	●	●	本部連絡室	危機対策課	
	災対 総務部	●	●	●	●	総務班	総務課	災対 総務部	●	●	●	●	本部連絡室	地域安全推進課	
		●	●	●	●	秘書班	秘書広報課（秘書担当）		●	●	●	●	本部連絡室	震災伝承課	
		●	●	●	●	広報班	秘書広報課（広報広聴担当）		●	●	●	●	総務班	総務課	
		●	●	●	●	人事班	人事課		●	●	●	●	秘書班	秘書広報課（秘書担当）	
		●	●	●	●	管財班	管財課		●	●	●	●	広報班	秘書広報課（広報広聴担当）	
				●	●	出納班	会計課		●	●	●	●	人事班	人事課	
				●	●	財政班	財政課		●	●	●	●	管財班	管財課	
				●	●	調査班	市民税課、資産税課、納税課		●	●	●	●	出納班	会計課	
				●	●	証明班	市民税課、資産税課、納税課		●	●	●	●	財政班	財政課	
				●	●	応援班	行政経営課		●	●	●	●	調査班	市民税課、資産税課、納税課	
				●	●	●	震災伝承推進室		●	●	●	●	証明班	市民税課、資産税課、納税課	
				●	●	●	応援班		●	●	●	●	●	●	
				●	●	●	選挙管理委員会事務局		●	●	●	●	●	●	
				●	●	●	監査委員事務局		●	●	●	●	●	●	
				●	●	●	工事検査課		●	●	●	●	●	●	
				●	●	●	議会事務局		●	●	●	●	●	●	
	災対復興 企画部	●	●	●	●	総務班	政策企画課	災対復興 企画部	●	●	●	●	総務班	政策企画課	
		●	●	●	●	応援班	地域振興課		●	●	●	●	応援班	地域振興課	
				●	●	●	復興推進課、SDGs 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、日本語学校設置推進室、 <u>ICT 総合</u> 推進課						応援班	復興推進課、SDGs 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、日本語学校設置推進室、 <u>DX</u> 推進課	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等
	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名					
	配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備							
72	災対市民生活部	●	●	●	●	総務班	地域協働課					
		●	●	●	●	防疫班	環境課					
		●	●	●	●	清掃班	廃棄物対策課					
		●	●	●	●	災害廃棄物班	廃棄物対策課					
		●	●	●	●	支所班	各支所					
					●	不明者対策班	市民課					
					●	応援班	スポーツ振興課					
72	災対保健福祉部	●	●	●	●	総務班	保健福祉総務課					
		●	●	●	●	援護班	保健福祉総務課					
		●	●	●	●	救護班	健康推進課、夜間急患センター					
							—					
		●	●	●	●	生活再建支援班	生活再建支援室					
		●	●	●	●	避難収容班	保護課					
		●	●	●	●	援護班	障害福祉課、介護福祉課					
		●	●	●	●	応援班	新型コロナウイルスワクチン接種対策室、保険年金課、子育て支援課、子ども保育課、各保育施設、総合相談センター					
							—					
		●	●	●	●	総務班	産業推進課					
72	災対産業部	●	●	●	●	商工班	商工課					
		●	●	●	●	観光班	観光課					
		—	●	●	●	水産班	水産課、水産物地方卸売市場管理事務所					
		—	●	●	●	農林班	農林課、ニホンジカ対策室					
							—					
72	災対建設部	●	●	●	●	総務班	都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課					
		●	●	●	●	都市計画班	都市計画課					
		●	●	●	●	道路班	道路課					
		●	●	●	●	建築班	建築課					
		●	●	●	●	住宅班	住宅課					
						建築指導班	建築指導課					
		●	●	●	●	下水道総務班	下水道管理課、下水道建設課					
		●	●	●	●	ポンプ場班	下水道管理課、下水道建設課					
		●	●	●	●	巡回班	下水道管理課、下水道建設課					
78	災対市民生活部	●	●	●	●	総務班	地域協働課					
		●	●	●	●	防疫班	環境課					
		●	●	●	●	清掃班	廃棄物対策課					
		●	●	●	●	災害廃棄物班	廃棄物対策課					
		●	●	●	●	支所班	各支所					
					●	不明者対策班	市民課					
					●	応援班	スポーツ振興課					
	災対保健福祉部	●	●	●	●	総務班	保健福祉総務課					
		●	●	●	●	援護班	保健福祉総務課					
		●	●	●	●	救護班	健康推進課					
						●	救護班	夜間急患センター				
		●	●	●	●	生活再建支援班	生活再建支援室					
		●	●	●	●	避難収容班	保護課					
78	災対産業部	●	●	●	●	援護班	障害福祉課、介護福祉課					
		●	●	●	●	応援班	新型コロナウイルスワクチン接種対策室、保険年金課、子育て支援課、子ども保育課、各保育施設、総合相談センター					
							—					
		●	●	●	●	総務班	産業推進課					
		●	●	●	●	商工班	商工課					
78	災対建設部	●	●	●	●	観光班	観光課					
		●	●	●	●	水産班	水産課、水産物地方卸売市場管理事務所					
		●	●	●	●	農林班	農林課、ニホンジカ対策室					
							—					
		●	●	●	●	総務班	都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課					
78	災対建設部	●	●	●	●	都市計画班	都市計画課					
		●	●	●	●	道路班	道路課					
		●	●	●	●	建築班	建築課					
		●	●	●	●	住宅班	住宅課					
						建築指導班	建築指導課					
		●	●	●	●	下水道総務班	下水道管理課、下水道建設課					
		●	●	●	●	ポンプ場班	下水道管理課、下水道建設課					
		●	●	●	●	巡回班	下水道管理課、下水道建設課					

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前							頁	修正案							修正理由等
72	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名	78	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名	
	配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備				配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備			
	災対病院部	●	●	●	●	総務班	経営課		災対病院部	●	●	●	●	総務班	病院管理課	
				●	●	医療班	石巻市立病院診療部、石巻市立病院薬剤部、石巻市立病院医療技術部、石巻市立病院看護部、医事課					●	●	市立病院班	診療部、医療技術部、看護部、事務部	
		●	●	●	●	牡鹿病院班	市立牡鹿病院			●	●	●	●	牡鹿病院班	診療部門、事務部門	
73	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名	79	区分	0号	1号	2号	3号	班	構成職・課名	委員意見の反映修正
	配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備				配備名称	警戒配備	特別警戒配備	非常配備	非常配備			
	災対教育部	●	●	●	●	総務班	教育総務課、学校再編推進室		災対教育部	●	●	●	●	総務班	教育総務課、学校再編推進室	
		●	●	●	●	学校教育班	学校教育課、学校安全推進課			●	●	●	●	学校教育班	学校安全推進課、学校教育課	
		●	●	●	●	学校管理班	学校管理課			●	●	●	●	学校管理班	学校管理課	
		●	●	●	●	生涯学習班	生涯学習課、視聴覚センター、博物館			●	●	●	●	生涯学習班	生涯学習課、視聴覚センター、博物館	
		●	●	●	●	応援班	各公民館、図書館、各学校給食センター、各小学校、各中学校、市立高校、各幼稚園			●	●	●	●	応援班	各公民館、図書館、各学校給食センター、各小学校、各中学校、市立高校、各幼稚園	
	災対河北支部	●	●	●	●		地域振興課		災対河北支部	●	●	●	●		地域振興課	
		●	●	●	●		市民福祉課			●	●	●	●		市民福祉課	
				●	●		各保育施設								各保育施設	
					●		農業委員会事務局								農業委員会事務局	
	災対雄勝支部	●	●	●	●		地域振興課		災対雄勝支部	●	●	●	●		地域振興課	
		●	●	●	●		市民福祉課			●	●	●	●		市民福祉課	
				●	●		保育施設、雄勝診療所・雄勝歯科診療所								保育施設、雄勝診療所・雄勝歯科診療所	
	災対河南支部	●	●	●	●		地域振興課		災対河南支部	●	●	●	●		地域振興課	
		●	●	●	●		市民福祉課			●	●	●	●		市民福祉課	
				●	●		各保育施設								各保育施設	
	災対桃生支部	●	●	●	●		地域振興課		災対桃生支部	●	●	●	●		地域振興課	
		●	●	●	●		市民福祉課			●	●	●	●		市民福祉課	
				●	●		各保育施設								各保育施設	
	災対北上支部	●	●	●	●		地域振興課		災対北上支部	●	●	●	●		地域振興課	
		●	●	●	●		市民福祉課			●	●	●	●		市民福祉課	
				●	●		各保育施設、北上保健医療センター、橋浦診療所								各保育施設、北上保健医療センター、橋浦診療所	
	災対牡鹿支部	●	●	●	●		地域振興課		災対牡鹿支部	●	●	●	●		地域振興課	
		●	●	●	●		市民福祉課			●	●	●	●		市民福祉課	
				●	●		保育施設、寄磯診療所								保育施設、寄磯診療所	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
73	(略) ※ 避難所担当職員は、配備体制が1号～3号であっても、警戒配備（0号）の段階で避難所等を開設 <u>か</u> する可能性があるため、0号配備になった場合は、連絡及び参集できる態勢を確立しておくこと。	79	(略) ※ 避難所担当職員は、配備体制が1号～3号であっても、警戒配備（0号）の段階で避難所等を開設 <u>か</u> する可能性があるため、0号配備になった場合は、連絡及び参集できる態勢を確立しておくこと。	誤字の修正
74	3 (略) 4 職員参集の原則 (1) (略) (2) 非常時の措置 災害の状況によりあらかじめ指定された参集場所への参集が不可能な場合は、参集が可能な市施設に変更する <u>等</u> 、職員として使命を達成し得る行動を選択する。 また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集できない場合は、あらゆる手段をもってその旨を所属長へ報告するよう努める。 5 (略)	80	3 (略) 4 職員参集の原則 (1) (略) (2) 非常時の措置 災害の状況によりあらかじめ指定された参集場所への参集が不可能な場合は、参集が可能な市施設に変更する <u>など</u> 、職員として使命を達成し得る行動を選択する。 また、病気、その他やむを得ない状態によりいずれの施設にも参集できない場合は、あらゆる手段をもってその旨を所属長へ報告するよう努める。 5 (略)	語句の統一
75	第2 災害対策本部 1 災害対策本部の設置及び廃止 (1) 設置 市長は、地震等による災害時において、災害対策本部を設置し、非常配備体制の指令を発する。 災害対策本部を設置したときは、各総合支所に災害対策支部を設置する。 (2) 職務の代理 ア 市長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長が職務を代理する。 イ 市長及び副市長ともに事故があるとき又は欠けたときは、 <u>総務部長</u> が職務を代理する。 (3) 災害対策本部の設置基準 ア 気象庁の観測において、石巻市内の観測地で震度5 <u>弱以上</u> の地震と発表されたとき。 イ～オ (略) (4)～(6) (略)	81	第2 災害対策本部 1 災害対策本部の設置及び廃止 (1) 設置 市長は、地震等による災害時において、災害対策本部を設置し、非常配備体制の指令を発する。 災害対策本部を設置したときは、各総合支所に災害対策支部を設置する。 (2) 職務の代理 ア 市長に事故があるとき又は欠けたときは、副市長が職務を代理する。 イ 市長及び副市長ともに事故があるとき又は欠けたときは、 <u>危機管理部長</u> が職務を代理する。 (3) 災害対策本部の設置基準 ア 気象庁の観測において、石巻市内の観測地で震度5 <u>強以上</u> <u>(実測値)</u> の地震と発表されたとき。 イ～オ (略) (4)～(6) (略)	災対組織図の反映 県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
76	<p>2 災害対策本部の組織 (1) 組織</p> <p>災害対策本部組織図</p> <p>石巻市地域防災計画本部</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 教育長 危機管理監 総務部長 復興企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業部長 建設部長 病院局事務部長 教育事務局長 会計管理者 総合支所長 消防団長 消防長若しくはその指名する消防吏員 ・本部長が必要と認めたとき、会議に本部員の他、本部長が指名した者、その他本部長が必要と認めた防災関係機関の者の参加を要請する。</p> <p>災対総務部 本部連絡室 危機対策課 総務課 秘書班 秘書広報課 広報班 人事班 管財班 出納班 財政班 調査班 証明班 応援班 市民税課、資産税課、納税課 市民税課、資産税課、納税課 工事検査課、議会事務局、行政経営課、震災伝承推進室 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局</p> <p>災対復興企画部 総務班 政策企画課 部長：復興企画部長 副部長：復興企画部次長 復興企画課、日本語学校設置推進室、ICT総合推進課</p> <p>災対市民生活部 総務班 地域協働課 防疫班 環境課 清掃班 廃棄物対策課 灾害廃棄物班 廃棄物対策課 支所班 各支所 不明者対策班 市民課 応援班 スポーツ振興課</p> <p>災対保健福祉部 総務班 保健福祉総務課 援護班 保健福祉総務課 救護班 健康推進課、夜間救急センター 生活再建支援班 建設作業班、生活再建支援室 避難収容班 保護課 援護班 障害福祉課、介護福祉課 応援班 子育て支援課、子ども保育課 各保育所、保険年金課、新型コロナウイルス接種対策室、総合相談センター</p> <p>災対産業部 総務班 産業推進課 商工班 商工課 観光班 観光課 水産班 水産課、水産物地方卸売市場管理事務所 農林班 農林課、ニホンジカ対策室</p> <p>災対建設部 総務班 都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課 都市計画班 都市計画課 道路班 道路課 建築班 住宅課 建築指導班 住宅課 下水道班 下水道管理課、下水道建設課 ポンプ場班 下水道管理課、下水道建設課 巡回班 下水道管理課、下水道建設課</p> <p>本部連絡室 室長：危機対策課長 副室長：危機対策課長補佐 室員：危機対策課職員 室員：本部連絡員（各災対部1名） 室員：防災関係機関派遣職員（アドバイザー） 現地対策本部 部長：消防団長 警防班 消防団員</p>	<p>82</p> <p>2 災害対策本部の組織 (1) 組織</p> <p>災害対策本部組織図</p> <p>石巻市地域防災計画本部</p> <p>本部長 市長 副本部長 副市長 本部員 教育長 危機管理監 総務部長 復興企画部長 市民生活部長 保健福祉部長 産業部長 建設部長 病院局事務部長 教育事務局長 会計管理者 各総合支所長 消防団長 消防長若しくはその指名する消防吏員 ・本部長が必要と認めたとき、会議に本部員の他、本部長が指名した者、その他本部長が必要と認めた防災関係機関の者の参加を要請する。</p> <p>災対総務部 本部連絡室 危機管理部次長 危機対策課 地域安全推進課 危機対策課長 総務班 秘書班 秘書広報課（秘書担当） 広報班 秘書広報課（広報広報担当） 人事班 管財班 出納班 財政班 調査班 証明班 市民税課、資産税課、納税課 市民税課、資産税課、納税課 工事検査課、議会事務局、行政経営課、震災伝承推進室 選挙管理委員会事務局、監査委員事務局</p> <p>災対復興企画部 総務班 政策企画課 部長：復興企画部長 副部長：復興企画部次長 復興企画課、日本語学校設置推進室、総合推進課</p> <p>災対市民生活部 総務班 地域協働課 防疫班 環境課 清掃班 廃棄物対策課 灾害廃棄物班 廃棄物対策課 支所班 各支所 不明者対策班 市民課 応援班 スポーツ振興課</p> <p>災対保健福祉部 総務班 保健福祉総務課 援護班 保健福祉総務課 救護班 健康推進課、夜間救急センター 生活再建支援班 建設作業班、生活再建支援室 避難収容班 保護課 援護班 障害福祉課、介護福祉課 応援班 子育て支援課、子ども保育課 各保育所、保険年金課、新型コロナウイルス接種対策室、総合相談センター</p> <p>災対産業部 総務班 産業推進課 商工班 商工課 観光班 観光課 水産班 水産課、水産物地方卸売市場管理事務所 農林班 農林課、ニホンジカ対策室</p> <p>災対建設部 総務班 都市計画課、河川港湾高規格道路整備推進課 都市計画班 都市計画課 道路班 道路課 建築班 建築課 住宅班 建築指導班 住宅課 下水道班 下水道管理課、下水道建設課 ポンプ場班 下水道管理課、下水道建設課 巡回班 下水道管理課、下水道建設課</p> <p>本部連絡室 室長：危機管理部次長 副室長：危機対策課長 室員：危機対策課職員 室員：地域安全推進課職員 室員：本部連絡員（各災対部1名） 室員：防災関係機関派遣職員（アドバイザー） 現地対策本部 部長：消防団長 警防班 消防団員</p> <p>災対病院部 総務班 診察課 医療部、医療技術部、看護部、事務部 牡鹿病院班 牡鹿病院 室長：危機管理課 副室長：危機対策課長 室員：危機対策課職員 室員：地域安全推進課職員 室員：本部連絡員（各災対部1名） 室員：防災関係機関派遣職員（アドバイザー）</p> <p>災対教育部 総務班 教育総務課、学校再編推進室 学校教育班 学校教育課、学校安全推進課 学校管理班 学校管理課 生涯学習班 生涯学習課、視聴覚センター、博物館 応援班 各公民館、図書館 各学校給食センター、各小学校、各中学校、桜坂高等学校 各幼稚園</p> <p>災害対策部 災害対策支部 災害河北支部 河北総合支所地域振興課、市民福祉課、農業委員会事務局 災害雄勝支部 雄勝総合支所地域振興課、市民福祉課 災害河南支部 河南総合支所地域振興課、市民福祉課 災害桃生支部 桃生総合支所地域振興課、市民福祉課 災害北上支部 北上総合支所地域振興課、市民福祉課 災害牡鹿支部 牡鹿総合支所地域振興課、市民福祉課 ※総合支所長は災害対策部において指揮を執るが、状況に応じて本部員会議に出席する。</p> <p>災対消防団 総務班 危機対策課、各総合支所地域振興課 警防班 消防団員</p>	<p>災対組織図の反映 委員意見の反映修正</p>	

## 石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																																																						
77	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部各部・班の任務及び事務分掌</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部事務分掌表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th><th>部長等</th><th>室班名</th><th>課名</th><th>任務及び事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;"><span style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">(新設)</span></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="color: red; text-decoration: underline;">(新設)</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">(新設)</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">(新設)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	<span style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">(新設)</span>														(新設)	(新設)	(新設)		83	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 災害対策本部各部・班の任務及び事務分掌</p> <p style="text-align: center;">災害対策本部事務分掌表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部名</th><th>部長等</th><th>室班名</th><th>課名</th><th>任務及び事務分掌</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="vertical-align: top; text-align: center;"><span style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">災 対 危 機 管 理 部</span></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td style="color: red; text-decoration: underline;">本部連絡室</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">危機管理部次長</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">危機管理部長</td><td>①災害対策本部運営の総合調整に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="color: red; text-decoration: underline;">危機対策課</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">危機管理監</td><td>②気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="color: red; text-decoration: underline;">地域安全推進課</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">危機管理部次長</td><td>③防災会議及び関係機関団体、自主防災組織との連絡調整に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td style="color: red; text-decoration: underline;">震災伝承課</td><td style="color: red; text-decoration: underline;">危機管理部次長</td><td>④災害総計の集約に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑤自衛隊の派遣要請に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑥防災行政無線の運用に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑦水防団、消防団に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑧国、県及び隣接市町に対する要請に関すること。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td>⑨交通安全・防犯対策に関すること。</td></tr> </tbody> </table>	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	<span style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">災 対 危 機 管 理 部</span>														本部連絡室	危機管理部次長	危機管理部長	①災害対策本部運営の総合調整に関すること。			危機対策課	危機管理監	②気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関すること。			地域安全推進課	危機管理部次長	③防災会議及び関係機関団体、自主防災組織との連絡調整に関すること。			震災伝承課	危機管理部次長	④災害総計の集約に関すること。					⑤自衛隊の派遣要請に関すること。					⑥防災行政無線の運用に関すること。					⑦水防団、消防団に関すること。					⑧国、県及び隣接市町に対する要請に関すること。					⑨交通安全・防犯対策に関すること。	
部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌																																																																																						
<span style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">(新設)</span>																																																																																										
	(新設)	(新設)	(新設)																																																																																							
部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌																																																																																						
<span style="color: red; border: 1px solid red; padding: 2px;">災 対 危 機 管 理 部</span>																																																																																										
	本部連絡室	危機管理部次長	危機管理部長	①災害対策本部運営の総合調整に関すること。																																																																																						
		危機対策課	危機管理監	②気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関すること。																																																																																						
		地域安全推進課	危機管理部次長	③防災会議及び関係機関団体、自主防災組織との連絡調整に関すること。																																																																																						
		震災伝承課	危機管理部次長	④災害総計の集約に関すること。																																																																																						
				⑤自衛隊の派遣要請に関すること。																																																																																						
				⑥防災行政無線の運用に関すること。																																																																																						
				⑦水防団、消防団に関すること。																																																																																						
				⑧国、県及び隣接市町に対する要請に関すること。																																																																																						
				⑨交通安全・防犯対策に関すること。																																																																																						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等
77	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	83	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	災対組織図の反映 委員意見の反映修正
	災対総務部	総務部長					災対総務部	総務部長				
		総務部次長						総務部次長				
	本部連絡室	危機対策課			①災害対策本部運営の総合調整に関すること。 ②気象情報及び災害情報の受理並びに伝達に関すること。 ③防災会議及び関係機関団体、自主防災組織との連絡調整に関すること。 ④災害統計の集約に関すること。 ⑤自衛隊の派遣要請に関すること。 ⑥防災行政無線の運用に関すること。 ⑦水防団、消防団に関すること。 ⑧国、県及び隣接市町に対する要請に関すること。			—	—	—	—	
	総務班	総務課	(略)				総務班	総務課	(略)			
	秘書班	秘書広報課 (秘書担当)	(略)				秘書班	秘書広報課 (秘書担当)	(略)			
	広報班	秘書広報課 (広報広聴担当)	(略)				広報班	秘書広報課 (広報広聴担当)	(略)			
	人事班	人事課	(略)				人事班	人事課	(略)			
	管財班	管財課	(略)				管財班	管財課	(略)			
	出納班	会計課	(略)				出納班	会計課	(略)			
	財政班	財政課	(略)				財政班	財政課	(略)			
	調査班	市民税課 資産税課 納税課	(略)				調査班	市民税課 資産税課 納税課	(略)			
	証明班	市民税課 資産税課 納税課	(略)				証明班	市民税課 資産税課 納税課	(略)			
	応援班	行政経営課	(略)				応援班	行政経営課	(略)			
		震災伝承推進室						—				
		選挙管理委員会事務局						選挙管理委員会事務局				
		監査委員事務局						監査委員事務局				
		工事検査課						工事検査課				
		議会事務局	(略)					議会事務局	(略)			

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等	
	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌		部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌		
78	災対復興企画部	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	災対復興企画部	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	
		復興企画部長						復興企画部長					
		復興企画部次長						復興企画部次長					
			総務班	政策企画課	(略)				総務班	政策企画課	(略)		
			応援班	復興推進課、SDGs 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、ICT総合推進課	(略)				応援班	復興推進課、SDGs 移住定住推進課、ふるさと納税推進課、地域振興課、日本語学校設置推進室、DX推進課	(略)		
79		市民生活部長						市民生活部長					
		市民生活部次長						市民生活部次長					
			総務班	地域協働課	①関係機関団体との連絡調整に関すること。 ②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 ③部内職員の配備に関すること。 ④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。 ⑤行政委員、町内会長との連絡調整及び交通・防犯対策に関すること。 ⑥交通安全対策に関すること。	(略)			総務班	地域協働課	①関係機関団体との連絡調整に関すること。 ②部内の総括及び連絡調整並びに他部との連絡調整に関すること。 ③部内職員の配備に関すること。 ④部に属する施設等の被害状況及び応急対策状況の収集並びに報告に関すること。 ⑤行政委員、町内会長との連絡調整に関すること。 <u>(削除)</u>	(略)	
			防疫班	環境課				防疫班	環境課				
			清掃班	廃棄物対策課				清掃班	廃棄物対策課				
			災害廃棄物班	廃棄物対策課				災害廃棄物班	廃棄物対策課				
			支所班	各支所				支所班	各支所				
			不明者対策班	市民課				不明者対策班	市民課				
			応援班	スポーツ振興課				応援班	スポーツ振興課				

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等
80						85						
	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌		部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	
	災対保健福祉部	保健福祉部長					災対保健福祉部	保健福祉部長				
		保健福祉部次長						保健福祉部次長				
		総務班	保健福祉総務課		(略)			総務班	保健福祉総務課		(略)	
		援護班	保健福祉総務課		(略)			援護班	保健福祉総務課		(略)	
		救護班	健康推進課 夜間急患センター		(略)			救護班	健康推進課 夜間急患センター		(略)	
		生活再建支援班	生活再建支援室		(略)			生活再建支援班	生活再建支援室		(略)	
		避難収容班	保護課		(略)			避難収容班	保護課		(略)	
		援護班	障害福祉課 介護福祉課		(略)			援護班	障害福祉課 介護福祉課		(略)	
		仮設住宅管理班	生活再建支援室	①仮設住宅の入居に関すること。 ②仮設住宅及び入居者の管理に関すること。 ③仮設住宅の入居者支援に関すること。				(削除)	(削除)		(削除)	
		応援班	新型コロナウイルスワクチン接種対策室 保険年金課 子育て支援課 子ども保育課 各保育施設 総合相談センター		(略)			応援班	臨時特別給付金室 保険年金課 子育て支援課 子ども保育課 こども家庭センター 各保育施設 総合相談センター		(略)	
81	災対産業部	産業部長					災対産業部	産業部長				
		産業部次長						産業部次長				
		総務班	産業推進課		(略)			総務班	産業推進課		(略)	
		商工班	商工課		(略)			商工班	商工課		(略)	
		観光班	観光課		(略)			観光班	観光政策課		(略)	
		水産班	水産課 水産物地方卸売市場管理事務所		(略)			水産班	水産課 水産物地方卸売市場管理事務所		(略)	
		農林班	農林課 ニホンジカ対策室		(略)			農林班	農林課 ニホンジカ対策室		(略)	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等
82	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	86	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	
82	災対建設部				(略)	86	災対建設部				(略)	
83	災対病院部	病院局事務部長				87	災対病院部				(略)	
	災対病院部	病院局事務部長 病院局事務部次長					災対病院部	病院局事務部長 病院局事務部次長				
		総務班	経営課	(略)				総務班	病院管理課	(略)		
		医療班	石巻市立病院診療部 石巻市立病院薬剤部 石巻市立病院医療技術部 石巻市立病院看護部 医事課	(略)				市立病院班	診療部 医療技術部 看護部 事務部	(略)		
		牡鹿病院班	市立牡鹿病院	(略)				牡鹿病院班	診療部門 事務部門	(略)		
	災対教育部	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長					災対教育部	教育委員会事務局長 教育委員会事務局次長				
		総務班	教育総務課 学校再編推進室	(略)				総務班	教育総務課 学校再編推進室	(略)		
		学校教育班	学校教育課 学校安全推進課	(略)				学校教育班	学校安全推進課 学校教育課	(略)		
		学校管理班	学校管理課	(略)				学校管理班	学校管理課	(略)		
		生涯学習班	生涯学習課 視聴覚センター 博物館	(略)				生涯学習班	生涯学習課 視聴覚センター 博物館	(略)		
		応援班	各公民館 図書館 各学校給食センター 各小学校 各中学校 各市立高校 各幼稚園	(略)				応援班	各公民館 図書館 各学校給食センター 各小学校 各中学校 市立高校 各幼稚園	(略)		

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前					頁	修正案					修正理由等
84						88						
	部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌		部名	部長等	室班名	課名	任務及び事務分掌	
	災対河北支部				(略)		災対河北支部				(略)	
	災対雄勝支部				(略)		災対雄勝支部				(略)	
	災対河南支部				(略)		災対河南支部				(略)	
	災対桃生支部				(略)		災対桃生支部				(略)	
	災対北上支部				(略)		災対北上支部				(略)	
	災対牡鹿支部				(略)		災対牡鹿支部				(略)	
85	災対消防団	消防団長					災対消防団	消防団長				
		各地区団長						各地区団長				
		総務班	危機対策課、各総合支所地域振興課		(略)			総務班	地域安全推進課、各総合支所地域振興課		(略)	
		警防班	消防団員		(略)			警防班	消防団員		(略)	
						89						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																										
85	<p>3 災害対策本部の運営            (1)～(2) (略)            (3) 現地災害対策本部            本部長は、応急対策を実施する<u>必要</u>と認めるときは、災害地域を所管する災害対策支部又は災害現地に現地災害対策本部を設置する。            (4)～(6) (略)</p>	89	<p>3 災害対策本部の運営            (1)～(2) (略)            (3) 現地災害対策本部            本部長は、応急対策を実施する<u>うえで必要</u>と認めるときは、災害地域を所管する災害対策支部又は災害現地に現地災害対策本部を設置する。            (4)～(6) (略)</p>																											
86	<p>第3 警戒本部・特別警戒本部            1 警戒本部・特別警戒本部の設置及び廃止            (1) 設置            警戒配備体制・特別警戒配備体制の配備基準により、危機管理監は警戒本部を設置し警戒配備体制の指令、副市長は特別警戒本部を設置し特別警戒体制の指令をそれぞれ発することができる。            (2) 廃止            (略)            2 組織            (略)</p> <p style="text-align: center;">警戒本部・特別警戒本部の要員等</p> <table border="1" data-bbox="225 1089 1359 1774"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>本部・支部名称</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒配備 (0号)</td> <td>警 戒 本 部</td> <td>本部長：<u>危機管理監</u> 副本部長：<u>総務部次長</u> 本部員：各部次長</td> </tr> <tr> <td>警 戒 支 部</td> <td>支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別警戒配備 (1号)</td> <td>特別警戒本部</td> <td>本部長：副市長（第1順位） 副本部長：副市長、<u>危機管理監</u> 本部員：教育長、<u>各部長</u>、消防団長、地区団長</td> </tr> <tr> <td>特別警戒支部</td> <td>支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長、地区団長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	配備体制	本部・支部名称	要員	警戒配備 (0号)	警 戒 本 部	本部長： <u>危機管理監</u> 副本部長： <u>総務部次長</u> 本部員：各部次長	警 戒 支 部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長	特別警戒配備 (1号)	特別警戒本部	本部長：副市長（第1順位） 副本部長：副市長、 <u>危機管理監</u> 本部員：教育長、 <u>各部長</u> 、消防団長、地区団長	特別警戒支部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長、地区団長	90	<p>第3 警戒本部・特別警戒本部            1 警戒本部・特別警戒本部の設置及び廃止            (1) 設置            警戒配備体制・特別警戒配備体制の配備基準により、危機管理部長は警戒本部を設置し警戒配備体制の指令、副市長は特別警戒本部を設置し特別警戒体制の指令をそれぞれ発することができる。            (2) 廃止            (略)            2 組織            (略)</p> <p style="text-align: center;">警戒本部・特別警戒本部の要員等</p> <table border="1" data-bbox="1486 1089 2620 1774"> <thead> <tr> <th>配備体制</th> <th>本部・支部名称</th> <th>要員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒配備 (0号)</td> <td>警 戒 本 部</td> <td>本部長：<u>危機管理部長</u> 副本部長：<u>危機管理監</u> 本部員：各部次長</td> </tr> <tr> <td>警 戒 支 部</td> <td>支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">特別警戒配備 (1号)</td> <td>特別警戒本部</td> <td>本部長：副市長（第1順位） 副本部長：副市長、<u>危機管理部長</u> 本部員：教育長、<u>危機管理監</u>、各部長、消防団長、地区団長</td> </tr> <tr> <td>特別警戒支部</td> <td>支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長、地区団長</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 (略)</p>	配備体制	本部・支部名称	要員	警戒配備 (0号)	警 戒 本 部	本部長： <u>危機管理部長</u> 副本部長： <u>危機管理監</u> 本部員：各部次長	警 戒 支 部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長	特別警戒配備 (1号)	特別警戒本部	本部長：副市長（第1順位） 副本部長：副市長、 <u>危機管理部長</u> 本部員：教育長、 <u>危機管理監</u> 、各部長、消防団長、地区団長	特別警戒支部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長、地区団長	災対組織図の反映
配備体制	本部・支部名称	要員																												
警戒配備 (0号)	警 戒 本 部	本部長： <u>危機管理監</u> 副本部長： <u>総務部次長</u> 本部員：各部次長																												
	警 戒 支 部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長																												
特別警戒配備 (1号)	特別警戒本部	本部長：副市長（第1順位） 副本部長：副市長、 <u>危機管理監</u> 本部員：教育長、 <u>各部長</u> 、消防団長、地区団長																												
	特別警戒支部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長、地区団長																												
配備体制	本部・支部名称	要員																												
警戒配備 (0号)	警 戒 本 部	本部長： <u>危機管理部長</u> 副本部長： <u>危機管理監</u> 本部員：各部次長																												
	警 戒 支 部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長																												
特別警戒配備 (1号)	特別警戒本部	本部長：副市長（第1順位） 副本部長：副市長、 <u>危機管理部長</u> 本部員：教育長、 <u>危機管理監</u> 、各部長、消防団長、地区団長																												
	特別警戒支部	支部長：総合支所長 副支部長：総合支所地域振興課長 支部員：市民福祉課長、地区団長																												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
87	<p>第4 各機関の体制</p> <p>1 警察の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋</td> </tr> <tr> <td>第5 警察の活動</td> </tr> <tr> <td>1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町<sub>一</sub>、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</td> </tr> </table> <p>2~3 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋	第5 警察の活動	1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。	2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。	3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町 <sub>一</sub> 、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。	91	<p>第4 各機関の体制</p> <p>1 警察の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋</td> </tr> <tr> <td>第5 警察の活動</td> </tr> <tr> <td>1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。</td> </tr> <tr> <td>2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。</td> </tr> <tr> <td>3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町<sub>村</sub>、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。</td> </tr> </table> <p>2~3 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋	第5 警察の活動	1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。	2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。	3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町 <sub>村</sub> 、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。	県地域防災計画変更の反映																										
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋																																								
第5 警察の活動																																								
1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。																																								
2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。																																								
3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町 <sub>一</sub> 、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。																																								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-3の抜粋																																								
第5 警察の活動																																								
1 警察は、地震による重大な災害時は、非常招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被災者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。																																								
2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。																																								
3 警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災市町 <sub>村</sub> 、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。																																								
88	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報管理体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 被害情報の収集・報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 地震関連情報の伝達</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>—</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 情報管理体制	(略)	(略)	第2 被害情報の収集・報告			第3 地震関連情報の伝達			—			—			92	<p>第2節 情報の収集・伝達</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 情報管理体制</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 被害情報の収集・報告</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 地震関連情報の伝達</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>第5 通信・放送手段の確保</u></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 情報管理体制	(略)	(略)	第2 被害情報の収集・報告			第3 地震関連情報の伝達			<u>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>			<u>第5 通信・放送手段の確保</u>			県計画との整合
項目	担当	関係機関																																						
第1 情報管理体制	(略)	(略)																																						
第2 被害情報の収集・報告																																								
第3 地震関連情報の伝達																																								
—																																								
—																																								
項目	担当	関係機関																																						
第1 情報管理体制	(略)	(略)																																						
第2 被害情報の収集・報告																																								
第3 地震関連情報の伝達																																								
<u>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u>																																								
<u>第5 通信・放送手段の確保</u>																																								
88	<p>第1 情報管理体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報通信体制</p> <p>市は、次の通信手段により県、国、防災関係機関等との情報通信を行う。</p> <p>(1) 電話</p> <p>ア 災害時優先電話<sub>一</sub></p> <p>あらかじめ、災害時優先電話<sub>一</sub>として登録されている電話を活用し連絡を行う。</p> <p>イ 災害時公衆電話</p>	92	<p>第1 情報管理体制</p> <p>1 (略)</p> <p>2 情報通信体制</p> <p>市は、次の通信手段により県、国、防災関係機関等との情報通信を行う。</p> <p>(1) 電話</p> <p>ア 災害時優先電話・災害時優先携帯電話</p> <p>あらかじめ、災害時優先電話・災害時優先携帯電話として登録されている電話を活用し連絡を行う。</p> <p>イ 災害時公衆電話</p>	県計画との整合 委員意見の反映修正																																				

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																																																																											
	災害時公衆電話が設置できる状況にあっては、避難所等に災害時公衆電話の設置を <u>東日本電信電話</u> 株式会社に要請し通信を確保する。 (略)		災害時公衆電話が設置できる状況にあっては、避難所等に災害時公衆電話の設置を <u>NTT 東日本</u> 株式会社に要請し通信を確保する。 (略)																																																																																																												
89	第2 被害情報の収集・報告 (略) 1 初期情報の収集 各災対部・支部は、災害発生当初において、人命や災害対策実施に <u>かかわる</u> 情報を優先に収集し、本部長に報告する。 2 被害情報の収集 (1)～(4) (略) (5) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、 <u>官邸</u> 及び <u>非常</u> 本部等を含む防災関係機関への共有を図る。 (6) (略) <u>(新設)</u>	93	第2 被害情報の収集・報告 1 初期情報の収集 各災対部・支部は、災害発生当初において、人命や災害対策実施に <u>関わる</u> 情報を優先に収集し、本部長に報告する。 2 被害情報の収集 (1)～(4) (略) (5) 市は、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報を、中央防災無線網等を活用し、 <u>首相</u> 官邸及び <u>政府</u> 本部等を含む防災関係機関への共有を図る。 (6) (略) <u>(7) 市は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。</u>	用語統一 県地域防災計画変更の反映 組織変更に伴う修正 県計画との整合																																																																																																											
90	94	被害調査の項目及び担当	被害調査の項目及び担当																																																																																																												
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害調査区分</th> <th>調査担当部</th> <th>協力団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況総括 (人的被害)</td> <td><u>災対総務部</u></td> <td>府内各課（所）長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員</td> </tr> <tr> <td>保健関係</td> <td>災対保健福祉部</td> <td>医師会、歯科医師会等</td> </tr> <tr> <td>農林水産関係</td> <td>災対産業部</td> <td>農協、漁協、森林組合</td> </tr> <tr> <td>商工関係</td> <td>災対産業部</td> <td>観光協会、商工会議所等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等関係</td> <td>災対保健福祉部</td> <td>施設の長</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>災対総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川・橋・道路関係</td> <td>災対建設部</td> <td>市内建設業者</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設関係</td> <td>災対教育部</td> <td>各幼稚園長、小中高等学校長</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設関係</td> <td>災対教育部</td> <td>各施設の長</td> </tr> <tr> <td>公共物関係</td> <td>災対建設部</td> <td>各施設の長</td> </tr> <tr> <td>都市施設関係</td> <td>災対建設部</td> <td>管理委託者等</td> </tr> <tr> <td>水道施設関係</td> <td><u>災対総務部</u></td> <td>石巻地方広域水道企業団</td> </tr> <tr> <td>下水道施設関係</td> <td>災対建設部</td> <td>市内下水道業者</td> </tr> <tr> <td>衛生関係 処理場施設関係</td> <td>災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合</td> <td>各施設の長</td> </tr> <tr> <td>火災被害関係</td> <td>石巻地区広域行政事務組合消防本部</td> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>災対病院部</td> <td>各医療施設の長</td> </tr> <tr> <td>要配慮者関係</td> <td>災対保健福祉部</td> <td>要配慮者利用施設</td> </tr> </tbody> </table>	被害調査区分	調査担当部	協力団体名等	被害状況総括 (人的被害)	<u>災対総務部</u>	府内各課（所）長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員	保健関係	災対保健福祉部	医師会、歯科医師会等	農林水産関係	災対産業部	農協、漁協、森林組合	商工関係	災対産業部	観光協会、商工会議所等	社会福祉施設等関係	災対保健福祉部	施設の長	家屋	災対総務部		河川・橋・道路関係	災対建設部	市内建設業者	学校教育施設関係	災対教育部	各幼稚園長、小中高等学校長	社会教育施設関係	災対教育部	各施設の長	公共物関係	災対建設部	各施設の長	都市施設関係	災対建設部	管理委託者等	水道施設関係	<u>災対総務部</u>	石巻地方広域水道企業団	下水道施設関係	災対建設部	市内下水道業者	衛生関係 処理場施設関係	災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合	各施設の長	火災被害関係	石巻地区広域行政事務組合消防本部	消防団	医療関係	災対病院部	各医療施設の長	要配慮者関係	災対保健福祉部	要配慮者利用施設	<table border="1"> <thead> <tr> <th>被害調査区分</th> <th>調査担当部</th> <th>協力団体名等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況総括 (人的被害)</td> <td><u>災対危機管理部</u></td> <td>府内各課（所）長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員</td> </tr> <tr> <td>保健関係</td> <td>災対保健福祉部</td> <td>医師会、歯科医師会等</td> </tr> <tr> <td>農林水産関係</td> <td>災対産業部</td> <td>農協、漁協、森林組合</td> </tr> <tr> <td>商工関係</td> <td>災対産業部</td> <td>観光協会、商工会議所等</td> </tr> <tr> <td>社会福祉施設等関係</td> <td>災対保健福祉部</td> <td>施設の長</td> </tr> <tr> <td>家屋</td> <td>災対総務部</td> <td></td> </tr> <tr> <td>河川・橋・道路関係</td> <td>災対建設部</td> <td>市内建設業者</td> </tr> <tr> <td>学校教育施設関係</td> <td>災対教育部</td> <td>各幼稚園長、小中高等学校長</td> </tr> <tr> <td>社会教育施設関係</td> <td>災対教育部</td> <td>各施設の長</td> </tr> <tr> <td>公共物関係</td> <td>災対建設部</td> <td>各施設の長</td> </tr> <tr> <td>都市施設関係</td> <td>災対建設部</td> <td>管理委託者等</td> </tr> <tr> <td>水道施設関係</td> <td><u>災対危機管理部</u></td> <td>石巻地方広域水道企業団</td> </tr> <tr> <td>下水道施設関係</td> <td>災対建設部</td> <td>市内下水道業者</td> </tr> <tr> <td>衛生関係 処理場施設関係</td> <td>災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合</td> <td>各施設の長</td> </tr> <tr> <td>火災被害関係</td> <td>石巻地区広域行政事務組合消防本部</td> <td>消防団</td> </tr> <tr> <td>医療関係</td> <td>災対病院部</td> <td>各医療施設の長</td> </tr> <tr> <td>要配慮者関係</td> <td>災対保健福祉部</td> <td>要配慮者利用施設</td> </tr> </tbody> </table>	被害調査区分	調査担当部	協力団体名等	被害状況総括 (人的被害)	<u>災対危機管理部</u>	府内各課（所）長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員	保健関係	災対保健福祉部	医師会、歯科医師会等	農林水産関係	災対産業部	農協、漁協、森林組合	商工関係	災対産業部	観光協会、商工会議所等	社会福祉施設等関係	災対保健福祉部	施設の長	家屋	災対総務部		河川・橋・道路関係	災対建設部	市内建設業者	学校教育施設関係	災対教育部	各幼稚園長、小中高等学校長	社会教育施設関係	災対教育部	各施設の長	公共物関係	災対建設部	各施設の長	都市施設関係	災対建設部	管理委託者等	水道施設関係	<u>災対危機管理部</u>	石巻地方広域水道企業団	下水道施設関係	災対建設部	市内下水道業者	衛生関係 処理場施設関係	災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合	各施設の長	火災被害関係	石巻地区広域行政事務組合消防本部	消防団	医療関係	災対病院部	各医療施設の長	要配慮者関係	災対保健福祉部	要配慮者利用施設	
被害調査区分	調査担当部	協力団体名等																																																																																																													
被害状況総括 (人的被害)	<u>災対総務部</u>	府内各課（所）長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員																																																																																																													
保健関係	災対保健福祉部	医師会、歯科医師会等																																																																																																													
農林水産関係	災対産業部	農協、漁協、森林組合																																																																																																													
商工関係	災対産業部	観光協会、商工会議所等																																																																																																													
社会福祉施設等関係	災対保健福祉部	施設の長																																																																																																													
家屋	災対総務部																																																																																																														
河川・橋・道路関係	災対建設部	市内建設業者																																																																																																													
学校教育施設関係	災対教育部	各幼稚園長、小中高等学校長																																																																																																													
社会教育施設関係	災対教育部	各施設の長																																																																																																													
公共物関係	災対建設部	各施設の長																																																																																																													
都市施設関係	災対建設部	管理委託者等																																																																																																													
水道施設関係	<u>災対総務部</u>	石巻地方広域水道企業団																																																																																																													
下水道施設関係	災対建設部	市内下水道業者																																																																																																													
衛生関係 処理場施設関係	災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合	各施設の長																																																																																																													
火災被害関係	石巻地区広域行政事務組合消防本部	消防団																																																																																																													
医療関係	災対病院部	各医療施設の長																																																																																																													
要配慮者関係	災対保健福祉部	要配慮者利用施設																																																																																																													
被害調査区分	調査担当部	協力団体名等																																																																																																													
被害状況総括 (人的被害)	<u>災対危機管理部</u>	府内各課（所）長 各行政組織 各自治会組織 各地区民生委員																																																																																																													
保健関係	災対保健福祉部	医師会、歯科医師会等																																																																																																													
農林水産関係	災対産業部	農協、漁協、森林組合																																																																																																													
商工関係	災対産業部	観光協会、商工会議所等																																																																																																													
社会福祉施設等関係	災対保健福祉部	施設の長																																																																																																													
家屋	災対総務部																																																																																																														
河川・橋・道路関係	災対建設部	市内建設業者																																																																																																													
学校教育施設関係	災対教育部	各幼稚園長、小中高等学校長																																																																																																													
社会教育施設関係	災対教育部	各施設の長																																																																																																													
公共物関係	災対建設部	各施設の長																																																																																																													
都市施設関係	災対建設部	管理委託者等																																																																																																													
水道施設関係	<u>災対危機管理部</u>	石巻地方広域水道企業団																																																																																																													
下水道施設関係	災対建設部	市内下水道業者																																																																																																													
衛生関係 処理場施設関係	災対市民生活部、石巻地区広域行政事務組合	各施設の長																																																																																																													
火災被害関係	石巻地区広域行政事務組合消防本部	消防団																																																																																																													
医療関係	災対病院部	各医療施設の長																																																																																																													
要配慮者関係	災対保健福祉部	要配慮者利用施設																																																																																																													

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>災対教育部</td><td></td></tr> <tr> <td>公共交通機関関係</td><td>災対復興企画部</td><td>公共交通機関</td></tr> </table>		災対教育部		公共交通機関関係	災対復興企画部	公共交通機関		<table border="1"> <tr> <td></td><td>災対教育部</td><td></td></tr> <tr> <td>公共交通機関関係</td><td>災対復興企画部</td><td>公共交通機関</td></tr> </table>		災対教育部		公共交通機関関係	災対復興企画部	公共交通機関	
	災対教育部															
公共交通機関関係	災対復興企画部	公共交通機関														
	災対教育部															
公共交通機関関係	災対復興企画部	公共交通機関														
91	<p>3 県への報告 (略)</p> <p>報告の種類と内容</p> <table border="1"> <tr> <td>災害概況即報</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>被害状況報告(即報)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>被害状況報告(確定)</td><td>・被害状況について、<u>2週間</u>以内に報告</td></tr> </table> <p>4～5 (略)</p>	災害概況即報	(略)	被害状況報告(即報)	(略)	被害状況報告(確定)	・被害状況について、 <u>2週間</u> 以内に報告	95	<p>3 県への報告 (略)</p> <p>報告の種類と内容</p> <table border="1"> <tr> <td>災害概況即報</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>被害状況報告(即報)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>被害状況報告(確定)</td><td>・被害状況について、<u>10日</u>以内に報告</td></tr> </table> <p>4～5 (略)</p>	災害概況即報	(略)	被害状況報告(即報)	(略)	被害状況報告(確定)	・被害状況について、 <u>10日</u> 以内に報告	県計画との整合
災害概況即報	(略)															
被害状況報告(即報)	(略)															
被害状況報告(確定)	・被害状況について、 <u>2週間</u> 以内に報告															
災害概況即報	(略)															
被害状況報告(即報)	(略)															
被害状況報告(確定)	・被害状況について、 <u>10日</u> 以内に報告															
91	<p>第3 地震関連情報の伝達</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合<u>に</u>、震度4以上<u>が</u>予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ及びラジオを通じて提供する。</p> <p>また、最大震度3以上又は<u>マグニチュード</u>3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>のもの</u>を特別警報に位置づけている。</p> <p>(略)</p>	96	<p>第3 地震関連情報の伝達</p> <p>1 緊急地震速報</p> <p>(1) 緊急地震速報の発表等</p> <p>気象庁は、最大震度5弱以上の揺れが予想された場合<u>又は長周期地震動階級3以上が予想された場合に</u>、震度4以上<u>又は長周期地震動階級3以上が</u>予想される地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。日本放送協会（NHK）は、テレビ及びラジオを通じて提供する。</p> <p>また、最大震度3以上又は<u>長周期地震動階級1以上、マグニチュード</u>3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。なお、緊急地震速報（警報）のうち予想震度が6弱以上<u>又は長周期地震動階級4の揺れが予想される場合</u>を特別警報に位置づけている。</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画変更の反映												
92	<p>(2) 緊急地震速報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>市は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて受理した緊急地震速報を、市防災行政無線<u>(戸別受信機を含む。)</u>等により市民等へ伝達するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>	96	<p>(2) 緊急地震速報の伝達</p> <p>(略)</p> <p>市は、総務省消防庁の全国瞬時警報システム（Jアラート）を通じて受理した緊急地震速報を、市防災行政無線<u>等</u>により市民等へ伝達するよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(3) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映												
93	<p>2 地震・津波情報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p>	97	<p>2 地震・津波情報</p> <p>(略)</p> <p>(1) 地震情報の種類と内容</p>	県地域防災計画変更の反映												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等
	地震情報の種類	発表基準	内容	98	地震情報の種類	発表基準	内容	
	震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約 <u>180</u> 地域に区分）と地震の揺れの <u>発現</u> 時刻を速報。		震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を約 <u>188</u> 地域に区分）と地震の揺れの <u>検知</u> 時刻を速報。	
	震源に関する情報	(略)	(略)		震源に関する情報	(略)	(略)	
	震源及び震度に関する情報	<u>以下のいずれかを満たした場合</u> ・震度 <u>3</u> 以上 ・津波警報・ <u>津波</u> 注意報発表又は若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報(警報)を発表した場合	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度3以上の地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。		震源・震度情報	・震度 <u>1</u> 以上 ・津波警報・注意報発表または若干の海面変動が予想された時 ・緊急地震速報(警報)発表時	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、震度1以上を観測した地点と観測した震度を発表。それに加えて、震度3以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。	
	各地の震度に関する情報	・震度1以上	<u>震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表。</u> <u>震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。</u> <u>地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「他の情報(地震回数に関する情報)」で発表。</u>		(削除)	(削除)	(削除)	
	推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに <u>1km</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。		推計震度分布図	・震度5弱以上	観測した各地の震度データをもとに <u>250m</u> 四方ごとに推計した震度(震度4以上)を図情報として発表。	
	長周期地震動に関する観測情報	・震度 <u>3</u>	<u>高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表(地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載)。</u>		長周期地震動に関する観測情報	・震度 <u>1</u> 以上を観測した地震のうち長周期地震動階級1以上を観測した場合	地域毎の震度の最大値・長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。	
	遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。 —		遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等※ ・マグニチュード7.0以上 ・都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模(マグニチュード)をおおむね30分以内に発表※。 日本や国外への津波の影響に関する記述して発表。 ※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は1時間半～2時間程度で発表	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等								
94		—				※国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある										
	その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。		その他の情報	・顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表。									
		—			(注) 気象庁防災情報 XML フォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。 また、気象庁ホームページでは「震源・震度に関する情報」及び「各地の震度に関する情報」について、どちらかの発表基準に達した場合に両方の情報を発表している。											
94	(2) (略) <u>(新設)</u>			98	(2) (略) <u>(3) 地震活動に関する解説資料等</u> 地震情報以外に、地震活動の状況等をお知らせするために気象庁本庁及び管区・地方気象台等が関係地方公共団体、報道機関等に提供している資料。			県計画との整合								
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>解説資料等の種類</th> <th>発表基準</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>地震解説資料</u> <u>(全国速報版・地域速報版)</u></td> <td><u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報・注意報発表時 (遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)</td> <td><u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。</td> </tr> <tr> <td><u>地震解説資料</u> <u>(全国詳細版・地域詳細版)</u></td> <td><u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生</td> <td><u>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。</u> ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版)</td> </tr> </tbody> </table>	解説資料等の種類	発表基準	内容	<u>地震解説資料</u> <u>(全国速報版・地域速報版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報・注意報発表時 (遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。	<u>地震解説資料</u> <u>(全国詳細版・地域詳細版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。</u> ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版)		
解説資料等の種類	発表基準	内容														
<u>地震解説資料</u> <u>(全国速報版・地域速報版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に、一つの現象に対して一度だけ発表</u> ・津波警報・注意報発表時 (遠地地震による発表時除く) ・(担当地域で)震度4以上を観測 (ただし、地震が頻発している場合、その都度の発表はしない。)	<u>地震発生後30分程度を目途に、地方公共団体が初動期の判断のため、状況把握等に活用できるように、地震の概要、震度に関する情報や津波警報や津波注意報等の発表状況等、及び津波や地震の図情報を取りまとめた資料。</u> ・地震解説資料(全国速報版) 上記内容について、全国の状況を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域速報版) 上記内容について、発表基準を満たした都道府県別に取りまとめた資料。														
<u>地震解説資料</u> <u>(全国詳細版・地域詳細版)</u>	<u>以下のいずれかを満たした場合に発表するほか、状況に応じて必要となる続報を適宜発表</u> ・津波警報・注意報発表時 ・(担当地域で)震度5弱以上を観測 ・社会的に関心の高い地震が発生	<u>地震発生後1~2時間を目途に第1号を発表する。</u> ・地震解説資料(全国詳細版) 地震や津波の特徴を解説するため、防災上の留意事項やその後の地震活動の見通し、津波や長周期地震動の観測状況、緊急地震速報の発表状況、周辺の地域の過去の地震活動など、より詳しい状況等を取りまとめた資料。 ・地震解説資料(地域詳細版)														
				99												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等			
			<p><u>地震解説資料（全国詳細版）発表以降に状況に応じて必要となる続報を適宜発表するとともに、状況に応じて適切な解説を加えることで、防災対応を支援する資料（地域の地震活動状況や応じて、単独で提供されることもある）。</u></p> <table border="1"> <tr> <td><u>地震活動図</u></td><td><u>定期（毎月）</u></td><td><u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u></td></tr> </table>	<u>地震活動図</u>	<u>定期（毎月）</u>	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>	
<u>地震活動図</u>	<u>定期（毎月）</u>	<u>地震・津波に係る災害予想図の作成、その他防災に係る活動を支援するために、毎月の都道府県内及びその地方の地震活動の状況をとりまとめた地震活動の傾向等を示す資料。</u>					
94	<p>(3) 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>ア 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p> <p>仙台管区気象台は、<u>大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下「津波警報等」という）</u>、<u>並びに</u>地震及び津波情報を直ちに、防災関係機関及び報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。</p> <p>なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（Jアラート）により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>イ 報道機関の対応</p> <p>報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を<u>住民</u>に広く周知することに努める。</p>	99	<p>(4) 仙台管区気象台からの情報の伝達</p> <p>ア 仙台管区気象台及び防災関係機関の対応</p> <p>仙台管区気象台は、<u>津波警報等</u>、<u>地震</u>及び津波情報を直ちに、防災関係機関及び報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達系統により市町村等関係機関へ伝達する。</p> <p>なお、緊急を要する津波警報等については、地上系の補完として、直接市及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用した全国瞬時警報システム（Jアラート）により、総務省消防庁から同報送信されている。</p> <p>イ 報道機関の対応</p> <p>報道機関は、津波警報等、地震及び津波情報を<u>市民等</u>に広く周知することに努める。</p>	県地域防災計画変更の反映 用語の統一			
94	<p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、<u>地震発生後の余震発生状況及び</u>降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、震度5強以上を観測する地震が発生した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p> <p>4 (略)</p>	99	<p>3 その他の情報等の発表</p> <p>仙台管区気象台は、<u>大地震</u>後の<u>地震活動（余震等）</u>や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。</p> <p>また、震度5強以上を観測した市町村では、地盤が脆弱になっている可能性が高く、雨による土砂災害の危険性が通常より高いと考えられることから、大雨警報（土砂災害）・大雨注意報及び土砂災害警戒情報の発表基準を引き下げて運用する。</p> <p>4 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映			
-	(新設)	100	<p><u>第4 北海道・三陸沖後発地震注意情報</u></p> <p><u>1 情報発信条件</u></p> <p><u>(1) 北海道の根室沖から東北地方の三陸沖の巨大地震の想定震源域及びその領域に影響を与える外側のエリアで Mw（モーメントマグニチュード）7.0 以上の地震が発生した場合に、情報が発信される。</u></p>	県地域防災計画変更の反映			

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p>(2) 想定震源域の外側で Mw7.0 以上の地震が発生した場合は、地震の Mw に基づき想定震源域へ影響を与えるものであると評価された場合に、情報が発信される。</p> <p><u>2 情報発信の流れ</u></p> <p>気象庁において一定精度の Mw を推定（地震発生後 15 分～2 時間程度）し、情報発信の条件を満たす先発地震であると判断でき次第、内閣府・気象庁合同記者会見が開かれ、「北海道・三陸沖後発地震注意情報」が発信される。</p> <p><u>3 情報の解説及び防災対応の呼びかけ内容</u></p> <p>(1) 合同記者会見では、気象庁からの「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の発信と解説及び内閣府からの「当該情報を受けてとるべき防災対応の呼びかけ」が行われる。</p> <p>(2) 防災対応の呼びかけ内容は、先発地震の被害状況等により変わる。</p> <p><u>4 情報に関する留意事項</u></p> <p>(1) 「北海道・三陸沖後発地震注意情報」は、大規模地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっていることをお知らせする情報であるが、様々な留意事項がある。</p> <p>(2) 以下の留意事項を考慮した上で、必要な防災対応をとることが重要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。</li> <li>イ 後発地震の発生可能性は、先発地震が起つてから時間が経つほど低くなる。</li> <li>ウ 後発地震の発生可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。</li> <li>エ 後発地震の発生可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。</li> <li>オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。</li> <li>カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要がある。</li> <li>キ 情報発信の対象とする地震の発生エリア（北海道の根室沖から東北地方の三陸沖）の外側でも、先発地震が発生した周辺では、大規模地震が発生する可能性がある。</li> <li>ク すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。</li> </ul>	
-	(新設)	101	<p><u>第5 通信・放送手段の確保</u></p> <p><u>1 災害時の通信連絡</u></p> <p><u>(1) 通信連絡手段</u></p>	県計画との整合 委員意見の反映修正

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
			<p>大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努め、必要に応じて相互に連携をとりながら通信手段の確保を図る。</p> <p>なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。</p> <p>ア 一般加入電話…災害時に途絶やふくそうがある。</p> <p>イ 災害時優先電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、一般加入電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、一般加入電話に比べて優先して使用できる。</p> <p>ウ 災害時優先携帯電話…防災関係機関と通信事業者が協議して、携帯電話の中から指定する回線で、発信規制がかけられても、携帯電話に比べて優先して使用できる。</p> <p>エ 携帯電話（スマートフォン）…固定電話と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。</p> <p>オ 衛星携帯電話…衛星を利用して通信するため、通信可能地域が広く、災害時に通信の途絶及びふくそうの可能性が低い。ただし、相手によってはふくそうもある。</p> <p>カ 公共安全モバイルシステム…携帯電話技術を活用した公共機関向けの通信システムであり、平時は携帯電話として使用でき、災害発生時等には、機関の内部や、自機関と他機関との間で連絡・情報共有ができる。</p> <p>キ 国土交通省回線（緊急連絡用回線）…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。</p> <p>ク 消防庁回線（消防防災無線）…消防庁が各県と結んでいる無線回線。</p> <p>ケ 内閣府回線（中央防災無線）…内閣府と各県を結んでいる無線回線。</p> <p>コ 地域衛星通信ネットワーク…全国の自治体、消防本部、防災関係機を結ぶ衛星通信回線。</p> <p>サ 消防用回線（消防無線）…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。</p> <p>シ 防災相互波…本周波数を所有している異なる免許人の間で通信ができる。</p> <p>ス MCA 無線システム…（一財）移動無線センター東北センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカー・総務省からの借用も考えられる。</p> <p>セ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合は、非常通信協議会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。</p>	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
		102	<p>ソ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。</p> <p>また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つ情報提供が有効である。</p> <p>タ 災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）…災害発生時、その規模によりNTT東日本株式会社が運用するサービス。災害伝言ダイヤル（171）は、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報を確認するもの、災害用伝言板（web171）はパソコン、又は携帯電話からインターネットを利用して安否情報を確認するもので、提供開始や提供条件についてNTT東日本株式会社で決定しテレビ・ラジオ・NTT東日本公式ホームページ等で知らせる。</p> <p>チ 災害用伝言板…大規模災害発生時、携帯電話事業者各社が提供するサービスで、安否情報の登録・確認ができる。</p> <p>(2) 非常時の通信確保</p> <p>ア 県及び電気通信事業者は、携帯電話や衛星通信等の電気通信事業用移動通信、公共安全モバイルシステム、業務用移動通信、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制について整備するよう努める。</p> <p>なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。</p> <p>イ 電気通信事業者は、災害時において、県、及び地方行政機関等の防災関係機関の重要通信を優先的に確保する。</p> <p>2 市防災行政無線施設</p> <p>(1) 市は、災害時における救急・救助、医療及び消火に係る情報の収集・連絡等の重要性を考慮し、市防災行政無線、地域防災無線等通信手段の確保に努める。</p> <p>(2) 災害発生後、直ちに情報通信手段の機能を確認し、支障が生じた施設の復旧を行う。</p> <p>(3) 避難所等となった学校等と市庁舎との通信手段の確保に努める。</p> <p>あわせて、他機関及び市との通信手段確保に努める。</p> <p>3 消防無線通信施設</p> <p>消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるよう、通信手段の確保に努める。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要措置を講じる。</p>																			
95	<p>第3節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 社会的混乱の防止</td> <td>(総) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 市民への広報</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 社会的混乱の防止	(総) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班		第2 市民への広報			103	<p>第3節 災害広報活動</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 社会的混乱の防止</td> <td>(危) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 市民等への広報</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 社会的混乱の防止	(危) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班		第2 市民等への広報			組織変更に伴う修正 用語の統一
項目	担当	関係機関																				
第1 社会的混乱の防止	(総) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班																					
第2 市民への広報																						
項目	担当	関係機関																				
第1 社会的混乱の防止	(危) 本部連絡室、●(総) 広報班、(保) 救護班、(保) 避難収容班																					
第2 市民等への広報																						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等
	第3 報道機関への対応	(略)			第3 報道機関への対応	(略)		
95	第1 社会的混乱の防止 1 (略) 2 <u>住民</u> 等への対応 市及びライフライン事業者は、市民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。	103	第1 社会的混乱の防止 1 (略) 2 <u>市民</u> 等への対応 市及びライフライン事業者は、市民等から、問合せ、要望、意見等が数多く寄せられるることを考慮し、適切な対応を行える体制を整備する。		用語の統一			
95	第2 <u>市民</u> への広報 市及び報道機関等は、市民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。 また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。  1 市の広報 (略) (1) ~ (7) (略) <u>(新設)</u> (8) 津波等に関する情報 (9) ライフラインの被害状況に関する情報 (10) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報 (11) 民心安定のための情報 (12) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 (15) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報 (16) 自主防災組織に対する活動実施要請 (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ (18) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 (19) 相談窓口の設置に関する情報 (20) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報 (21) 市ホームページへの掲載による広報	103	第2 <u>市民等</u> への広報 市及び報道機関等は、市民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供する。 また、要配慮者、災害により孤立化する危険のある地域の被災者、都市部における帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者に対しても、確実に情報伝達できるよう必要な体制の整備を図る。 <u>なお、情報の提供に当たっては、要配慮者に十分配慮するように努める。</u> 1 市の広報 (略) (1) ~ (7) (略) <u>(8) 地震に関する情報（北海道・三陸沖後発地震注意情報を含む）</u> (9) 津波等に関する情報 (10) ライフラインの被害状況に関する情報 (11) 生活支援（食料・水等の供給）に関する情報 (12) 民心安定のための情報 (13) 緊急交通路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報 (14) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報 (15) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報 (16) 被災地域及び指定避難所等における犯罪予防等民心安定のための情報 (17) 自主防災組織に対する活動実施要請 (18) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ (19) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報 (20) 相談窓口の設置に関する情報 (21) 被災者に対する援助、助成措置（特別融資・緊急融資・税の減免等）に関する情報 (22) 市ホームページへの掲載による広報	104	県地域防災計画変更の反映			

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
96	2～4 (略) 5 安否情報 市は、被災者の安否について <u>住民</u> 等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 (略)	104	2～4 (略) 5 安否情報 市は、被災者の安否について <u>市民</u> 等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。 (略)	用語の統一												
97	第3 報道機関への対応 (略)	105	第3 報道機関への対応 (略)													
98	第4節 相互応援活動 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 自治体等への応援要請</td><td>(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)	106	第4節 相互応援活動 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 自治体等への応援要請</td><td>(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 自治体等への応援要請	(総) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 自治体等への応援要請	(危) 本部連絡室、●(総) 人事班、各災対部総務班、協定を締結している班	(略)														
98	第1 自治体等への応援要請 (略)	106	第1 自治体等への応援要請 (略)													
100	第5節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 1 (略) 2 災害救助法の適用手続 (略) 市は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨 <u>要請</u> する。 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－5の抜粋 ―― ―― 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。	108	第5節 災害救助法の適用 第1 災害救助法の適用 1 (略) 2 災害救助法の適用手続 (略) 市は、被害状況を迅速かつ的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨 <u>要請</u> する。 ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－5の抜粋 <u>2 災害救助法の適用手続</u> (略) 県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。	県計画との整合 項目名の追加												
101	第2 救助の種類 救助の種類は、次のとおりである。(災害救助法施行細則による。) そのうち、知事は災害救助法第 <u>29</u> 条の規定に基づき、救助の実施を市長に委任している。 (略)	109	第2 救助の種類 救助の種類は、次のとおりである。(災害救助法施行細則による。) そのうち、知事は災害救助法第 <u>13</u> 条 <u>第1項</u> の規定に基づき、救助の実施を市長に委任している。 (略)	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映												
102	第6節 自衛隊の災害派遣 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 自衛隊の災害派遣</td><td>(総) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 自衛隊の災害派遣	(総) 本部連絡室	(略)	110	第6節 自衛隊の災害派遣 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 自衛隊の災害派遣</td><td>(危) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 自衛隊の災害派遣	(総) 本部連絡室	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 自衛隊の災害派遣	(危) 本部連絡室	(略)														

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																				
102	1～2 (略)	110	1～2 (略)																					
103	<p>3 派遣部隊の活動内容</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－6の抜粋</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>要救助者</u>等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</td> </tr> <tr> <td>(4) 水防活動：土<u>囊</u>作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 給食<u>及び</u>給水__：被災者に対する給食<u>及び</u>給水__の実施</td> </tr> <tr> <td><u>(10) 入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u></td> </tr> <tr> <td><u>(11) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</u></td> </tr> <tr> <td><u>(12) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u></td> </tr> <tr> <td><u>(13) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u></td> </tr> </table> <p>4～6 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－6の抜粋	(略)	(3) <u>要救助者</u> 等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動	(4) 水防活動：土 <u>囊</u> 作成、運搬、積込み等の水防活動	(略)	(9) 給食 <u>及び</u> 給水__：被災者に対する給食 <u>及び</u> 給水__の実施	<u>(10) 入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u>	<u>(11) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</u>	<u>(12) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u>	<u>(13) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u>	<p>3 派遣部隊の活動内容</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－6の抜粋</td> </tr> <tr> <td><b>2 災害派遣時に実施する救援活動等</b></td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3) <u>遭難者</u>等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動</td> </tr> <tr> <td>(4) 水防活動：土<u>のう</u>作成、運搬、積込み等の水防活動</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(9) 給食、給水<u>及び</u>入浴支援：被災者に対する給食、給水<u>及び</u>入浴支援の実施</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> </tr> <tr> <td><u>(10) 救援物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</u></td> </tr> <tr> <td><u>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u></td> </tr> <tr> <td><u>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u></td> </tr> </table> <p>4～6 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－6の抜粋	<b>2 災害派遣時に実施する救援活動等</b>	(略)	(3) <u>遭難者</u> 等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動	(4) 水防活動：土 <u>のう</u> 作成、運搬、積込み等の水防活動	(略)	(9) 給食、給水 <u>及び</u> 入浴支援：被災者に対する給食、給水 <u>及び</u> 入浴支援の実施	<u>(削除)</u>	<u>(10) 救援物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</u>	<u>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u>	<u>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合 項目名の追加
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－6の抜粋																								
(略)																								
(3) <u>要救助者</u> 等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動																								
(4) 水防活動：土 <u>囊</u> 作成、運搬、積込み等の水防活動																								
(略)																								
(9) 給食 <u>及び</u> 給水__：被災者に対する給食 <u>及び</u> 給水__の実施																								
<u>(10) 入浴支援：被災者に対する入浴支援の実施</u>																								
<u>(11) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</u>																								
<u>(12) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u>																								
<u>(13) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u>																								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－6の抜粋																								
<b>2 災害派遣時に実施する救援活動等</b>																								
(略)																								
(3) <u>遭難者</u> 等の搜索救助活動：要救助者、行方不明者、負傷者等の搜索、救出・救助活動																								
(4) 水防活動：土 <u>のう</u> 作成、運搬、積込み等の水防活動																								
(略)																								
(9) 給食、給水 <u>及び</u> 入浴支援：被災者に対する給食、給水 <u>及び</u> 入浴支援の実施																								
<u>(削除)</u>																								
<u>(10) 救援物資の無償貸付又は譲与：「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施</u>																								
<u>(11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去</u>																								
<u>(12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援</u>																								
105	<p>第7節 救急・救助活動</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第1 救急・救助活動</td> <td>● (総) 本部連絡室、災対建設部、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 救急・救助活動	● (総) 本部連絡室、災対建設部、(消) 警防班	(略)	113	<p>第7節 救急・救助活動</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第1 救急・救助活動</td> <td>● (危) 本部連絡室、災対建設部、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 救急・救助活動	● (危) 本部連絡室、災対建設部、(消) 警防班	(略)	組織変更に伴う修正								
項目	担当	関係機関																						
第1 救急・救助活動	● (総) 本部連絡室、災対建設部、(消) 警防班	(略)																						
項目	担当	関係機関																						
第1 救急・救助活動	● (危) 本部連絡室、災対建設部、(消) 警防班	(略)																						
105	<p>1 救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の活動</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、<u>非常</u>本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	113	<p>1 救急・救助活動</p> <p>(略)</p> <p>(1) 市の活動</p> <p>ア～イ (略)</p> <p>ウ 市は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。また、必要に応じ、<u>政府</u>本部、現地対策本部等国の各機関に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等の拠点の確保を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映																				
105	<p>(4) 海上保安部の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋</td> </tr> <tr> <td>第6 第二管区海上保安本部の活動</td> </tr> <tr> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋	第6 第二管区海上保安本部の活動	1 (略)	113	<p>(4) 海上保安部の活動</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋</td> </tr> <tr> <td>第6 第二管区海上保安本部の活動</td> </tr> <tr> <td>1 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋	第6 第二管区海上保安本部の活動	1 (略)	県地域防災計画変更の反映														
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋																								
第6 第二管区海上保安本部の活動																								
1 (略)																								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3－7の抜粋																								
第6 第二管区海上保安本部の活動																								
1 (略)																								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>(1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は<u>機動救難士</u>・特殊救難隊等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) (略) この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、<u>機動救難士</u>又は特殊救難隊等をヘリコプターに搭乗させる。 また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。</p> <p>2~3 (略)</p>	114	<p>(1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機又は<u>特殊救難隊</u>等により、その救助を行うほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関と協力してその救助を行う。</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(5) (略) この場合、ヘリコプターによる吊り上げ救助を実施するため、<u>特殊救難隊</u>等をヘリコプターに搭乗させる。 また、捜索中の船艇、航空機又は他機関勢力と連携を図り、効率的な活動を行う。</p> <p>2~3 (略)</p>	
106	<p>4 感染症対策 検索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</p> <p>5 救急・救助用資機材の整備 市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。 —</p>	114 115	<p>4 感染症対策 検索、救助・救急活動を実施する救助機関は、感染症対策のため、職員の健康管理等を徹底する。</p> <p>5 救急・救助用資機材の整備 市及び救助・救急関係機関は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、平時から情報交換を行い、適切な救助・救急用資機材の整備に努める。 <u>その際、車両や資機材を小型・軽量化するなど、被災地の道路状況が悪い場合や海路・空路を活用して被災地入りする場合も想定した救助用資機材の整備に留意するものとする。</u></p>	県地域防災計画変更の反映
107	第8節 医療救護活動 第1 初動医療活動 (略)	116	第8節 医療救護活動 第1 初動医療活動 (略)	
110	第9節 消火活動 第1 消火活動 1~2 (略)	119	第9節 消火活動 第1 消火活動 1~2 (略)	
111	<p>3 消防団の活動 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 避難誘導活動 避難<u>情報が発令された</u>場合は、自分の安全を確保しつつ、関係機関と連絡をとりながら、これを市民に伝達するとともに、市民を安全な場所に誘導する。</p> <p>4 市民・自主防災組織・事業所の活動 市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置<u>を</u>実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。</p> <p>5 (略)</p>	120	<p>3 消防団の活動 (1) ~ (3) (略)</p> <p>(4) 避難<u>の指示等が行われた</u>場合は、自分の安全を確保しつつ、関係機関と連絡をとりながら、これを市民に伝達するとともに、市民を安全な場所に誘導する。</p> <p>4 市民・自主防災組織・事業所の活動 市民、自主防災組織及び事業所は、出火防止措置<u>(火気遮断、通電火災防止等)</u>を実施し、火災が発生した場合に初期消火活動を行い、消防機関が到着した場合にはその指示に従う。</p> <p>5 (略)</p>	県計画との整合
112	第10節 交通・輸送活動	121	第10節 交通・輸送活動	組織変更に伴う修正

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等
	項目	担当	関係機関		項目	担当	関係機関	
	第1 交通規制	(総) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	(略)		第1 交通規制	(危) 本部連絡室、(産) 農林班、●(建) 道路班	(略)	委員意見の反映修正
	第2 緊急輸送路等の確保	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関</u>		第2 緊急輸送路等の確保	(略)	仙台河川国道事務所、 <u>南三陸沿岸国道事務所、石巻海上保安署、石巻警察署、河北警察署、宮城県道路課、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻市災害防止連絡協議会、その他関係機関</u>	
	第3 輸送の確保	(総) 本部連絡室、●(総) 管財班	(略)		第3 輸送の確保	(危) 本部連絡室、●(総) 管財班	(略)	
112	第1 交通規制 1 警察による交通規制  ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋  2 交通規制 (略) (1) 基本方針 イ～ロ (略) ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は <u>誘導</u> を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。 ニ (略) (2)～(6) (略) <u>(新設)</u>		121	第1 交通規制 1 警察による交通規制  ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋  2 交通規制 (略) (1) 基本方針 イ～ロ (略) ハ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は <u>う回誘導</u> を実施するとともに一般車両の走行は原則禁止する。 ニ (略) (2)～(6) (略) <u>(7) 交通マネジメント</u> <u>イ 東北地方整備局は、応急復旧時に、渋滞緩和や交通抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的に、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「災害時交通マネジメント検討会」を組織する。</u> <u>ロ 県は、市町村の要請があったとき又は自ら必要と認められたときは、国土交通省東北地方整備局に検討会の開催を要請することができる。</u> <u>ハ 検討会において協議・調整を図った交通マネジメント施策の実施にあたり、検討会の構成員は、自己の業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力をを行う。</u> <u>ニ 検討会の構成員は、平時から、あらかじめ連携に必要な情報等を共有する。</u>		県地域防災計画変更の反映		

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等				
113	<p>2 (略)</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋</td> </tr> <tr> <td>3 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。</td> </tr> </table> <p>(1) 確認<u>対象車両</u></p> <p>イ 知事が行う<u>確認事務処理</u></p> <p>知事は、知事部局等県有公用車両について確認し、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に<u>係る確認事務</u>については地域交通政策課で、また、地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両の<u>確認事務</u>については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ行う。</p> <p>ロ 県公安委員会が行う<u>確認事務処理</u></p> <p>県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署の<u>ほか交通検問所等の検問箇所</u>で行う。</p> <p>—</p> <p>(2) <u>申し出事項</u></p> <p>緊急通行車両の<u>運転者</u>は、<u>次の事項</u>を申し出て確認を受ける。</p> <p>なお、事前届出を行っている車両は、緊急通行車両等事前届出済証の提出で足りるものとする。</p> <p>イ 車両番号標に標示されている番号</p> <p>ロ 車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名）</p> <p>ハ 使用者の住所、氏名</p> <p>ニ 出発地</p> <p>ホ 指定行政機関等と災害時の協定・契約を締結した企業・団体等の車両の場合、協定書・契約書等の写し</p> <p>ヘ その他参考事項</p> <p>(新設)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋	3 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。	123	<p>2 (略)</p> <p>3 緊急通行車両の確認</p> <p>(1) 緊急通行車両の確認</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋</td> </tr> <tr> <td>3 緊急通行車両<u>であること</u>の確認 緊急通行車両<u>であること</u>の確認手続き（<u>標章及び証明書の交付を含む</u>）は、以下の要領で行う。</td> </tr> </table> <p>(1) 確認<u>に関する事務分掌</u></p> <p>イ 知事が行う<u>事務</u></p> <p>知事は、知事部局等県有公用車両について確認<u>すること</u>とし、本庁（公営企業及び教育庁の本庁を含む。）が所有する車両に<u>については</u>地域交通政策課で、また、地方機関（公営企業及び教育庁の地方機関を含む。）が所有する車両<u>に</u>については、所管の地方振興事務所・地域事務所でそれぞれ<u>取りまとめた後、地域交通政策課で確認手続きを行</u>う。</p> <p>ロ 県公安委員会が行う<u>事務</u></p> <p>県公安委員会は、イ以外の車両について確認し、県警本部（交通規制課）、高速道路交通警察隊、警察署<u>で確認手続きを行</u>う。</p> <p>なお、県と防災協定等を締結している機関の車両に係る確認手続きについては、その防災協定等を所管する事業担当課（室・所）及び防災推進課を経由して確認手続きを行う。</p> <p>(2) <u>確認の申出</u></p> <p>イ <u>申出事項</u></p> <p>緊急通行車両の<u>使用者又は管理責任者</u>は、災害発生直後から災害応急対策を行うことができるようするため、可能な限り事前に次の事項を申し出で確認を受ける。</p> <p>(イ) 番号標に標示されている番号</p> <p>(ロ) 車両の用途</p> <p>(ハ) 活動地域</p> <p>(ニ) 車両の使用者の住所及び氏名</p> <p>(ホ) 緊急連絡先</p> <p>(削除)</p> <p>ロ 必要書類</p> <p>(イ) 緊急通行車両確認申出書</p> <p>(ロ) 添付書類</p> <p>a 車検証の写し</p> <p>b 防災計画書、契約書等の災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることを確かめるに足りる書類</p> <p>c 指定行政機関等の車両であることを確かめるに足りる書類</p> <p>事前届出済証の交付を受けている車両については、事前届出済証の提示と(イ)のみで足りる。</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋	3 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認手続き（ <u>標章及び証明書の交付を含む</u> ）は、以下の要領で行う。	県地域防災計画変更の反映 県指摘の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋								
3 緊急通行車両の確認 緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。								
※参考 宮城県地域防災計画 地震対策編3-10の抜粋								
3 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認 緊急通行車両 <u>であること</u> の確認手続き（ <u>標章及び証明書の交付を含む</u> ）は、以下の要領で行う。								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等								
	<p>(3) 標章等の交付 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、<u>当該車両の使用者</u>に対し<u>緊急通行車両である旨の</u>標章及び<u>證明書</u>を交付する。</p> <p>(4) 交付状況の把握 <u>(3)</u>により標章等を交付した場合、<u>復興・危機管理総務課</u>及び<u>交通規制課</u>に報告することとし、(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。<u>復興・危機管理総務課</u>及び<u>交通規制課</u>は、<u>必要に応じて確認事務の調整を図る。</u></p>		<p>(3) 標章等の交付 知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、<u>申出者</u>に対し<u>標章</u>及び<u>緊急通行車両確認證明書</u>を交付する。</p> <p>(4) 交付状況の把握 <u>地域交通政策課</u>は、(3)により標章等を交付した場合、<u>防災推進課</u>及び<u>県警本部交通規制課</u>に報告する。防災推進課及び<u>県警本部交通規制課</u>は、(1)の区分によりそれぞれ交付状況を把握することとし、必要に応じて確認事務の調整を図る。</p>									
114	<p>(2) (略) 第2 緊急輸送路等の確保 1 障害物の除去 (1) 県、警察の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋</td> </tr> <tr> <td>4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) (略) 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋	4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。	(2) (略) 5 (略)	(2) (略)	124	<p>(2) (略) 第2 緊急輸送路等の確保 1 障害物の除去 (1) 県、警察の措置</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋</td> </tr> <tr> <td>4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去 (<u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む。</u>) について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。</td> </tr> <tr> <td>(2) (略) 5 (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋	4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去 ( <u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む。</u> ) について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。	(2) (略) 5 (略)	(2) (略)	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋												
4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。												
(2) (略) 5 (略)												
(2) (略)												
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋												
4 障害物の除去等 (1) 県及び警察は、緊急交通路の障害物の除去 ( <u>路面変状の補修や迂回路の整備を含む。</u> ) について道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。												
(2) (略) 5 (略)												
(2) (略)												
115	<p>2 海上交通の確保 (1) 第二管区海上保安本部</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 第二管区海上保安本部の役割 (略) (1)～(3) (略) (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (5)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2)～(3) (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋	1 第二管区海上保安本部の役割 (略) (1)～(3) (略) (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (5)～(6) (略)	(2)～(3) (略)	125	<p>2 海上交通の確保 (1) 第二管区海上保安本部</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 第二管区海上保安本部の役割 (略) (1)～(3) (略) (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (5)～(6) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2)～(3) (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋	1 第二管区海上保安本部の役割 (略) (1)～(3) (略) (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (5)～(6) (略)	(2)～(3) (略)	県地域防災計画変更の反映		
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋												
1 第二管区海上保安本部の役割 (略) (1)～(3) (略) (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (5)～(6) (略)												
(2)～(3) (略)												
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-10の抜粋												
1 第二管区海上保安本部の役割 (略) (1)～(3) (略) (4) 船舶交通の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・漁港・岸壁及び航路標識の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運航に必要と思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。 (5)～(6) (略)												
(2)～(3) (略)												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																																																		
116	第3 輸送の確保 (略)	126	第3 輸送の確保 (略)																																																																			
117	第11節 ヘリコプターの活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 ヘリコプターの活用</td><td>(総) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	(略)	127	第11節 ヘリコプターの活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 ヘリコプターの活用</td><td>(危) 本部連絡室</td><td>(略)</td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	(略)	組織変更に伴う修正																																																						
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 ヘリコプターの活用	(総) 本部連絡室	(略)																																																																				
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 ヘリコプターの活用	(危) 本部連絡室	(略)																																																																				
117	第1 ヘリコプターの活用 1 ヘリコプターの要請 (略) ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-11の抜粋 第3 活動内容 ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 1~9 (略) 2 (略)	127	第1 ヘリコプターの活用 1 ヘリコプターの要請 (略) ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-11の抜粋 第3 活動内容 ヘリコプターを有する防災関係機関は、「ヘリコプター災害対策活動計画」に基づき、災害時において、それぞれのヘリコプターの機動性等を生かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。 1~9 (略) 2 (略)	県地域防災計画変更の反映																																																																		
118	第12節 避難活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 避難情報の発令</td><td>市長、● (総) 本部連絡室</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 避難の指示の内容及び周知</td><td>(総) 本部連絡室</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第4 避難所の開設</td><td>(総) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班</td><td></td></tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者対策</td><td>(総) 本部連絡室、● (産) 観光班</td><td></td></tr> <tr> <td>第8 孤立集落対策</td><td>● (総) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第9 広域避難</td><td>● (総) 本部連絡室、(保) 避難収容班</td><td>—</td></tr> <tr> <td>—</td><td></td><td></td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難情報の発令	市長、● (総) 本部連絡室		第2 避難の指示の内容及び周知	(総) 本部連絡室		第3 避難誘導	(略)	(略)	第4 避難所の開設	(総) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班		第5 避難所の運営	(略)	(略)	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策	(略)		第7 帰宅困難者対策	(総) 本部連絡室、● (産) 観光班		第8 孤立集落対策	● (総) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)	第9 広域避難	● (総) 本部連絡室、(保) 避難収容班	—	—			128	第12節 避難活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> <tr> <td>第1 避難の指示等</td><td>市長、● (危) 本部連絡室</td><td></td></tr> <tr> <td>第2 避難の指示等の内容及び周知</td><td>(危) 本部連絡室</td><td></td></tr> <tr> <td>第3 避難誘導</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第4 避難所の開設</td><td>(危) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班</td><td></td></tr> <tr> <td>第5 避難所の運営</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援</td><td>(略)</td><td></td></tr> <tr> <td>第7 帰宅困難者対策</td><td>(危) 本部連絡室、● (産) 観光班</td><td></td></tr> <tr> <td>第8 孤立集落対策</td><td>● (危) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第9 広域避難</td><td>● (危) 本部連絡室、(保) 避難収容班</td><td>宮城県防災推進課</td></tr> <tr> <td>第10 在宅避難者への支援</td><td></td><td></td></tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 避難の指示等	市長、● (危) 本部連絡室		第2 避難の指示等の内容及び周知	(危) 本部連絡室		第3 避難誘導	(略)	(略)	第4 避難所の開設	(危) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班		第5 避難所の運営	(略)	(略)	第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	(略)		第7 帰宅困難者対策	(危) 本部連絡室、● (産) 観光班		第8 孤立集落対策	● (危) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)	第9 広域避難	● (危) 本部連絡室、(保) 避難収容班	宮城県防災推進課	第10 在宅避難者への支援			組織変更に伴う修正 県計画との整合
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 避難情報の発令	市長、● (総) 本部連絡室																																																																					
第2 避難の指示の内容及び周知	(総) 本部連絡室																																																																					
第3 避難誘導	(略)	(略)																																																																				
第4 避難所の開設	(総) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班																																																																					
第5 避難所の運営	(略)	(略)																																																																				
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策	(略)																																																																					
第7 帰宅困難者対策	(総) 本部連絡室、● (産) 観光班																																																																					
第8 孤立集落対策	● (総) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)																																																																				
第9 広域避難	● (総) 本部連絡室、(保) 避難収容班	—																																																																				
—																																																																						
項目	担当	関係機関																																																																				
第1 避難の指示等	市長、● (危) 本部連絡室																																																																					
第2 避難の指示等の内容及び周知	(危) 本部連絡室																																																																					
第3 避難誘導	(略)	(略)																																																																				
第4 避難所の開設	(危) 本部連絡室、● (保) 避難収容班、(教) 学校教育班																																																																					
第5 避難所の運営	(略)	(略)																																																																				
第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援	(略)																																																																					
第7 帰宅困難者対策	(危) 本部連絡室、● (産) 観光班																																																																					
第8 孤立集落対策	● (危) 本部連絡室、(保) 救護班、(保) 援護班、(産) 総務班	(略)																																																																				
第9 広域避難	● (危) 本部連絡室、(保) 避難収容班	宮城県防災推進課																																																																				
第10 在宅避難者への支援																																																																						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
118	<p>第1 避難<u>情報の発令</u></p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は<u>市民に対して速やかに避難情報の発令を行う</u>。</p> <p>1 避難の指示等を行う者</p> <p>避難<u>情報を発すべき</u>権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td>災害対策基本法<u>第60条</u></td></tr> <tr> <td>警察官又は海上保安官</td><td>災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条</td></tr> <tr> <td>水防管理者（市長）</td><td>水防法（昭和24年法律第193号）第29条</td></tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた県職員</td><td>水防法第29条、地すべり等防止法第25条</td></tr> <tr> <td>災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)</td><td>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条</td></tr> </tbody> </table>	実施者	根拠法令	市長	災害対策基本法 <u>第60条</u>	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	水防管理者（市長）	水防法（昭和24年法律第193号）第29条	知事又はその命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	128	<p>第1 避難<u>の指示等</u></p> <p>地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合、市長は<u>速やかに避難情報を発令する</u>。</p> <p>1 避難の指示等を行う者</p> <p>避難<u>の指示等を行うべき</u>権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施者</th><th>根拠法令</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td><td>災害対策基本法<u>第56条、第60条 (高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)</u></td></tr> <tr> <td>警察官又は海上保安官</td><td>災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条</td></tr> <tr> <td>水防管理者（市長）</td><td>水防法（昭和24年法律第193号）第29条</td></tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた県職員</td><td>水防法第29条、地すべり等防止法第25条</td></tr> <tr> <td>災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)</td><td>自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条</td></tr> </tbody> </table>	実施者	根拠法令	市長	災害対策基本法 <u>第56条、第60条 (高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)</u>	警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条	水防管理者（市長）	水防法（昭和24年法律第193号）第29条	知事又はその命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条	災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条	県計画との整合
実施者	根拠法令																											
市長	災害対策基本法 <u>第60条</u>																											
警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条																											
水防管理者（市長）	水防法（昭和24年法律第193号）第29条																											
知事又はその命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条																											
災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条																											
実施者	根拠法令																											
市長	災害対策基本法 <u>第56条、第60条 (高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保)</u>																											
警察官又は海上保安官	災害対策基本法第61条、 警察官職務執行法（昭和23年法律第136号）第4条																											
水防管理者（市長）	水防法（昭和24年法律第193号）第29条																											
知事又はその命を受けた県職員	水防法第29条、地すべり等防止法第25条																											
災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官 (その場に警察官がいない場合に限る。)	自衛隊法（昭和29年法律第165号）第94条																											
118	<p>2 市長の役割</p> <p>市長は、大規模地震に起因して市民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民に対し、速やかに避難<u>の指示を行う</u>。</p> <p>(略)</p>	129	<p>2 市長の役割</p> <p>市長は、大規模地震に起因して市民等の生命・身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の市民に対し、速やかに避難<u>情報を発令する</u>。</p> <p>(略)</p>	県計画との整合																								
119	<p>3 洪水等に係る指示</p> <p>市長は、知事<u>から</u>洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫している連絡を受けた場合、速やかに当該区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。</p>	129	<p>3 洪水等に係る指示</p> <p>市長は、知事<u>又はその命じた職員</u>から洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫している連絡を受けた場合、速やかに当該区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。</p>	県地域防災計画変更の反映																								
119	<p>第2 避難の指示<u>の内容及び周知</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市長等が避難の指示<u>を行う</u>場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 <u>（1）～（3）</u> (略) (4) 避難の指示<u>の理由</u> (5) (略)</p>	129	<p>第2 避難の指示<u>等の内容及び周知</u></p> <p>1 (略)</p> <p>2 市長等が避難の指示<u>等を行う</u>場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。 <u>また、危険の切迫性に応じて伝達文内容を工夫するなど、住民の積極的な避難行動の注意喚起に努める。</u> (1)～(3) (略) (4) 避難の指示<u>等の理由</u> (5) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映																								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
119	<p>3 市は、市民等に対して避難の指示<u>一</u>の内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p>(1) 市民等への周知 (略) なお、避難<u>情報</u>の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(2) 関係機関の相互連絡 市、県、警察、自衛隊及び<u>海上保安本部</u>は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市及び県の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。</p> <p>(3) 周知内容 避難<u>情報の発令</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路<u>一</u>その他の誘導措置、その他とする。</p>	129	<p>3 市は、市民等に対して避難の指示<u>等</u>の内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。</p> <p><u>また、災害対策本部の置かれる石巻市防災センター等において十分な状況把握ができない場合は、避難の指示等を行うための判断を被災地近傍の支所等において行う。</u></p> <p>(1) 市民等への周知 (略) なお、避難<u>の指示等</u>の周知に当たっては、聴覚障害者に対しては緊急速報メールや一斉FAXにより周知を行うなど、要配慮者に配慮した方法を併せて実施するよう努める。</p> <p>(2) 関係機関の相互連絡 市、県、警察、自衛隊及び<u>第二管区海上保安本部</u>は、避難の措置をとった場合においては、その内容について市及び県の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。</p> <p>(3) 周知内容 避難<u>の指示等</u>の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路<u>出火・盗難の予防措置、携行品、</u>その他の誘導措置、その他とする。</p>	県地域防災計画変更の反映
119	<p>第3 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市は、消防職団員、水防団員、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等<u>一</u>指定緊急避難場所<u>一</u>を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p>	130	<p>第3 避難誘導</p> <p>1 (略)</p> <p>2 市は、消防職団員、水防団員、市職員など避難誘導や防災対応に当たる者の安全が確保されることを前提とした上で、水門・陸閘の閉鎖や避難行動要支援者の避難支援などの緊急対策を行う。 また、市は、地震発生時又は二次災害発生のおそれがある場合には、必要に応じ、避難情報の発令等<u>と併せて</u>指定緊急避難場所<u>等</u>を開放し、市民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>3 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
120	第4 避難所の開設 (略)	130	第4 避難所の開設 (略)	
120	<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主運営組織 (略)</p> <p>運営においては、女性を参画させ男女のニーズの違い等<u>男女双方</u>の視点に配慮する。さらに、性別による役割分担の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。(略)</p>	130 131	<p>第5 避難所の運営</p> <p>1 (略)</p> <p>2 自主運営組織 (略)</p> <p>運営においては、女性を参画させ男女のニーズの違い等、<u>多様な生活者</u>の視点に配慮する。さらに、性別による役割分担の固定化、一部避難者への役割の固定化にならないよう配慮する。(略)</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
120	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所設備の設置</p> <p>市は、避難 <u>生活に備えて良好な生活環境となるように、次のような避難所設備を設置するよう努める。</u></p> <p>ア 毛布 イ 間仕切り用パーティション ウ 段ボールベッド エ 更衣室／授乳室用テント等 オ 簡易トイレ（快適トイレ含む。） カ 発電機 キ 投光器 ク カセットコンロ・ボンベ ケ 冷暖房機器 コ テレビ・ラジオ</p>	131	<p>3 避難所の運営</p> <p>(1) 避難所設備の設置</p> <p>市は、避難所生活における生活環境が常に良好なものであるよう努める。 そのため、避難所開設当初からパーティションや段ボールベッド等の簡易ベッドを設置するよう努めるとともに、食事供与の状況、トイレ設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じる。</p> <p>また、市は、指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。</p>	県地域防災計画変更の反映
121	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 相談窓口の設置</p> <p>市は、避難所に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。</p> <p>特に、女性や<u>子ども</u>への差別、暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。</p> <p>(4) 健康・衛生状態の把握</p> <p><u>避難者の健康状態や避難所内の衛生状態を把握するため、医療救護班等による巡回を行い、必要に応じて改善措置をとるよう努める。</u></p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>ペット</u>対応</p> <p>市は、<u>ペット同行避難に対し避難所敷地内にペット専用スペースを設置する。</u>室内への持ち込みは原則として禁止とするが、身体に障害のある人をサポートする</p>	131	<p>(2) (略)</p> <p>(3) 相談窓口の設置</p> <p>市は、避難所に生活・健康問題等に関する相談窓口を設置し、避難者が必要とする情報を適宜提供する。</p> <p>特に、女性や<u>子供</u>への差別、暴力や女性特有の生活・健康に関する相談に対応するため、女性相談員による女性専用窓口の設置に配慮する。</p> <p>(4) 健康・衛生状態の把握</p> <p>市は、必要に応じ、プライバシーの確保状況入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師、保健師、看護師、管理栄養士等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の過不足、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況など、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要となる水の確保、福祉的な支援の実施など、必要な措置を講じるよう努める。</p> <p>(略)</p> <p>(5) <u>家庭動物への対応</u></p> <p>市は、<u>必要に応じ、被災者支援等の観点から、ペット同行避難に対し避難所敷地内に家庭動物のための専用スペースを設置する。</u>室内への持ち込みは原則として禁</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>補助犬などを含めた対応は、各避難所運営組織が決定する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 男女ニーズへの配慮 市は、避難所運営組織と連携して避難所の運営における男女<u>双方</u>のニーズの違いに配慮する。特に、女性には、次の事項に配慮した運営に努める。</p> <p>ア 避難所施設</p> <p>(ア) <u>物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(ク) 男女及び性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違いへの配慮</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>—</p>	132	<p>止とするが、身体に障害のある人をサポートする補助犬などを含めた対応は、各避難所運営組織が決定する。</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 男女ニーズへの配慮 市は、避難所運営組織と連携して避難所の運営における男女<u>及び性的マイノリティ（LGBT 等）</u>のニーズの違いに配慮する。特に、女性には、次の事項に配慮した運営に努める。</p> <p>ア 避難所施設</p> <p>(ア) <u>多様な生活者に配慮した</u>物干し場、更衣室、休養スペース、授乳室、間仕切り用パーティション</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(8) 外国人への配慮</u> 市は、外国人に対して、言語、生活習慣、文化等の違いに配慮した運営に努める。</p>	
122	<p><u>(8) ホームレス等の受入れ</u> (略)</p> <p><u>(9) 避難所の警備体制</u> (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>4 (略)</p>	132	<p><u>(9) ホームレス等の受入れ</u> (略)</p> <p><u>(10) 避難所の警備体制</u> (略)</p> <p><u>(11) 家庭動物の受入れ</u> 市は、指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。</p> <p><u>(12) 学校等教育施設の管理者及び教職員による支援</u> 学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市に協力する。この場合、管理者は、学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を行うよう、教職員に指示する。 教職員は、本来果たすべき児童生徒の安全確保、安否確認、教育活動の早期正常化等に支障がない範囲で、避難所運営への支援に取り組む。</p> <p>4 (略)</p>	<p>県地域防災計画変更の反映 県計画との整合</p>
122	<p>5 避難長期化への対処 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況から、避難生活の長期化が見込まれるときには、<u>避難者による自主的な運営</u>が実施されるよう配慮する。</p> <p>—</p> <p>(略)</p>	133	<p>5 避難長期化への対処</p> <p><u>(1) 市は、災害の規模、被災者の避難及び収容状況から、避難生活の長期化が見込まれるときには、高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮する。また、避難者による自主的な運営が実施されるよう配慮する。</u> <u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p>(略)</p>	<p>県計画との整合</p>

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
-	(新設)  (新設)  6 (略)	133	<p>(2) 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促す。</p> <p>また、災害の規模等に鑑みて、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅、空き家等利用可能な既存住宅のあっせん、活用等により、避難所の早期解消に努める。</p> <p>(3) 市は、災害の規模、被災者の避難及び受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市域外への広域的な避難及び避難所、応急仮設住宅等での受入れが必要であると判断した場合において、県内の他市町村への受入れについては受入れ先市町村に直接協議し、他都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該他都道府県との協議を求める。</p>	県計画との整合
122	<p>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援対策</p> <p>1 在宅避難、車中生活等を送ることを余儀なくされた者等の把握 (略) また、在宅の避難者には、食料・物資の支援が得られるように、避難所、自治会・自主防災組織を通じて、所在を把握する。やむを得ず車中生活等を送る避難者に係る情報の早期把握に努める。</p> <p>2 在宅避難、車中生活等を送ることを余儀なくされた者等への支援 市は、指定避難所以外の施設や在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等に対して、避難所の避難者と同様に食料・物資等の供給及び情報、その他の支援を提供する。 また、やむを得ず車中生活を送る避難者等については、エコノミークラス症候群等の危険性を啓発するとともに、在宅避難者と同様の支援を行うよう努める。</p>	133	<p>第6 在宅避難、車中生活等を余儀なくされた者等への支援</p> <p>1 在宅避難、車中生活等を送ることを余儀なくされた者等の把握 (略) また、在宅の避難者には、食料・物資の支援が得られるように、避難所、自治会・自主防災組織を通じて、所在を把握する。また、やむを得ず車中生活等を送る避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行うとともに必要な支援を行う。</p> <p>2 在宅避難、車中生活等を送ることを余儀なくされた者等への支援 市は、指定避難所以外の施設や在宅にて避難生活を送ることを余儀なくされた者等に対して、避難所の避難者と同様に食料・物資等の供給及び情報、その他の支援を提供する。 加えて、市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難を行うためのスペースの避難者に対しても提供する。車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努める。</p>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
123	<p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市の対応</p> <p>(1) 情報提供 市は、一斉帰宅行動を抑制するため、災害に関する情報、交通機関の状況等について、防災行政無線、メール等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	134	<p>第7 帰宅困難者対策</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 市の対応</p> <p>(1) 情報提供 市は、一斉帰宅行動を抑制するため、災害に関する情報、交通機関の状況等について、防災行政無線、メール、ホームページ、SNS等を活用し、情報提供を行う。</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
123	第8 孤立集落対策 (略)	134	第8 孤立集落対策 (略)	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
123	<p>第9 広域避難</p> <p>1 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については<u>直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議する。</u></p> <p>2 (略)</p>	134	<p>第9 広域避難</p> <p>1 避難情報の発令等による広域避難</p> <p>市は、災害の予測規模、避難者数等に鑑み、市の区域外への広域的な避難が必要な状況であると判断した場合において、県内他市町村への広域避難については<u>避難先市町村と直接協議し、他都道府県の市町村への広域避難については県に対し当該他都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、知事に報告した上で、自ら他都道府県内の市町村に協議する。</u></p> <p>2 (略)</p>	県計画との整合																								
-	(新設)	135	<p><b>第10 在宅避難者への支援</b></p> <p><b>1 生活支援の実施</b></p> <p><u>市は、避難者と同様に支援の必要な在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等に対し、食料・物資の供給など生活支援を行うものとし、町内会や社会福祉協議会など共助に基づくネットワークを主体として進める。</u></p> <p><u>また、市は、在宅避難者等に対し、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療福祉サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。</u></p> <p><b>2 避難所等での物資の供給</b></p> <p><u>市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等の人数、必要とする支援内容等の早期把握に努め、支所や出張所での物資の配布の他、避難所、集落等で物資の供給を行う。</u></p> <p><b>3 支援体制の整備</b></p> <p><u>市は、在宅避難者及び応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者等が、食料・物資の配布の広報及び必要な情報や支援・サービスを容易かつ確実に受け取ることのできるよう、支援体制の整備に努める。</u></p> <p><u>また、市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供する。</u></p>	県地域防災計画変更の反映																								
124	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) 等の確保</td> <td>●(保) <u>仮設住宅管理</u>班、 (建) 建築班</td> <td>東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県<u>震災援護室</u></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) の維持管理等</td> <td>●(保) <u>仮設住宅管理</u>班、 (建) 住宅班</td> <td>宮城県<u>震災援護室</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 住宅の応急修理	(略)		第2 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) 等の確保	●(保) <u>仮設住宅管理</u> 班、 (建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>震災援護室</u>	第3 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) の維持管理等	●(保) <u>仮設住宅管理</u> 班、 (建) 住宅班	宮城県 <u>震災援護室</u>	136	<p>第13節 応急仮設住宅等の確保</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 住宅の応急修理</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>第2 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) 等の確保</td> <td>●(保) <u>生活再建支援</u>班、 (建) 建築班</td> <td>東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県<u>復興支援・伝承課</u></td> </tr> <tr> <td>第3 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) の維持管理等</td> <td>●(保) <u>生活再建支援</u>班、 (建) 住宅班</td> <td>宮城県<u>復興支援・伝承課</u></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 住宅の応急修理	(略)		第2 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) 等の確保	●(保) <u>生活再建支援</u> 班、 (建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>	第3 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) の維持管理等	●(保) <u>生活再建支援</u> 班、 (建) 住宅班	宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>	県指摘の反映
項目	担当	関係機関																										
第1 住宅の応急修理	(略)																											
第2 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) 等の確保	●(保) <u>仮設住宅管理</u> 班、 (建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>震災援護室</u>																										
第3 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) の維持管理等	●(保) <u>仮設住宅管理</u> 班、 (建) 住宅班	宮城県 <u>震災援護室</u>																										
項目	担当	関係機関																										
第1 住宅の応急修理	(略)																											
第2 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) 等の確保	●(保) <u>生活再建支援</u> 班、 (建) 建築班	東部土木事務所、宮城県住宅課、宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>																										
第3 応急仮設住宅 (建設型応急住宅) の維持管理等	●(保) <u>生活再建支援</u> 班、 (建) 住宅班	宮城県 <u>復興支援・伝承課</u>																										

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
124	<p>第1 住宅の応急修理</p> <p>市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊<u>又は半焼の被害</u>を受け、<u>そのままでは住むことができない</u>が、<u>その破損箇所に手を加えれば日常生活を営むことができる</u>ような場合に、<u>その応急修理を行う資力がない</u>者に<u>対し</u>、必要最小限の補修を行う。</p> <p>1 応急修理の対象者</p> <p>市は、災害のため住家が半壊<u>又は半焼し</u>自己の資力では応急修理ができない市民を対象とする。</p> <p>2 (略)</p>	136	<p>第1 住宅の応急修理</p> <p>市は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊、半焼<u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷</u>を受け、<u>自らの資力では応急修理をすることができない者（「半壊」及び「準半壊」）</u>又は大規模な補修を行わなければ居住することができる程度に住家が半壊した者（「大規模半壊」）に対して、災害のため住家に被害を受け、<u>そのままでは住むことができない状態にある</u>が、<u>破損箇所に手を加えれば、何とか日常生活を営むことができる</u>ような場合に、<u>その者に代わって</u>必要最小限の補修を行う。</p> <p>1 応急修理の対象者</p> <p>市は、災害のため住家が半壊、半焼<u>若しくはこれらに準ずる程度の損傷</u>を受け、<u>自己の資力では応急修理ができない市民（「半壊」及び「準半壊」）</u>又は大規模な補修を行わなければ居住することができる程度に住家が半壊した市民（「大規模半壊」）を対象とする。</p> <p>2 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映
124	<p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の整備</p> <p>市は、<u>（一社）プレハブ建築協会</u>等の協力を得て応急仮設住宅を整備する。</p> <p>(略)</p>	136	<p>第2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）等の確保</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 応急仮設住宅の整備</p> <p>市は、<u>協定締結団体</u>等の協力を得て応急仮設住宅を整備する。</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画変更の反映
	<p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき<u>（一社）プレハブ建築協会や宮城県木造応急仮設住宅建設協議会</u>の協力を得て速やかに整備する。</p> <p>整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や<u>高齢者・障害者</u>等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p> <p>ロ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保</p> <p>県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて<u>非常本部</u>等を通じて、又は直接資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請する。</p>	137	<p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>(1) 県の対応</p> <p>イ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備</p> <p>県は、災害救助法を適用した場合において、住家が滅失した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備が必要と認めたときは、協定に基づき<u>協定締結団体等</u>の協力を得て速やかに整備する。</p> <p>整備に当たっては、二次災害に十分配慮し、被災市町村内の公有地その他の安全な用地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や<u>要配慮者</u>等に十分配慮した仕様及び設計に努める。</p> <p>ロ 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の資機材の確保</p> <p>県は、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備に必要な資機材が不足し、調達の必要がある場合には、必要に応じて<u>政府</u>本部等を通じて、又は直接資機材関係省庁〔農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省〕に資機材の調達に関して要請する。</p>	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等														
125	<p>第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</td></tr> <tr> <td>(1) 管理体制</td></tr> <tr> <td>　　県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う<u>ものとする</u>が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋	2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営	(1) 管理体制	県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う <u>ものとする</u> が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。	(2) (略)	137	<p>第3 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理等</p> <p>1 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</p> <p>(1) 管理体制</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋</td></tr> <tr> <td>2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営</td></tr> <tr> <td>(1) 管理体制</td></tr> <tr> <td>　　県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う<u>　</u>が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。</td></tr> <tr> <td>(2) (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋	2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営	(1) 管理体制	県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う <u>　</u> が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。	(2) (略)	県地域防災計画変更の反映				
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋																		
2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営																		
(1) 管理体制																		
県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う <u>ものとする</u> が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。																		
(2) (略)																		
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋																		
2 応急仮設住宅（建設型応急住宅）の維持管理・運営																		
(1) 管理体制																		
県は応急仮設住宅（建設型応急住宅）の適切な管理運営を行う <u>　</u> が、状況に応じて、応急仮設住宅（建設型応急住宅）の所在地である市町村に管理を委託する。市町村長に委託した場合は、知事と市町村長との間で、管理委託契約を締結する。																		
(2) (略)																		
126	<p>2 (略)</p> <p>3 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋</td></tr> <tr> <td>第4 民間賃貸住宅の活用等</td></tr> <tr> <td>　　災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する<u>ものとする</u>。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、<u>建設型応急住宅</u>を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する<u>ものとする</u>。</td></tr> <tr> <td>1 県の対応</td></tr> <tr> <td>　　(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。</td></tr> <tr> <td>　　(2)～(4) (略)</td></tr> <tr> <td>4～5 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋	第4 民間賃貸住宅の活用等	災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>ものとする</u> 。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、 <u>建設型応急住宅</u> を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>ものとする</u> 。	1 県の対応	(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。	(2)～(4) (略)	4～5 (略)	138	<p>2 (略)</p> <p>3 民間賃貸住宅の活用等</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋</td></tr> <tr> <td>第4 民間賃貸住宅の活用等</td></tr> <tr> <td>　　災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する<u>　</u>。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、<u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）</u>を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する<u>　</u>。</td></tr> <tr> <td>1 県の対応</td></tr> <tr> <td>　　(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。</td></tr> <tr> <td>　　(2)～(4) (略)</td></tr> <tr> <td>4～5 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋	第4 民間賃貸住宅の活用等	災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>　</u> 。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、 <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）</u> を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>　</u> 。	1 県の対応	(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。	(2)～(4) (略)	4～5 (略)	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋																		
第4 民間賃貸住宅の活用等																		
災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>ものとする</u> 。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、 <u>建設型応急住宅</u> を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>ものとする</u> 。																		
1 県の対応																		
(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。																		
(2)～(4) (略)																		
4～5 (略)																		
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-13の抜粋																		
第4 民間賃貸住宅の活用等																		
災害救助法に基づく応急仮設住宅（建設型応急住宅）の整備には一定期間が必要となるため、また、被災者の避難所生活の長期化を回避するため、既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>　</u> 。地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、 <u>応急仮設住宅（建設型応急住宅）</u> を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する <u>　</u> 。																		
1 県の対応																		
(1) 平常時に定めていた民間賃貸住宅を借り上げるための取扱いについて、災害の態様や地域性に応じ、必要があると認められる場合には、具体的な取扱いを修正することとし、不動産関係団体及び市町村と協議の上、できるだけ速やかに再整理し円滑な実施が可能となるよう体制の整備を図る。																		
(2)～(4) (略)																		
4～5 (略)																		
128	<p>第14節 相談活動</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第1 相談活動</td> <td>●災対総務部、(保)生活再建支援班、災害対策支部</td> <td></td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 相談活動	●災対総務部、(保)生活再建支援班、災害対策支部		140	<p>第14節 相談活動</p> <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第1 相談活動</td> <td>●(危)本部連絡室、(保)生活再建支援班、災害対策支部</td> <td></td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 相談活動	●(危)本部連絡室、(保)生活再建支援班、災害対策支部		組織変更に伴う修正		
項目	担当	関係機関																
第1 相談活動	●災対総務部、(保)生活再建支援班、災害対策支部																	
項目	担当	関係機関																
第1 相談活動	●(危)本部連絡室、(保)生活再建支援班、災害対策支部																	

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																														
128	<p>第1 相談活動 1 (略) 2 安否情報等の問い合わせ対応 市は、被災者の安否情報について<b>住民</b>等から照会があったときは可能な限り回答するよう努める。 (略)</p>	140	<p>第1 相談活動 1 (略) 2 安否情報等の問い合わせ対応 市は、被災者の安否情報について<b>市民</b>等から照会があったときは可能な限り回答するよう努める。 (略)</p>	用語の統一																														
129	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害発生時避難支援の構築</td> <td>(総) 本部連絡室、(復) 応援班 (地域振興課)、(保) 救護班、● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班 (子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導等の支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難所等における支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 外国人や旅行者への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 災害発生時避難支援の構築	(総) 本部連絡室、(復) 応援班 (地域振興課)、(保) 救護班、● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班 (子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班	(略)	第2 避難誘導等の支援			第3 避難所等における支援			第4 外国人や旅行者への支援	(略)		141	<p>第15節 要配慮者・避難行動要支援者への支援対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 災害発生時避難支援の構築</td> <td>(危) 本部連絡室、(復) 応援班 (地域振興課)、(保) 救護班、● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班 (子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 避難誘導等の支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第3 避難所等における支援</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>第4 外国人や旅行者への支援</td> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 災害発生時避難支援の構築	(危) 本部連絡室、(復) 応援班 (地域振興課)、(保) 救護班、● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班 (子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班	(略)	第2 避難誘導等の支援			第3 避難所等における支援			第4 外国人や旅行者への支援	(略)		組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																
第1 災害発生時避難支援の構築	(総) 本部連絡室、(復) 応援班 (地域振興課)、(保) 救護班、● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班 (子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班	(略)																																
第2 避難誘導等の支援																																		
第3 避難所等における支援																																		
第4 外国人や旅行者への支援	(略)																																	
項目	担当	関係機関																																
第1 災害発生時避難支援の構築	(危) 本部連絡室、(復) 応援班 (地域振興課)、(保) 救護班、● (保) 援護班、(保) 避難収容班、(保) 応援班 (子育て支援課、子ども保育課)、(産) 商工班、(教) 学校教育班、(消) 警防班	(略)																																
第2 避難誘導等の支援																																		
第3 避難所等における支援																																		
第4 外国人や旅行者への支援	(略)																																	
129	<p>第1 災害発生時避難支援の構築 (略) 第2 避難誘導等の支援 (略)</p>	141	<p>第1 災害発生時避難支援の構築 (略) 第2 避難誘導等の支援 (略)</p>																															
130	<p>第3 避難所等における支援 1 避難所における支援 (1) 支援体制の確立 市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<b>援護</b>体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。 (略)</p>	142	<p>第3 避難所等における支援 1 避難所における支援 (1) 支援体制の確立 市は、要配慮者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる<b>支援</b>体制を確立する。特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品、介護用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映																														
131	<p>第4 外国人や旅行者への支援 (略) 1～2 (略) 3 市は、状況に応じ広報車や防災無線等により、<b>外国語</b>による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。 4 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による<b>外国語</b>での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。 5 (略)</p>	143	<p>第4 外国人や旅行者への支援 (略) 1～2 (略) 3 市は、状況に応じ広報車や防災無線等により、<b>多言語</b>による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行う。 4 市は、災害情報等を掲示する場合、災害時多言語表示シート等による<b>多言語</b>での掲示も行い、外国人の不安の解消を図る。 5 (略)</p>	県地域防災計画変更の反映																														

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
132	<p>第 16 節 愛玩動物の収容対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 ペット対策</td><td>● (市) 防疫班、(保) 避難収容班</td><td>東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 ペット対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部	144	<p>第 16 節 家庭動物の収容対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 家庭動物に対する対策</td><td>● (市) 防疫班、(保) 避難収容班</td><td>東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 家庭動物に対する対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部	県計画との整合
項目	担当	関係機関														
第 1 ペット対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部														
項目	担当	関係機関														
第 1 家庭動物に対する対策	● (市) 防疫班、(保) 避難収容班	東部保健福祉事務所、(公社) 宮城県獣医師会石巻支部														
132	<p>第 1 ペット対策</p> <p>1 被災地域におけるペットの保護 市は、捕獲されたペットについて、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力し、保護及び所有者の発見に努める。 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※参考</th><th>宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-16 の抜粋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~2 (略) <u>(新設)</u> —</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 避難所における対応 同行避難をしたペットの飼育は、持ち主の自己責任で対応することを原則とする。 市は、保健所を中心に行われる次の活動に協力する。 (略)</p>	※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-16 の抜粋	1~2 (略) <u>(新設)</u> —		144	<p>第 1 家庭動物に対する対策</p> <p>1 被災地域における家庭動物の保護 市は、捕獲された家庭動物について、獣医師会、動物愛護ボランティア等と協力し、保護及び所有者の発見に努める。 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※参考</th><th>宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-16 の抜粋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~2 (略) <u>3 家庭動物の一時預かり要望への対応</u> 飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、(公社) 宮城県獣医師会等と連携し、必要な措置を講じる。</td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>2 避難所における対応 同行避難をした家庭動物の飼育は、持ち主の自己責任で対応することを原則とする。 市は、保健所を中心に行われる次の活動に協力する。 (略)</p>	※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-16 の抜粋	1~2 (略) <u>3 家庭動物の一時預かり要望への対応</u> 飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、(公社) 宮城県獣医師会等と連携し、必要な措置を講じる。		県計画との整合 県地域防災計画変更の反映				
※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-16 の抜粋															
1~2 (略) <u>(新設)</u> —																
※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-16 の抜粋															
1~2 (略) <u>3 家庭動物の一時預かり要望への対応</u> 飼い主等からの家庭動物の一時預かり要望への対応について、(公社) 宮城県獣医師会等と連携し、必要な措置を講じる。																
133	<p>第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第 1 食料の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食料の供給</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 食料の調達</p> <p>(略)</p> <p>ア 罹災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合 1 食あたり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量 (略)</p> <p>(略)</p>	146	<p>第 17 節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動</p> <p>第 1 食料の供給</p> <p>1 (略)</p> <p>2 食料の供給</p> <p>(1) ~ (2) (略)</p> <p>(3) 食料の調達</p> <p>(略)</p> <p>ア 被災者に対し、炊き出しによる給食を行う必要がある場合 1 食あたり 200 精米グラムの範囲内で知事が定める数量 (略)</p> <p>(略)</p>	県地域防災計画変更の反映												
134	第 2 生活物資の供給 (略)	148	第 2 生活物資の供給 (略)													
135	第 3 給水 (略)	148	第 3 給水 (略)													
136	第 4 救援物資の受入れ (略)	149	第 4 救援物資の受入れ (略)													
136	第 5 物資集配拠点の設置 (略)	149	第 5 物資集配拠点の設置 (略)													

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																							
137	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>1 感染症の予防</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋</td> </tr> <tr> <td>県及び<u>沿岸</u>市町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>1 健康調査、健康相談</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table> <p>2~4 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋	県及び <u>沿岸</u> 市町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。	1 健康調査、健康相談	(略)	<u>(新設)</u>	150	<p>第18節 防疫・保健衛生活動</p> <p>第1 防疫活動</p> <p>1 感染症の予防</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋</td> </tr> <tr> <td>県及び<u>市町村</u>は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。</td> </tr> <tr> <td>1 健康調査、健康相談</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。</u></td> </tr> </table> <p>2~4 (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋	県及び <u>市町村</u> は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。	1 健康調査、健康相談	(略)	<u>(5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。</u>	県地域防災計画変更の反映													
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋																											
県及び <u>沿岸</u> 市町は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。																											
1 健康調査、健康相談																											
(略)																											
<u>(新設)</u>																											
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋																											
県及び <u>市町村</u> は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。																											
1 健康調査、健康相談																											
(略)																											
<u>(5) 必要に応じ、自衛隊に対し防疫活動の協力を要請する。</u>																											
138	<p>第2 保健衛生活動</p> <p>1 保健衛生活動の実施</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 栄養調査、栄養相談</p> <p>市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>栄養指導</u>及び栄養相談を実施する。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 健康調査、健康相談</td> </tr> <tr> <td>(1) 保健指導及び健康相談の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と<u>あわせて</u>、総合的な対応を図るよう努める。</td> </tr> <tr> <td>(2)~(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 栄養調査、栄養相談</td> </tr> <tr> <td>県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>栄養指導</u>及び栄養相談を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(新設)</u></td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋	1 健康調査、健康相談	(1) 保健指導及び健康相談の実施	(略)	その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と <u>あわせて</u> 、総合的な対応を図るよう努める。	(2)~(4) (略)	2 (略)	3 栄養調査、栄養相談	県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ <u>栄養指導</u> 及び栄養相談を実施する。	(略)	<u>(新設)</u>	151 152 153	<p>第2 保健衛生活動</p> <p>1 保健衛生活動の実施</p> <p>(1)~(3) (略)</p> <p>(4) 栄養調査、栄養相談</p> <p>市は、県と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>管理栄養士・栄養士による</u>栄養指導及び栄養相談を実施する。</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 健康調査、健康相談</td> </tr> <tr> <td>(1) 保健指導及び健康相談の実施</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と<u>併せて</u>、総合的な対応を図るよう努める。</td> </tr> <tr> <td>(2)~(4) (略)</td> </tr> <tr> <td>2 (略)</td> </tr> <tr> <td>3 栄養調査、栄養相談</td> </tr> <tr> <td>県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ<u>管理栄養士・栄養士による</u>栄養指導及び栄養相談を実施する。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td><u>4 子供たちへの健康支援活動</u></td> </tr> <tr> <td><u>県教育委員会、市町村教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。</u></td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋	1 健康調査、健康相談	(1) 保健指導及び健康相談の実施	(略)	その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と <u>併せて</u> 、総合的な対応を図るよう努める。	(2)~(4) (略)	2 (略)	3 栄養調査、栄養相談	県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ <u>管理栄養士・栄養士による</u> 栄養指導及び栄養相談を実施する。	(略)	<u>4 子供たちへの健康支援活動</u>	<u>県教育委員会、市町村教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。</u>	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋																											
1 健康調査、健康相談																											
(1) 保健指導及び健康相談の実施																											
(略)																											
その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と <u>あわせて</u> 、総合的な対応を図るよう努める。																											
(2)~(4) (略)																											
2 (略)																											
3 栄養調査、栄養相談																											
県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ <u>栄養指導</u> 及び栄養相談を実施する。																											
(略)																											
<u>(新設)</u>																											
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-18の抜粋																											
1 健康調査、健康相談																											
(1) 保健指導及び健康相談の実施																											
(略)																											
その際、女性の相談員も配置するよう配慮するとともに、住まいや仕事の確保、地域の人間関係づくりのための茶話会や季節行事等と <u>併せて</u> 、総合的な対応を図るよう努める。																											
(2)~(4) (略)																											
2 (略)																											
3 栄養調査、栄養相談																											
県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ <u>管理栄養士・栄養士による</u> 栄養指導及び栄養相談を実施する。																											
(略)																											
<u>4 子供たちへの健康支援活動</u>																											
<u>県教育委員会、市町村教育委員会及び学校長等は、被災児童生徒等、幼児の体と心の健康管理を図るため、災害の規模等に応じ、保健所、子ども総合センター等の専門機関との連携を図りながら、臨時健康診断、教職員やスクールカウンセラーによるカウンセリング、電話相談等の実施に努める。</u>																											

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																								
	(新設)  2 (略)		5 支援要請 県及び市町村は、避難所等における衛生環境を維持すため、必要に応じ、災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。  2 (略)																									
141	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬  <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 遺体の搜索</td> <td>● (総) 本部連絡室、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の収容・処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 遺体の搜索	● (総) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)	第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)	第3 遺体の埋葬	(略)	(略)	154	第19節 遺体等の搜索・処理・埋葬  <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 遺体の搜索</td> <td>● (危) 本部連絡室、(消) 警防班</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第2 遺体の収容・処理</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>第3 遺体の埋葬</td> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 遺体の搜索	● (危) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)	第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)	第3 遺体の埋葬	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																										
第1 遺体の搜索	● (総) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)																										
第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)																										
第3 遺体の埋葬	(略)	(略)																										
項目	担当	関係機関																										
第1 遺体の搜索	● (危) 本部連絡室、(消) 警防班	(略)																										
第2 遺体の収容・処理	(略)	(略)																										
第3 遺体の埋葬	(略)	(略)																										
141	第1 遺体の搜索 (略) 第2 遺体の収容・処理 1 遺体の収容 市は、遺体 収容所 を公共施設等に開設し、収容・処理に必要な水、シート、棺、ドライアイス等の資機材を確保する。資機材は、葬祭業者及び県に確保を要請する。 (略) (1) (略) (2) 河北飯野体育研修センター又は河北総合センター（ビッグバン）（桃生地区、河北地区、雄勝地区、北上地区） なお、遺体 収容所 に検視場所を設置するとともに、相談場所を設置し、被災者からの照会、相談等に対応する。	154	第1 遺体の搜索 (略) 第2 遺体の収容・処理 1 遺体の収容 市は、遺体の 収容所 安置所 及び検査場所 を公共施設等に開設し、収容・処理に必要な水、シート、棺、ドライアイス等の資機材を確保する。資機材は、葬祭業者及び県に確保を要請する。 (略) (1) (略) (2) 河北飯野体育研修センター又は河北総合センター（ビッグバン）（桃生地区、河北地区、雄勝地区、北上地区） なお、遺体の 収容所 安置所 に検査場所を設置するとともに、相談場所を設置し、被災者からの照会、相談等に対応する。	県地域防災計画変更の反映																								
141	2 遺体の処理 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察の検視 等が完了し、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合、又は身元不明者の遺体が市に引渡された場合は、必要に応じ、関係機関の協力を得て、最低限の処置及び遺体の一時保存を行う。	155	2 遺体の処理 市は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、警察の検視（死体調査） 等が完了し、その遺族等が混乱期のため遺体の処理ができない場合、又は身元不明者の遺体が市に引渡された場合は、必要に応じ、関係機関の協力を得て、最低限の処置及び遺体の一時保存を行う。	県担当課意見の反映修正																								
142	第3 遺体の埋葬 1 遺体の埋葬 (略) (6) 一時的な埋葬について 市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、	155	第3 遺体の埋葬 1 遺体の埋葬 (略) (6) 一時的な埋葬について 市は広域火葬をもってしてもなお処理能力が追いつかず、火葬が行われない状態が現に続き、又は長期的に続くことが予想される場合は、一時的な埋葬を行うことができる。一時的な埋葬を行おうとするときは、その旨を県に報告するとともに、	県地域防災計画変更の反映																								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																		
	「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に <u>基づき</u> 、事務を行うこと。		「墓地、埋葬等に関する法律（昭和 23 年法律第 48 号）」第 10 条の規定に <u>より</u> 、事務を行うこと。																			
142	2 身元不明者の取扱い 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品 <u>一</u> について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明 <u>し</u> 次第遺族に引渡す。	156	2 身元不明者の取扱い 市は、身元の判明しない遺骨及び所持品 <u>等</u> について、公営墓地又は寺院等に依頼するなどして保管し、身元が判明 <u>し</u> 次第遺族に引渡す。	県地域防災計画変更の反映																		
143	第 20 節 災害廃棄物処理活動 第 1 災害廃棄物の処理 1 処理対象  （略） 2 処理の基本 (1)～(6) （略） (7) 市は、ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、（社 福）石巻市社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する などして、効率的に <u>一</u> 災害廃棄物等の搬出を行う。 3～6 （略）	156	第 20 節 災害廃棄物処理活動 第 1 災害廃棄物の処理 1 処理対象 <u>災害時には損壊家屋をはじめとする大量の災害廃棄物が発生することから、生活環 境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、その適正な処理を確保することを旨と して、円滑かつ迅速に処理を行う必要がある。</u> （略） 2 処理の基本 (1)～(6) （略） (7) 市は、ボランティア等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、（社 福）石巻市社会福祉協議会等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担する などして、効率的に <u>被災住居等からの</u> 災害廃棄物等の搬出を行う。 3～6 （略）	県計画との整合 県地域防災計画変更の反映																		
144	第 2 し尿の処理 1 仮設トイレの設置 (1) 市は、備蓄している仮設トイレのほか、仮設トイレの調達が必要となった場合、 レンタル業者から必要となる数量の仮設トイレを確保し避難所等に配置する。 なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別 <u>一</u> の設置、女性や子 <u>ども</u> が安全に行ける場所への設置に配慮する。  （2） （略） 2 （略）	157	第 2 し尿の処理 1 仮設トイレの設置 (1) 市は、備蓄している仮設トイレのほか、仮設トイレの調達が必要となった場合、 レンタル業者から必要となる数量の仮設トイレを確保し避難所等に配置する。 なお、仮設トイレ等の設置に当たっては、要配慮者への配慮を行うとともに、男女別 <u>や多目的トイレ</u> の設置、女性や子 <u>供</u> が安全に行ける場所への設置に配慮する。 <u>また、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置 に配慮するよう努めるものとする。</u> (2) （略） 2 （略）	県地域防災計画変更の反映																		
145	第 21 節 社会秩序維持活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第 1 警備対策</td> <td><u>（消）警防班</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第 2 物価監視</td> <td><u>（保）応援班（総合相談セン ター）</u></td> <td>（略）</td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 警備対策	<u>（消）警防班</u>	（略）	第 2 物価監視	<u>（保）応援班（総合相談セン ター）</u>	（略）	158	第 21 節 社会秩序維持活動 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第 1 警備対策</td> <td><u>地域安全推進課、（消）警防班</u></td> <td>（略）</td> </tr> <tr> <td>第 2 物価監視</td> <td><u>地域安全推進課、（保）応援班 (総合相談センター)</u></td> <td>（略）</td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 警備対策	<u>地域安全推進課、（消）警防班</u>	（略）	第 2 物価監視	<u>地域安全推進課、（保）応援班 (総合相談センター)</u>	（略）	災対組織図の反映
項目	担当	関係機関																				
第 1 警備対策	<u>（消）警防班</u>	（略）																				
第 2 物価監視	<u>（保）応援班（総合相談セン ター）</u>	（略）																				
項目	担当	関係機関																				
第 1 警備対策	<u>地域安全推進課、（消）警防班</u>	（略）																				
第 2 物価監視	<u>地域安全推進課、（保）応援班 (総合相談センター)</u>	（略）																				
145	第 1 警備対策 （略） 第 2 物価監視 （略）	158	第 1 警備対策 （略） 第 2 物価監視 （略）																			
146	第 22 節 教育活動 第 1 災害発生時の対応 （略）	159	第 22 節 教育活動 第 1 災害発生時の対応 （略）	県地域防災計画変更の反映																		

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<p>第2 学校施設等の応急措置</p> <p>1 公立学校 (略)</p> <p>市及び市教育委員会は、被害状況を調査し、<u>一</u>応急復旧を行う。</p>		<p>第2 学校施設等の応急措置</p> <p>1 公立学校 (略)</p> <p>市及び市教育委員会は、被害状況を調査し、<u>関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、</u>応急復旧を行う。</p>													
146	<p>2 私立学校 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 公立学校等</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、<u>一</u>応急復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>2~3 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋	(略)	1 公立学校等	(1) (略)	(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>一</u> 応急復旧を行う。	2~3 (略)	159	<p>2 私立学校 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>1 公立学校等</td> </tr> <tr> <td>(1) (略)</td> </tr> <tr> <td>(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、<u>関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、</u>応急復旧を行う。</td> </tr> <tr> <td>2~3 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋	(略)	1 公立学校等	(1) (略)	(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、</u> 応急復旧を行う。	2~3 (略)	
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋																
(略)																
1 公立学校等																
(1) (略)																
(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>一</u> 応急復旧を行う。																
2~3 (略)																
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-22の抜粋																
(略)																
1 公立学校等																
(1) (略)																
(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、 <u>関係機関への報告等、所要の措置を講じた上で必要な場合には、</u> 応急復旧を行う。																
2~3 (略)																
147	第3 教育の実施 (略)	160	第3 教育の実施 (略)													
148	第4 文化財対策 国県市指定の文化財に被害が発生した場合は、その管理者等は、 <u>市</u> 教育委員会に報告する。	161	第4 文化財対策 国県市指定の文化財に被害が発生した場合は、その管理者等は、 <u>所管の</u> 教育委員会に報告する。	県地域防災計画変更の反映												
149	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第1 防災資機材の確保 (略) 第2 労働力の確保 (略)	162	第23節 防災資機材及び労働力の確保 第1 防災資機材の確保 (略) 第2 労働力の確保 (略)													
150	第24節 公共土木施設等の応急対策 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 公共土木施設</td><td>(略)</td><td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>東</u>部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)</td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>東</u> 部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)	164	第24節 公共土木施設等の応急対策 <table border="1"><thead><tr><th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr></thead><tbody><tr><td>第1 公共土木施設</td><td>(略)</td><td>仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、<u>南</u>三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)</td></tr></tbody></table>	項目	担当	関係機関	第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南</u> 三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)	委員意見の反映修正
項目	担当	関係機関														
第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>東</u> 部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)														
項目	担当	関係機関														
第1 公共土木施設	(略)	仙台河川国道事務所、北上川下流河川事務所、 <u>南</u> 三陸沿岸国道事務所、東部地方振興事務所、東部土木事務所、石巻港湾事務所、石巻地区広域行政事務組合、宮城県道路公社、東日本旅客鉄道(株)仙台支社、東日本高速道路(株)														

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
150	第1 公共土木施設 <u>(新設)</u>  <u>1 道路</u> (略)	163	第1 公共土木施設 <u>1 交通対策</u> <u>(1) 道路</u> 道路管理者は、情報板などにより、津波発生に関する情報や地震被害による通行規制情報の提供に努めることとし、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路等について、道路啓開・除雪等の必要な措置を講じる。 <u>(2) 乗客等の避難誘導</u> 道路管理者のほか、海上、航空、鉄道施設の管理者は、船舶、列車等の乗客や駅、空港、港湾のターミナルに滞在する者の避難誘導計画等を定める。 なお、避難誘導方法については、冬季は経路上の積雪や凍結等により避難に時間を要するおそれがあることを考慮する。 <u>2 道路施設</u> (略)	県計画との整合
150	<u>2 海岸保全施設</u> ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋 1 県の対応 (1)～(2) (略) (3) 二次災害の防止対策 (略) —	163	<u>3 海岸保全施設</u> ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋 1 県の対応 (1)～(2) (略) (3) 二次災害の防止対策 (略) また、海岸保全施設が被災した場合、浸水被害の発生や拡大を防止する措置を講じるほか、速やかに災害復旧工事を実施する。	県地域防災計画変更の反映
151	<u>3 河川管理施設</u> (略)	164	<u>4 河川管理施設</u> (略)	
-	<u>(新設)</u>	165	<u>5 林道・治山施設</u> ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋 県及び市町村は、地震発生後（津波の危険がある場合は、津波の危険がなくなった後）に林道、林地、治山施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧を実施する。 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、災害発生直後における十分な施設等の点検・現地調査を行い、被害状況を把握する。 2 林道、林地、治山施設が被災した場合、被災施設等の重要度を勘案し、早急に応急復旧等の工事を実施する。	県地域防災計画変更の反映

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等						
151	<p><u>4</u> 港湾施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋</td></tr> <tr> <td>1 県の対応 (略) 港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。 2~3 (略)</td></tr> <tr> <td><u>5</u> 漁港施設 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋	1 県の対応 (略) 港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。 2~3 (略)	<u>5</u> 漁港施設 (略)	165	<p><u>6</u> 港湾施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋</td></tr> <tr> <td>1 県の対応 (略) 港湾施設は、地震災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。 2~3 (略)</td></tr> <tr> <td><u>7</u> 漁港施設 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋	1 県の対応 (略) 港湾施設は、地震災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。 2~3 (略)	<u>7</u> 漁港施設 (略)	県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋										
1 県の対応 (略) 港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。 2~3 (略)										
<u>5</u> 漁港施設 (略)										
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋										
1 県の対応 (略) 港湾施設は、地震災害後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送をはじめ物流機能の確保に最大限努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期復旧に努める。 2~3 (略)										
<u>7</u> 漁港施設 (略)										
152	<p><u>6</u> 鉄道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋</td></tr> <tr> <td>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 (略) (3) (略) (4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客・公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ～ロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。 (6) (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋	1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 (略) (3) (略) (4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客・公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ～ロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。 (6) (略)	166	<p><u>8</u> 鉄道施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋</td></tr> <tr> <td>1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) 防災関係機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 (略) (3) (略) (4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ～ロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。 (6) (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋	1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) 防災関係機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 (略) (3) (略) (4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ～ロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。 (6) (略)	県地域防災計画変更の反映		
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋										
1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 (略) (3) (略) (4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客・公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難指示があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ～ロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。 (6) (略)										
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋										
1 東日本旅客鉄道（株）仙台支社 (1) (略) (2) 防災関係機関、地方公共団体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。 (略) (3) (略) (4) 旅客及び公衆等の避難 イ (略) ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客及び公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所へ避難するよう指示があった場合及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。 (5) 消防及び救助に関する措置 イ～ロ (略) ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方公共団体に対する応援要請を行う。 (6) (略)										
153	<u>7</u> 農地・農業施設	167	<u>9</u> 農地・農業用施設	県地域防災計画変更の反映						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
	<p>市は、農地、農業<u>施設</u>に係る二次災害を未然に防止するため、(略)</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋</p> <p>県及び市町村は、農地、農業<u>施設</u>に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。</li> <li>2 地震により農地・農業<u>施設</u>が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。</li> <li>3 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。</li> <li>4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。</li> </ol> <p><u>8</u> 都市公園施設 (略)</p> <p><u>9</u> 廃棄物処理施設 (略)</p> <p><u>10</u> 市の施設及びその他公共施設 (略)</p>		<p>市は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、(略)</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-24の抜粋</p> <p>県及び市町村は、農地、農業用施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。</li> <li>2 地震により農地・農業用施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設については、速やかな応急復旧を行う。</li> <li>3 二次災害防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。</li> <li>4 地盤沈下等により湛水状態となった農地については、排水ポンプ車の配備等により速やかに排水を行う。</li> </ol> <p><u>10</u> 都市公園施設 (略)</p> <p><u>11</u> 廃棄物処理施設 (略)</p> <p><u>12</u> 市の施設及びその他公共施設 (略)</p>	項目番号の調整
155	第25節 ライフライン施設等の応急復興	168	第25節 ライフライン施設等の応急復旧	県地域防災計画変更の反映 県担当課意見の反映修正 委員意見の反映修正

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等				
155	<p>第1 ライフライン施設 1～2 (略) 3 電力施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> <tr> <td>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 1～3 (略) 4 復旧資材の確保 (1)～(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 　災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方<u>自治体</u>の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5～6 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 1～3 (略) 4 復旧資材の確保 (1)～(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方 <u>自治体</u> の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5～6 (略)		<p>第1 ライフライン施設 1～2 (略) 3 電力施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> <tr> <td>電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 1～3 (略) 4 復旧資材の確保 (1)～(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 　災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方<u>公共団体</u>の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5～6 (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 1～3 (略) 4 復旧資材の確保 (1)～(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方 <u>公共団体</u> の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5～6 (略)	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋								
電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 1～3 (略) 4 復旧資材の確保 (1)～(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方 <u>自治体</u> の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5～6 (略)								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋								
電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。 1～3 (略) 4 復旧資材の確保 (1)～(2) (略) (3) 復旧資材置場の確保 災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方 <u>公共団体</u> の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。 5～6 (略)								
156	<p>4 ガス施設 (1) 液化石油ガス施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 (略) ロ～ニ (略) (2) (一社)宮城県LPガス協会は、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 (略) ロ～ニ (略) (2) (一社)宮城県LPガス協会は、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。	170	<p>4 ガス施設 (1) 液化石油ガス施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> <tr> <td>1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 (略) <u>供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。</u> ロ～ニ (略) (2) (一社)宮城県LPガス協会は、<u>災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。</u> <u>イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施</u> <u>ロ 応急供給の実施</u> <u>ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告</u> <u>ニ 緊急資機材の受け入れ及び応援隊の受入調整</u> <u>ホ 二次災害防止のための広報活動</u> (3)～(4) (略)</td> </tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 (略) <u>供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。</u> ロ～ニ (略) (2) (一社)宮城県LPガス協会は、 <u>災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。</u> <u>イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施</u> <u>ロ 応急供給の実施</u> <u>ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告</u> <u>ニ 緊急資機材の受け入れ及び応援隊の受入調整</u> <u>ホ 二次災害防止のための広報活動</u> (3)～(4) (略)	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋								
1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 (略) ロ～ニ (略) (2) (一社)宮城県LPガス協会は、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努める。								
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋								
1 液化石油ガス施設 (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。 イ 応急措置と応援要請 (略) <u>供給先の多くが被災した場合及び水害時の容器流出の場合、速やかに（一社）宮城県LPガス協会の各支部（支部長又は事務局）及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所に応援要請の措置をとる。</u> ロ～ニ (略) (2) (一社)宮城県LPガス協会は、 <u>災害が発生した場合は、迅速かつ的確に次の事項について行うため、各支部及び宮城県LPガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼動するよう体制の充実強化に努めるほか、次の対策を講じる。</u> <u>イ 二次災害防止のための緊急措置と応急措置の実施</u> <u>ロ 応急供給の実施</u> <u>ハ 被害状況及び復旧状況の確認調査と報告</u> <u>ニ 緊急資機材の受け入れ及び応援隊の受入調整</u> <u>ホ 二次災害防止のための広報活動</u> (3)～(4) (略)								

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等		
157	<p>(2) 都市ガス施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> </table> <p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。</p> <p>イ 製造所の緊急点検と復旧対策</p> <p>地震の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。</p> <p>ロ 各施設の緊急点検と復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化 <u>(公共施設が存在するブロックを優先させる。)</u></p> <p>(ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査</p> <p>(ニ) 本支管、供給管漏洩箇所修理</p> <p>(ホ)～(ヘ) (略)</p> <p>ハ 応援体制</p> <p>災害の規模に応じて、「<u>地震・洪水等非常事態における救護措置要綱</u>」<u>((一社)日本ガス協会)</u>に基づき、(一社)日本ガス協会への応援要請の措置をとる。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	171	<p>(2) 都市ガス施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> </table> <p>2 都市ガス施設</p> <p>(1) ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。</p> <p>イ 製造所の緊急点検と復旧対策</p> <p>地震災害の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。</p> <p>ロ 各施設の緊急点検と復旧対策</p> <p>(略)</p> <p>(イ) (略)</p> <p>(ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化</p> <p>(ハ) 復旧ブロック内の漏えい検査</p> <p>(ニ) 本支管、供給管漏えい箇所修理</p> <p>(ホ)～(ヘ) (略)</p> <p>ハ 応援体制</p> <p>災害の規模に応じて、「<u>災害時連携計画</u>」に基づき、(一社)日本ガス協会への応援要請の措置をとる。</p> <p>ニ (略)</p> <p>(2)～(3) (略)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋						
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋						
158	<p>5 電信・電話施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> </table> <p>通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。</p> <p>(1) 応急復旧対策として可搬型無線装置の出動、臨時回線の作成、災害時公衆電話の設置等を行う。</p> <p>(2) 広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	172	<p>5 電信・電話施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋</td> </tr> </table> <p>電気通信施設が被災した場合には、公共機関などの通信確保はもとより、被災地域における通信の孤立化防止を図るとともに、応急復旧作業を迅速かつ的確に実施し、通信の疎通を図る。</p> <p>1 応急対策の内容</p> <p>通信設備に被害が発生した場合は、最小限の通信の確保を行うため、次の各号の措置をとる。</p> <p>(1) 非常用可搬型交換装置の出動</p> <p>(2) 衛星通信装置、可搬型無線装置などの出動</p> <p>(3) 移動電源車の出動</p> <p>(4) 応急ケーブルによる措置</p>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋	県地域防災計画変更の反映
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋						
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-25の抜粋						

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
	<p>2 応急<u>通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</u></p> <p>(1) <u>設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。</u></p> <p>(2) <u>被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」・災害用伝言板「web171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(3) <u>被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</u></p>		<p>2 応急 <u>措置</u> <u>通信設備に被害が発生した場合は、次の各号の措置をとる。</u></p> <p>(1) <u>最小限の通信の確保</u> <u>広範囲な家屋の倒壊、焼失などによって通信が途絶するような最悪の場合でも、最小限度の通信ができるよう努める。</u></p> <p>(2) <u>災害時公衆電話の設置</u> イ <u>各市町村指定の避難所等に、必要に応じて災害時公衆電話を設置する。</u> ロ <u>孤立化する地域をなくすため、地域ごとに災害時公衆電話を設置する。</u> ハ <u>広域停電が発生している場合は、公衆電話の無料化を行う。</u></p> <p>(3) <u>回線の応急復旧</u> <u>電気通信設備の被災に対処するため、回線の応急復旧作業を迅速に実施するが、通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。</u></p> <p>イ <u>設備の状況を監視しつつトラヒックコントロールを行うとともに、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行い、重要通信を確保する。</u></p> <p>ロ <u>被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル（171）・災害用伝言板（web171）を提供し、ふくそうの緩和を図る。</u></p> <p>ハ <u>被災地に指定する地域及び期間において、被災者が発信する被災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報に先立って伝送及び配達を行う。</u></p>													
159	第26節 危険物施設等の安全確保 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第1 危険物施設等の安全対策</td> <td>(総) 本部連絡室、●(総) 広報班</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 危険物施設等の安全対策	(総) 本部連絡室、●(総) 広報班	(略)	173	第26節 危険物施設等の安全確保 <table border="1"> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> <tr> <td>第1 危険物施設等の安全対策</td> <td>(危) 本部連絡室、●(総) 広報班</td> <td>(略)</td> </tr> </table>	項目	担当	関係機関	第1 危険物施設等の安全対策	(危) 本部連絡室、●(総) 広報班	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関														
第1 危険物施設等の安全対策	(総) 本部連絡室、●(総) 広報班	(略)														
項目	担当	関係機関														
第1 危険物施設等の安全対策	(危) 本部連絡室、●(総) 広報班	(略)														
159	第1 危険物施設等の安全対策 1 住民への広報 (略) 2～4 (略)	173	第1 危険物施設等の安全対策 1 市民等への広報 (略) 2～4 (略)	語句の統一												

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等												
160	<p>5 毒物劇物貯蔵施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋</td></tr> <tr> <td>1 (略)</td></tr> <tr> <td>2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。</td></tr> <tr> <td>3~4 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋	1 (略)	2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。	3~4 (略)	174	<p>5 毒物劇物貯蔵施設</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋</td></tr> <tr> <td>1 (略)</td></tr> <tr> <td>2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。</td></tr> <tr> <td>3~4 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋	1 (略)	2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。	3~4 (略)	県地域防災計画変更の反映				
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋																
1 (略)																
2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。																
3~4 (略)																
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋																
1 (略)																
2 県は、毒物劇物貯蔵施設から毒劇物が漏えいした場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。																
3~4 (略)																
160	<p>6 環境モニタリング</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋</td></tr> <tr> <td>県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。</td></tr> <tr> <td>1 公共用海域や地下水の水質等についてのモニタリング</td></tr> <tr> <td>2 環境大気中の有害物質等のモニタリング</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋	県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。	1 公共用海域や地下水の水質等についてのモニタリング	2 環境大気中の有害物質等のモニタリング	(略)	174	<p>6 環境モニタリング</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋</td></tr> <tr> <td>県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。</td></tr> <tr> <td>1 公共用海域や地下水の水質等についてのモニタリング</td></tr> <tr> <td>2 環境大気中の有害物質等のモニタリング</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋	県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。	1 公共用海域や地下水の水質等についてのモニタリング	2 環境大気中の有害物質等のモニタリング	(略)	県地域防災計画変更の反映		
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋																
県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。																
1 公共用海域や地下水の水質等についてのモニタリング																
2 環境大気中の有害物質等のモニタリング																
(略)																
※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-26の抜粋																
県は、有害物質の漏えいによる環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。																
1 公共用海域や地下水の水質等についてのモニタリング																
2 環境大気中の有害物質等のモニタリング																
(略)																
161	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農林水産業</td> <td>(略)</td> <td>いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、<u>石巻地方</u>農業共済組合、石巻市漁業協同組合</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>石巻地方</u> 農業共済組合、石巻市漁業協同組合	175	<p>第27節 農林水産業の応急対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>担当</th> <th>関係機関</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1 農林水産業</td> <td>(略)</td> <td>いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、<u>宮城県</u>農業共済組合(旧:石巻地方農業共済組合)、石巻市漁業協同組合</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>宮城県</u> 農業共済組合(旧:石巻地方農業共済組合)、石巻市漁業協同組合	県指摘の反映
項目	担当	関係機関														
第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>石巻地方</u> 農業共済組合、石巻市漁業協同組合														
項目	担当	関係機関														
第1 農林水産業	(略)	いしのまき農業協同組合、東部地方振興事務所、石巻地区森林組合、 <u>宮城県</u> 農業共済組合(旧:石巻地方農業共済組合)、石巻市漁業協同組合														
161	<p>第1 農林水産業</p> <p>1 農業</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編3-27の抜粋</td></tr> <tr> <td>1~4 (略)</td></tr> <tr> <td>5 死亡獣畜の処理</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については<u>沿岸</u>市町<u>村</u>が行い、<u>沿岸</u>市町<u>村</u>から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。</td></tr> <tr> <td>2~3 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編3-27の抜粋	1~4 (略)	5 死亡獣畜の処理	(略)	(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については <u>沿岸</u> 市町 <u>村</u> が行い、 <u>沿岸</u> 市町 <u>村</u> から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。	2~3 (略)	175	<p>第1 農林水産業</p> <p>1 農業</p> <p>(略)</p> <table border="1"> <tr> <td>※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編3-27の抜粋</td></tr> <tr> <td>1~4 (略)</td></tr> <tr> <td>5 死亡獣畜の処理</td></tr> <tr> <td>(略)</td></tr> <tr> <td>(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については<u>市町</u><u>村</u>が行い、<u>市町</u><u>村</u>から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。</td></tr> <tr> <td>2~3 (略)</td></tr> </table>	※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編3-27の抜粋	1~4 (略)	5 死亡獣畜の処理	(略)	(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については <u>市町</u> <u>村</u> が行い、 <u>市町</u> <u>村</u> から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。	2~3 (略)	県計画との整合
※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編3-27の抜粋																
1~4 (略)																
5 死亡獣畜の処理																
(略)																
(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については <u>沿岸</u> 市町 <u>村</u> が行い、 <u>沿岸</u> 市町 <u>村</u> から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。																
2~3 (略)																
※参考 宮城県地域防災計画 津波災害対策編3-27の抜粋																
1~4 (略)																
5 死亡獣畜の処理																
(略)																
(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については <u>市町</u> <u>村</u> が行い、 <u>市町</u> <u>村</u> から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。																
2~3 (略)																

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																				
163	<p>第 28 節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 危険度判定</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 2 風評被害等の軽減</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 3 水防対策</td><td>(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 4 土砂災害対策</td><td>●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 5 空き家等の把握</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 危険度判定	(略)	(略)	第 2 風評被害等の軽減	(略)	(略)	第 3 水防対策	(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)	第 4 土砂災害対策	●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)	第 5 空き家等の把握	(略)	(略)	177	<p>第 28 節 二次災害・複合災害防止対策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th><th>担当</th><th>関係機関</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第 1 危険度判定</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 2 風評被害等の軽減</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 3 水防対策</td><td>(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 4 土砂災害対策</td><td>●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班</td><td>(略)</td></tr> <tr> <td>第 5 空き家等の把握</td><td>(略)</td><td>(略)</td></tr> </tbody> </table>	項目	担当	関係機関	第 1 危険度判定	(略)	(略)	第 2 風評被害等の軽減	(略)	(略)	第 3 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)	第 4 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)	第 5 空き家等の把握	(略)	(略)	組織変更に伴う修正
項目	担当	関係機関																																						
第 1 危険度判定	(略)	(略)																																						
第 2 風評被害等の軽減	(略)	(略)																																						
第 3 水防対策	(総) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)																																						
第 4 土砂災害対策	●(総) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)																																						
第 5 空き家等の把握	(略)	(略)																																						
項目	担当	関係機関																																						
第 1 危険度判定	(略)	(略)																																						
第 2 風評被害等の軽減	(略)	(略)																																						
第 3 水防対策	(危) 本部連絡室、●(産) 水産班、(建) 総務班(河川港湾高規格道路整備推進課)、(建) 道路班、(建) ポンプ場班、(建) 巡視班、(消) 警防班	(略)																																						
第 4 土砂災害対策	●(危) 本部連絡室、(産) 農林班、(建) 道路班	(略)																																						
第 5 空き家等の把握	(略)	(略)																																						
163	<p>第 1 危険度判定 1 (略) 2 被災宅地の危険度判定 市は、被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害危険箇所などの危険度判定を行う。 (1) ~ (2) (略)</p>	177	<p>第 1 危険度判定 1 (略) 2 被災宅地の危険度判定 市は、被災した宅地の二次災害を軽減、防止し市民等の安全を図るために被災宅地や土砂災害のおそれのある箇所などの危険度判定を行う。 (1) ~ (2) (略)</p>	県指摘の反映																																				
164	<p>第 2 風評被害等の軽減 (略) 第 3 水防対策 1 高潮・高浪・波浪への対応 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※参考</th><th>宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-28 の抜粋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 高潮・高浪・波浪</td><td>県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、<u>応急工事</u>を実施する。</td></tr> </tbody> </table> <p>2 集中豪雨等への対応 市は、各種の水防警報を関係機関に伝達するほか、雨量や河川水位等の情報を県総合防災情報システム等から入手し、これらの情報に基づき、重要水防区域及び危険箇所、二次災害につながるおそれのある河川施設、溜池、堤防等の警戒を行う。 (略)</p>	※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-28 の抜粋	4 高潮・高浪・波浪	県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、 <u>応急工事</u> を実施する。	178	<p>第 2 風評被害等の軽減 (略) 第 3 水防対策 1 高潮・高浪・波浪への対応 (略)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>※参考</th><th>宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-28 の抜粋</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4 高潮・高浪・波浪</td><td>県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、<u>応急工事等の対策</u>を実施する。</td></tr> </tbody> </table> <p>2 集中豪雨等への対応 市は、各種の水防警報を関係機関に伝達するほか、雨量や河川水位等の情報を県総合防災情報システム等から入手し、これらの情報に基づき、重要水防区域及び危険箇所、二次災害につながるおそれのある河川施設、ため池、堤防等の警戒を行う。 (略)</p>	※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-28 の抜粋	4 高潮・高浪・波浪	県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、 <u>応急工事等の対策</u> を実施する。	県地域防災計画変更の反映 語句の統一 県計画との整合																												
※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-28 の抜粋																																							
4 高潮・高浪・波浪	県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、 <u>応急工事</u> を実施する。																																							
※参考	宮城県地域防災計画 地震災害対策編 3-28 の抜粋																																							
4 高潮・高浪・波浪	県及び市町は、高潮、波浪、潮位の変化による浸水を防止するため、海岸保全施設等の点検を行うとともに、地盤沈下による浸水等に備え、必要に応じて、 <u>応急工事等の対策</u> を実施する。																																							
164	第 4 土砂災害対策 1 危険箇所の点検	178	第 4 土砂災害対策 1 危険箇所の点検	県地域防災計画変更の反映																																				

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																												
	<p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-28の抜粋</p> <p>(2) 点検の実施 (略)</p> <p>また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に避難の指示等の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>2 (略)</p>		<p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-28の抜粋</p> <p>(2) 点検の実施 (略)</p> <p><u>なお、市町村は災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。</u></p> <p>また、県は、地すべりによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において、市町村が適切に避難情報の発令の判断が行えるよう土砂災害に関する情報を提供する。</p> <p>2 (略)</p>																													
165	第5 空き家等の把握 (略)	179	第5 空き家等の把握 (略)																													
166	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 応急公用負担の権限</p> <p>大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなど、必要な措置を図る。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 知事の権限</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-29の抜粋</p> <p>(1) (略) ト その他災害発生の防御又は拡大防止のための措置に関する事項</p> <p>(2) (略)</p>	180	<p>第29節 応急公用負担等の実施</p> <p>第1 応急公用負担の権限</p> <p>大規模地震災害時において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、若しくは応急措置の業務に従事させるなど、必要な措置を図る。</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 知事の権限</p> <p>※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編3-29の抜粋</p> <p>(1) (略) ト その他災害発生の防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項</p> <p>(2) (略)</p>	県地域防災計画変更の反映 県計画との整合																												
167	第2 応急公用負担の措置 (略)	181	第2 応急公用負担の措置 (略)																													
168	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>第1 ボランティアの活動拠点について (略)</p>	182	<p>第30節 ボランティア活動</p> <p>第1 ボランティアの活動拠点について (略)</p>																													
169	<p>第2 専門性のあるボランティア活動について</p> <p>市は、各対策で支援を受ける専門性のあるボランティアを、それぞれの部で受け入れる。ボランティアに支援を依頼する項目及び担当部は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な受入れ項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 被災宅地の危険度判定</td> <td>災対建設部</td> </tr> <tr> <td>② 被災建築物の応急危険度判定</td> <td>災対建設部</td> </tr> <tr> <td>③ 砂防関係施設診断</td> <td>災対建設部</td> </tr> <tr> <td>④ 外国人のための通訳</td> <td>災対復興企画部</td> </tr> <tr> <td>⑤ 救護所での医療、看護、保健予防</td> <td>災対保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>⑥ 被災者メンタルヘルスケア</td> <td>災対保健福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部	① 被災宅地の危険度判定	災対建設部	② 被災建築物の応急危険度判定	災対建設部	③ 砂防関係施設診断	災対建設部	④ 外国人のための通訳	災対復興企画部	⑤ 救護所での医療、看護、保健予防	災対保健福祉部	⑥ 被災者メンタルヘルスケア	災対保健福祉部	183	<p>第2 専門性のあるボランティア活動について</p> <p>市は、各対策で支援を受ける専門性のあるボランティアを、それぞれの部で受け入れる。ボランティアに支援を依頼する項目及び担当部は、おおむね次のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>主な受入れ項目</th> <th>担当部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 被災宅地の危険度判定</td> <td>災対建設部</td> </tr> <tr> <td>② 被災建築物の応急危険度判定</td> <td>災対建設部</td> </tr> <tr> <td>③ 砂防関係施設診断</td> <td>災対建設部</td> </tr> <tr> <td>④ 外国人のための通訳</td> <td>災対復興企画部</td> </tr> <tr> <td>⑤ 救護所での医療、看護、保健予防</td> <td>災対保健福祉部</td> </tr> <tr> <td>⑥ 被災者メンタルヘルスケア</td> <td>災対保健福祉部</td> </tr> </tbody> </table>	主な受入れ項目	担当部	① 被災宅地の危険度判定	災対建設部	② 被災建築物の応急危険度判定	災対建設部	③ 砂防関係施設診断	災対建設部	④ 外国人のための通訳	災対復興企画部	⑤ 救護所での医療、看護、保健予防	災対保健福祉部	⑥ 被災者メンタルヘルスケア	災対保健福祉部	組織変更に伴う修正
主な受入れ項目	担当部																															
① 被災宅地の危険度判定	災対建設部																															
② 被災建築物の応急危険度判定	災対建設部																															
③ 砂防関係施設診断	災対建設部																															
④ 外国人のための通訳	災対復興企画部																															
⑤ 救護所での医療、看護、保健予防	災対保健福祉部																															
⑥ 被災者メンタルヘルスケア	災対保健福祉部																															
主な受入れ項目	担当部																															
① 被災宅地の危険度判定	災対建設部																															
② 被災建築物の応急危険度判定	災対建設部																															
③ 砂防関係施設診断	災対建設部																															
④ 外国人のための通訳	災対復興企画部																															
⑤ 救護所での医療、看護、保健予防	災対保健福祉部																															
⑥ 被災者メンタルヘルスケア	災対保健福祉部																															

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前			頁	修正案			修正理由等
	⑦ 高齢者、障害者等への介護 ⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑨ その他専門的知識が必要な業務	災対保健福祉部 <u>災対総務部</u> 各 部			⑦ 高齢者、障害者等への介護 ⑧ アマチュア無線等を利用した情報通信事務 ⑨ その他専門的知識が必要な業務	災対保健福祉部 <u>災対危機管理部</u> 各 部		
170	第31節 海外からの支援の受入れ 第1 海外からの救援活動の受入れ (略)			184	第31節 海外からの支援の受入れ 第1 海外からの救援活動の受入れ (略)			
171	第3章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画 第1 災害復旧・復興方針の決定等 1 (略) 2 職員派遣等の要請 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他の地方公共団体に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>を活用</u> する。			185	第3章 災害復旧・復興対策 第1節 災害復旧・復興計画 第1 災害復旧・復興方針の決定等 1 (略) 2 職員派遣等の要請 市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ県、他の地方公共団体に対し職員の派遣、その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度 <u>の活用も含めて検討</u> する。			県地域防災計画変更の反映
171	第2 災害復旧計画 1 (略) 2 事業計画の策定 (略) (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第98号）） (2)～(9) (略)			185	第2 災害復旧計画 1 (略) 2 事業計画の策定 (略) (1) 公共土木施設災害復旧事業計画（公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）） (2)～(9) (略)			県計画との整合（98号は騒音規制法のため、97号に修正）
172	3 事業の実施 (1)～(5) (略) <u>(新設)</u> 4 (略)			186	3 事業の実施 (1)～(5) (略) <u>(6) 道路管理者及び上下水道、電力、通信等のインフラ事業者は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。</u> 4 (略)			県地域防災計画変更の反映
173	第3 災害復興計画 1 基本方向 市は、 <u>灾害</u> 復興の必要性が認められた場合、復興基本方針及び復興計画の策定を行う。 (略) 2 復興計画の策定 (略) 復興計画は、防災まちづくりの理念に基づいた災害に強いまちを構築するためのマスタートップランであり、復興に向けた取組 <u>み</u> の基本方針を示す復興基本計画と地区別の			187	第3 災害復興計画 1 基本方向 市は、 <u>地震災害からの</u> 復興の必要性が認められた場合、復興基本方針及び復興計画の策定を行う。 (略) 2 復興計画の策定 (略) 復興計画は、防災まちづくりの理念に基づいた災害に強いまちを構築するためのマスタートップランであり、復興に向けた取組 <u>み</u> の基本方針を示す復興基本計画と地区別の			県地域防災計画変更の反映 用語の統一

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等																																													
	具体的な復興まちづくりの方向性を示す地区別復興計画を二つの柱として、次のような手順と内容を基本として策定する。 (略)		具体的な復興まちづくりの方向性を示す地区別復興計画を二つの柱として、次のような手順と内容を基本として策定する。 (略)																																														
175	第2節 生活再建支援 第1 被災者の生活確保 1 (略) 2 被災者生活再建支援金の支給 (1)～(2) (略) (3) 被災者生活再建支援金の支給  支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、基礎支援金及び加算支援金の合計額となる。	189 190	第2節 生活再建支援 第1 被災者の生活確保 1 (略) 2 被災者生活再建支援金の支給 (1)～(2) (略) (3) 被災者生活再建支援金の支給  支給は、被災世帯となった世帯主による申請により行われる。支給金額は、基礎支援金及び加算支援金の合計額となる。 <u>ただし、単数世帯の支給額は各該当欄の金額の3／4となる。</u>	県計画との整合																																													
	(表追加)	190	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">被害程度</th> <th colspan="2">支給額</th> <th rowspan="2">計</th> </tr> <tr> <th>住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)</th> <th>住宅の再建方法に応じて支給する支援金加算支援金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全壊</td> <td rowspan="3">100万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>300万円</td> </tr> <tr> <td>解体(半壊・敷地被害)</td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>200万円</td> </tr> <tr> <td>長期避難</td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td>大規模半壊</td> <td rowspan="3">50万円</td> <td>建設・購入</td> <td>200万円</td> <td>250万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>100万円</td> <td>150万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> <td>50万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>中規模半壊</td> <td rowspan="3">-</td> <td>建設・購入</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>補修</td> <td>50万円</td> <td>50万円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>賃貸(公営住宅以外)</td> <td>25万円</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害程度	支給額		計	住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて支給する支援金加算支援金	全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円	解体(半壊・敷地被害)	補修	100万円	200万円	長期避難	賃貸(公営住宅以外)	50万円	150万円	大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円		補修	100万円	150万円		賃貸(公営住宅以外)	50万円	100万円	中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円		補修	50万円	50万円		賃貸(公営住宅以外)	25万円	250万円	県地域防災計画に合わせて追記
被害程度	支給額		計																																														
	住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)	住宅の再建方法に応じて支給する支援金加算支援金																																															
全壊	100万円	建設・購入	200万円	300万円																																													
解体(半壊・敷地被害)		補修	100万円	200万円																																													
長期避難		賃貸(公営住宅以外)	50万円	150万円																																													
大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円																																													
		補修	100万円	150万円																																													
		賃貸(公営住宅以外)	50万円	100万円																																													
中規模半壊	-	建設・購入	100万円	100万円																																													
		補修	50万円	50万円																																													
		賃貸(公営住宅以外)	25万円	250万円																																													
176	3～4 (略) 5 資金の貸し付け (1) 災害援護資金の貸し付け  市は、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。 (2) 母子父子及び寡婦福祉資金  市は、母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、無利子又は低利子で各種資金を貸し付ける。	190	3～4 (略) 5 資金の貸し付け (1) 災害援護資金  市は、石巻市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しのために災害援護資金の貸付けを行う。 (2) 母子父子及び寡婦福祉資金  市は、母子家庭や父子家庭、寡婦の方の生活安定とその家庭の子どもの福祉のため、無利子又は低利子で各種資金を貸し付ける。	県計画との整合																																													

石巻市地域防災計画【地震災害対策編】新旧対照表

頁	修正前	頁	修正案	修正理由等
176	(3) 生活福祉資金  (社福) 石巻市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、生活福祉資金を貸付ける。  ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸し付け対象とならない。 6～8 (略)	191	(3) 生活福祉資金  (社福) 石巻市社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」(厚生労働省)に基づき、災害救助法が適用にならない災害によって被害を受けた低所得世帯に対し、生活福祉資金を貸し付ける。  ただし、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯は、原則としてこの資金の貸し付け対象とならない。 6～8 (略)	県計画との整合
177	第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行 (略)	191	第2 被害家屋の調査・罹災証明等の発行 (略)	
179	第3節 住宅復旧支援 第1 住宅復旧支援 1 一般住宅復興資金の確保  ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－3の抜粋  県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。 2～3 (略)	193	第3節 住宅復旧支援 第1 住宅復旧支援 1 一般住宅復興資金の確保  ※参考 宮城県地域防災計画 地震災害対策編4－3の抜粋  県は、独立行政法人住宅金融支援機構及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被災市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。 2～3 (略)	県地域防災計画変更の反映
180	第4節 産業復興支援 (略)	194	第4節 産業復興支援 (略)	
181	第5節 都市基盤の復興対策 (略)	195	第5節 都市基盤の復興対策 (略)	
183	第6節 義援金の受入れ、配分 (略)	197	第6節 義援金の受入れ、配分 (略)	
184	第7節 激甚災害の指定 (略)	198	第7節 激甚災害の指定 (略)	
185	第8節 災害対応の検証 (略)	199	第8節 災害対応の検証 (略)	